

(史料紹介) 四條男爵家文書(二)

今津敏晃・神谷久覚

土田宏成・清水唯一朗

内藤一成・水野京子

一 史料の来歴と概要

私たちは、本紀要第八号(平成一六年三月発刊)において「(史料紹介) 四條男爵家文書」と題し、四條隆元氏所蔵の史料のうち主として男爵四條隆英関係のものについて紹介を行った。その文末に四條家から新たな史料群が発見されたことを付記したが、その後整理が進み、ようやく紹介できる段階に達したので、今後、順次報告していきたい。なお四條男爵家と関係文書の概要に関しては、前回報告の解説を参照されたい。

まず本史料群の発見経緯と、史料の全体像について述べる。新たな「四條男爵家文書」は四條家で自宅内を整理した際に偶然発見されたものであり、竹編みの衣裳籠いっばいに史料が雑然とした状態で収められていた。保存状態は比較的良好であった。これとは別に四條隆英の辞令類を貼り付けた台帳三冊も新たに発見された。これらは平成一

五年一二月、報告者のうち今津・土田・内藤・水野が霞会館で四條淑子・隆元両氏及び大村光子氏(四條隆英六女)と前回の史料紹介のための打ち合わせを行った際、四條家側より披露された。

竹籠内の史料の由来を直接に示す情報は見あたらなかったが、埃除け等のために史料に被せられた新聞の日付が昭和五年五月一日のものであったことから、その頃に手入れが行われたと思われる。また、大村光子・四條淑子両氏は邸内土蔵に古くより竹籠が存在したことは記憶されていたが中身についてはまったく関知されておらず、このことからみて、手入れ作業を行ったのは四條家先代当主隆貞氏であると推定できる。氏が存命ならば、本史料の伝来に関する情報をご存じであったであろう。

整理の結果、竹籠中の史料は四條隆平(四條隆訶弟、四條隆英養父)に関するものであることが判明した。内容的には①幕末維新期関係、②華族制度関係、③元老院関係に大別できた。このうち①の一部の史料には、おそらく戦前期の専門家による整理の際に貼り付けられ

たと思われる付箋があり、また、史料によっては同内容の文書が他で確認できる場合もあったが、おおむね、新発見の史料であった。こうした史料の詳細は今後個別に順次紹介していくが、今回は最初の試みとして②華族制度関係についての史料紹介を解説とともに挙げる。あわせて末尾に辞令台帳をもとに作成した四條隆英の履歴データを掲載する。

二 四條隆平履歴

史料紹介に先立って、四條隆平（天保一二（一八四一）～明治四四（一九一一））の経歴を確認しておこう。四條隆平は天保一二年四月二日、大納言四條隆生の三男として京都に生まれた。嘉永六年一二月兄隆誥の養子となり、安政元年一二月元服、昇殿を許された。文久三年八月の政変により、養父隆誥が三條実美等とともに、いわゆる七卿落ちの一人として長州へ逃れたことから、差控を仰せつけられたものの、九月には許された。隆平自身も思想的には攘夷派に属し、元治元年六月中山忠能らとともに横浜鎮港の実行を幕府に求める建言に名を連ね、慶応二年には中御門経之らとともに佐幕派の関白二條斉敬と中川宮朝彦親王を弾劾する建議に加わっている。このため同年一〇月には結党建議の故をもって再び差控を仰せつけられた。

慶応三年一二月、国事多端により執筆御用掛を命ぜられ、翌慶応四年正月には鳥羽伏見の戦に参加、同月五日には朝命を奉じて山崎の津藩（藤堂家）の陣営に向い、同藩を説得、政府軍に応じさせた。この間の事情については『史談会速記録』中の「四條隆平君国事執掌事歴附十三節」（第八三輯）および「男爵四條隆平君戊辰の役山崎表藤堂

陣に勅命を伝えられたる実歴附十一節」（第一六五輯）に詳しい。次いで北陸道鎮撫副総督となり、芸州、若州の兵を率いて出発、二月七日には参与職、同月九日には先鋒副総督兼鎮撫使となる。四月一九日には新潟裁判所（後・越後府）総督兼北陸道鎮撫副総督となり、さらに越後国柏崎県知事、越後府知事等を歴任した。明治二年五月民部官副知事の心得をもって岩代国巡察使を仰せつけられ、六月には戊辰の戦功をもって賞典禄二〇〇石を永世下賜された。

その後、明治二年九月に若松県知事、四年八月五条県知事、同年一月より六年一月まで奈良県令を歴任した。この間、奈良県令時代には明治天皇の写真下賜を申請し、六年六月に許されているが、これは地方庁への御真影下賜の嚆矢である。その後、一二年に宮内省より御用掛を仰せつけられ、一五年には太政官権少書記官兼元老院権少書記官に就任し、非職の後、二一年元老院議員に就任した。二三年には元老院廃止にともない、錦鶏間祇候を仰せつけられた。その間、二五年八月から二七年六月まで華族会館幹事を務めている。

明治二七年には四條家（侯爵）から分家、三二年七月二〇日に勲功により男爵を授けられた。三七年貴族院議員（男爵）に当選し、院内では木曜会に所属した。四三年一月には七〇歳に達したことにより御紋附御盃および酒肴料を賜わった。四四年七月一八日、死去に際し、勲二等に叙せられ、瑞宝章を授けられた。また葬儀に際しては天皇皇后より祭資金を賜り、かつ侍従河鰭公篤が勅使として同邸へ遣わされ幣帛を賜っている。

〔参考文献〕

万木淳三『現代名家精彩』（成文社、明治四三年）
大塚武松編『百官履歴』下巻（日本史籍協会、昭和三年）

大植四郎編『明治過去帳』新訂版（東京美術、昭和四六年）

史談会編『史談会速記録』一四、二四（原書房復刻版、昭和四七、四八年）

我部政男・広瀬順皓編『国立公文書館蔵勅奏任官履歴原書』下巻（柏書房、平成七年）

「正三位勲三等男爵四條隆平」（国立公文書館所蔵「叙勲裁可書」明治四四年、叙勲卷二・内国人二（二A―一八―勲三四八））

三 四條男爵家文書（二）概要

今回紹介する華族制度関係の文書は、①創設期の華族制度に関するものと②十五銀行設立関係に分類でき、前者はさらに華族会館関係、宗族関係、華族一般に分けられる。以下、順に見ていこう。

まず、華族会館関係のものとしては【2】「華族会館司計概算書写」がある。これは、公債証書残高および、同利子の額、そしてその利子によって購入する証書の額について明治一〇年から明治二四年までの数値を試算したものである。華族会館設立にもなつて集められた資本、寄付、公債証書などの利子などをもとに更に公債などの買い増しをはかり、華族会館および学校の運営資金に充てることを企図したためと思われる。同内容の文書が国立公文書館所蔵「岩倉具視関係文書」（北泉社マイクロフィルム版、七八―一、以下同）に見えるほか、徳川林政史研究所蔵の文書を底本にした抄録が『学習院百年史』第一編に掲載されている。

ただ、四條家に残された史料は綴じの順序が前後している上、さらに本来別の文書と考えられる記述が一続きの文書の中に紛れ込むなど

錯簡が見られた。そのため本翻刻では原本の丁数を付した上で、前掲諸史料を参考に復元掲載した。なお、錯簡が生じた理由等については不明である。

【12】「華族会館改正意見」は華族会館規則改正案であり、同内容の史料が国立国会図書館憲政資料室所蔵「三條実美関係文書」（北泉社マイクロフィルム版六七―五）に存在する。

宗族関係の史料としては以下のものがある（なお、宗族制度については大久保利謙『華族制の創出』所収の「宗族性と『宗族条約』」を参照）。

【4】は宗族制度導入にともなう指示を記したものである。前掲「三條実美関係文書」、前掲「岩倉具視関係文書」（八四―二）に若干の字句の異同はあるものの同内容の史料がある。本史料の内容は同族内での親睦を図るという一般的な指示のほか、宗族長、幹事、触頭を置くという制度運用上の指示、華族学校への土族入学の報告、書籍の寄贈、寄付金への反対給付としての優遇措置についての意見を求めている。なお、『華族会館誌』巻五および付録四の明治一〇年九月二七日の条によれば、銀行関連の【25】「計算書」も同じ日に宗族長、触頭らへ示されたという。

【14】は四條隆平が属した第四四類の宗族仮条約であり、【15】はその宗族運営のための会議での議題案である。後者では宗族長、幹事の日記、手当の件のほか、宗族内の妻妾姉妹の交際についての約款を定める件、また、宗族会同のための懇話会を開催する件が議題であったことがわかる。

なお、宗族関係としてはそのほかに【5】「一歳経費預算書式」もあるが、これは前掲「岩倉具視関係文書」（六四―四）に同名同内容

の史料が存在する。内容は予算書の書式見本である。

華族一般に関する史料としては下記のものがある。

【3】は岩倉具視執筆にかかる華族現状救済措置に就いての指示書である。末尾に負債低減の方策、財産保護のみならず、教育程度の向上など華族の質的向上をも視野に入れた救済策となっている。

【6】は「内藤新宿植物園拝借願」は、養蚕製糸を行うことを計画し、内藤新宿御苑一円を借り受けようとした際の願書であるが、修正が書き加えられている。この拝借願の狙いは植物園の土地で養蚕業、製糸業を経営することであり、添付の申合規則によれば、「第十五国立銀行株式百五十拾株已下所有ノ」「華族及男婦女子有志ノ輩富有貧困ヲ不問協力以テ国益ヲ興シ自家ノ産業ニ就カン事ヲ目的」としたようである。前掲「岩倉具視関係文書」(一〇六一―一二)に同内容の文書が含まれるが、本史料には岩倉文書にはない書き込みも存在する。

【9】「(公家華族ニ常職ヲ授クル議)」は四條隆平の執筆にかかる公家華族救済意見である。内容は、公家華族が負債に苦しむ現状を述べ、公家華族の没落が皇室の藩屏を喪失するのみならず、皇室へ累を及ぼすことになることを指摘、その防止のために公家華族に常職を与えることを主張するものである。論理は公家華族と武家華族の対比によって組み立てられており、武家華族に比して公家華族が皇室にとつて重要であるにもかかわらず、維新後、公家華族が不遇に置かれていることを強調しているのが特徴的である。なお、本史料の草稿にあたる【書類7】と【書類8】も残されており、字句の比較から【書類7】↓【書類8】↓【書類9】の順で執筆されたものと推測される。

本史料は『明治天皇紀』巻六の明治一六年八月条に「四條隆平公家華族の救済及び奨励を建議す」として、太政大臣三條実美・左大臣有

栖川宮熾仁親王へ呈された建議をもとに内容が紹介されている。臨時帝室修局が明治天皇紀編修の際に作成した「三條家秘簡目次」(宮内庁書陵部蔵(請求番号)明一四三六/四三七)の「三條家秘簡 十九 明治十六年分」には「六、四條隆平建白 三條太政大臣有栖川左大臣宛八月」と題し、「公卿華族ノ旧藩華族ト権衡ヲ異ニスルノ実況ヲ陳シ急ニ之ヲ扶助奨励シテ華族タルノ名実相反セザラシムルノ必要ヲ論ズ」と概要が記されている。しかしながら原本は前掲「三條実美関係文書」中には収められておらず、宮内庁書陵部で公開されている「三條家文書」「三條公爵家」等の写本でも該当文書を確かめることができなかった。よって全文が確認できるのは今のところ本史料だけといえる。

そのほか明治四年から明治九年にかけての華族宛の勅諭および指示を書き写した【1】「(華族関係勅諭等書取)」(岩倉具視関係文書)(五八一―二)に同内容の文書がある。ただし、同文書には華族懲戒例なども含まれている)やヨーロッパの貴族制度関係文献の一覧の【16】がある。【16】については全二七冊の内一冊がロシア貴族に関するものである点が特徴的である。

続いて、「華族の銀行」として知られる第十五国立銀行(後・第五銀行)の書類について見ていくが、これらは主に同銀行創立前後の史料である。

【17】は金禄公債証書受取について「即今ノ受取高」と「御処分ニ拠リ金禄公債証書ヲ御渡シ相成、来ル十年ヨリ年々右公債証書ノ利子ノ受取高」の比較表である。

【18】は十五銀行設立にあたって、四條隆平所有の金禄公債証書を大蔵省に抵当として預ける旨を記した差出書の控えと思われる。

【19】は元来別史料の「演述覚書」「外債償却鉄道建築銀行創立順序書」「諸家各自計算書」を筆写、つづり合わせたものである。「演述覚書」は十五銀行創立のための必要書類の提出を宗族長に命じた指示書および、同書類の提出時の宗族長による添書の写である。「外債償却鉄道建築銀行創立順序書」は十五銀行設立および、その資金の日本鉄道への投資の願書とその別紙から成る。『三井銀行八十年史』所収の「十五銀行小史」には、別紙の内、第一号「蜂須賀茂韶建言」にあたる部分十名建言」については明治五年十月の「蜂須賀茂韶建言」にあたる部分分が、また第三号「銀行創立ノ方法」、第四号「外国負債償却並鉄道建築方法」についてはそのすべてが、若干字句の異同があるが翻刻されている。なお、第五号の「諸家各自計算書」の書式に基づいて第四十四類について調査をした結果が【29】「第四十四類各家銀行計算表」である。

【20】は「第十五国立銀行定款」と「創立証書」からなるが、両者とはほぼ同内容のものが、『華族会館誌』付録四の明治一〇年五月一九日の項、および前掲「十五銀行小史」に翻刻されている。しかし、『華族会館誌』と「十五銀行小史」記載の史料とは字句に異同があるほか、『華族会館誌』「十五銀行小史」には存在しない朱書の頭注が本史料には存在するといった違いがある。なお、この頭注は本史料の前段階の定款草案からの修正点を記したものであり、【20】はこの頭注の内容を反映済のものとなっている。以上のことから、本史料はほぼ最終段階の定款草案であること、かつ四條隆平が何らかの形で定款の起草に関与していたことが窺える。

【21】「宮内省差出定款」は、同内容の文書が『華族会館誌』付録四の明治一〇年五月二一日の条の「第十五国立銀行申合規則」という表

題の文書として「月給規則」、「旅費定則」とともに掲載されている。ただし『華族会館誌』の当該箇所には「本舗ノ申合規則ヲ部長局ニ進達シ職員月給表并仮規則ヲ各課ニ分布ス」とあるが、「職員月給表」「月給規則」のことか、「仮規則」は【21】には記載されていない。

【26】「国立銀行創立願関係書類」はほぼ同文のものが国立公文書館内閣文庫所蔵「岩倉具視関係文書」(八二二)に「銀行創立順序第二報告」として収められている。右資料は「東京 第十五国立銀行」の異紙に記されており、配列も本資料では最後に収録されている「銀行創立順序第二報告」が冒頭にあり、これに「第壹号」～「第五号」が続いている。内容は両者ともほぼ同じであるが、「第五号 第十五国立銀行創立ニ付願請条件」の日付が本資料では「明治十年四月 日」なのに対し、岩倉文書の方では「明治十年四月廿五日」となっているなど、わずかな差違がある。本史料のうち、「第壹号」～「第五号」に関しては岩倉文書を底本にした翻刻が霞会館編『華族会館史』に収録されているほか、「第貳号」～「第五号」は前掲「十五銀行小史」にも翻刻がある。ただし、第五号については【26】は全六条であるのに対し、「十五銀行小史」掲載のものには「銀行条例第五十四条」に関する簡条が「第五条」に挿入され、全七条となっている。

【27】はそうした開業のための一連の準備が整った後、関係書類を岩倉具視に提出した際のやりとりの写で、提出書類の目録が添付されている。

以上、全体の四條家文書の華族関係部分について主な史料を見てきたが、特徴として、作成時期は明治初年の華族制度創設前後に集中しており、四條隆平が華族会館幹事を務めていた時期のものほとんどみられなかったこと、また、「岩倉具視関係文書」や『華族会館誌』

などに収められている文書と内容が共通するものも多いが、一方で字句まで完全に一致するものは少ないことがあげられる。四條男爵家文書の底本、および、写本の目的について更なる検討が必要であることが指摘できる。

【参考文献】

- 三井銀行八十年史編纂委員会『三井銀行八十年史』（三井銀行、昭和三二年）
- 霞会館編『華族会館史』（霞会館京都支所、昭和四一年）
- 宮内庁編『明治天皇記』巻六（吉川弘文館、昭和四六年）
- 学習院百年史編纂委員会編『学習院百年史』（学習院、昭和五六年）
- 霞会館華族資料調査委員会編『華族会館誌』（吉川弘文館、昭和六一年）
- 大久保利謙『華族制の創出』（大久保利謙歴史著作集三）（吉川弘文館、平成五年）

【付記】

前回に引き続き、史料調査及び成果の公表について快くご許可くださった四條家の皆様にご心より御礼を申し上げます。

なお、今回紹介した史料について研究を目的として閲覧を希望される場合には以下のアドレス (kbunsho@yahoo.co.jp) までお問い合わせ下さい。

【今津敏晃】

【史料翻刻】

凡例

- 一、漢字については原則として新字体を用いた。仮名についてはそのままとし、変体仮名は普通仮名に改めた。句読点は適宜付した。
- 一、闕字、平出は行わなかった。
- 一、原本で行われている訂正・挿入などについては、「」内に注記した。
- 一、付箋による記事は当該部分に注記を付し、各文書の末尾にこれを感じた。
- 一、誤字、脱字等については基本的には原本のままとし、適宜その傍らにママや（ ）を付した。
- 一、虫損、汚損等により判読不能な箇所は□で示した。
- 一、年代表記は原則として元号とした。
- 一、今回翻刻を行った史料は目録中ではゴシックで表示した。
- 一、今日から見て、不適切な表現などについても歴史的史料としての性格上そのままとした。

【書類1】（華族関係勅諭等書取）

明治四年十月廿二日ヨリ廿四日ニ至華族へ

勅諭

朕惟フニ字内列国開化富強ノ称アル者、皆其国民勤勉ノ力ニ由サルナシ。而国民ノ能ク智ヲ開キ才ヲ研キ勤勉ノ力ヲ致ス者、固ヨリ其国民タルノ本分ヲ尽スモノナリ。今我国旧制ヲ更革シテ列国ト並馳セント欲ス。国民一致勤勉ノ力ヲ尽スニ非レハ、何ヲ以テ之ヲ致スコトヲ得ンヤ。特ニ華族ハ国民中貴重ノ地位ニ居リ衆庶ノ矚目スル所ナレハ、

其履行固ヨリ標準トナリ一層勉ノ力ヲ致シ率。先シテ之ヲ鼓舞セサルヘケンヤ。其責タルヤ亦重シ。是今日朕カ汝等ヲ召シ親シク朕カ期望スル所ノ意ヲ告クル所以ナリ。夫レ勤勉ノ力ヲ致スハ智ヲ開キオヲ研クヨリ外ナシ。智ヲ開キオヲ研クハ眼ヲ宇内開化ノ刑勢ニ着ケ有用ノ業ヲ修メ、或ハ外国ヘ留学シ実地ノ学ヲ講スルヨリ要ナルハナシ。而年壯ヲ過キ留学ヲ為シ難シ者ハ、一タヒ海外ニ周遊シ見聞ヲ広ムハ亦以テ智識ヲ増益スルニ足ラン。且我邦女学ノ制未タ立タサルヲ以テ婦女多クハ事理ヲ解セス。殊ニ幼童ノ成立ハ母子ノ教導ニ関シ実ニ切緊ノ事ナレハ、今海外ニ赴ク者妻女或ハ姉妹ヲ挈テ同行スル。固ヨリ可ナルコトニテ、外国所在女教ノ素アルヲ曉リ育兒ノ法ヲモ知ルニ足ル可シ。誠ニ能ク人々此ニ注意シ勤勉ノ力ヲ致サハ開化ノ域ニ進ミ富強ノ基隨ヲ立テ、列国ニ並馳スルモ難カラサルヘシ。汝等能ク斯意ヲ体シ各其本分ヲ尽シ、以テ朕カ期望スル所ニ副ヘヨ。

同八年十月七日華族會館ニ臨御之節華族へ

勅諭

朕茲ニ親臨シ汝衆華族ニ宣示。朕曩ニ汝衆ニ諭ス所アリ。汝衆能ク朕カ旨ヲ体シ昨年中同志ヲ會合シテ斯館ヲ創立シ、以テ國家ニ報効スル所アラントス。朕甚タ之ヲ嘉ミス。汝衆華族一般嗣後此館ニ從事シ、協同勉勵學術ヲ研精シ其目途ヲ宏遠ニ期シ、汝ノ履行ヲ端クシ、汝ノ家道ヲ齊へ、能ク名聲ヲ保チ、永ク皇室ニ尽ス所アレ。

華族督部長岩倉具視

今般祿券之制被仰出候處、華族之義ハ予テ勅諭ノ趣モ有之候事ニ付、前途之目的ヲ立。家政向齊整候様、一層勉勵誘導可致旨被仰出候事。

明治九年八月廿六日

宮内卿徳大寺実則

別紙之通被仰出候ニ付而ハ、部長局及諸費トシテ特旨ヲ以テ来明治十年ヨリ二十四年マテ十五年間毎年御手許金壹万五千円宛下賜候事。

明治九年八月廿六日

宮内徳大寺実則

華族ノ輩、昨年勅諭ヲ奉体シ衆議ノ上、学校建設之趣被聞食神妙ニ思召候。右者当今必需之急務ニ付、速ニ成功可致。就テハ其經費トシテ特旨ヲ以テ来明治十年ヨリ廿四年マテ十五年間毎年御手許金壹万五千円宛并学校地トシテ府下第四大区一小区神田錦町三丁目一番地ノ内八千四百四十三坪建物共下賜候条、学齡之子弟ヲシテ必ス学ニ就カシメ習業成熟候様厚董督可致旨被仰出候事。

明治九年八月廿六日

宮内卿徳大寺実則

華族督部長岩倉具視

我国中葉兵農職ヲ分チ文武途ヲ異ニシテヨリ數百年ノ後遂ニ世襲ノ勢ヲ成シ種族ノ繁ヲ生ス。戊辰維新ノ際公卿諸侯ヲ混一シ總テ之ヲ華族ト称セラル。動スレハ旧ニ慣レ時ニ疎ク新ニ馳セ故ヲ忘ル、ノ弊ナキヲ免レス。依テ今般假ニ華族類別録編製被仰出候ニ付、其家系ヲ正シ本源ニ遡リ皇神外ノ三別ヲ序テ別中又流派ヲ画シテ類ヲ定メ、以テ衆華族ニ頒付候条、此書ニ就テ其故旧ヲ忘レス、同姓相親同族相助各自前途ノ方向ヲ定メ、遠クハ祖先ノ遺業ヲ墜サス、近クハ更始ノ鴻業ヲ賛成致ス可キ事。

但シ別冊之義ハ本文ノ通假ニ編成シ三別中類ヲ定メ、類中各其家門嫡庶ヲ問ハス位次ニ從テ記名ス。他日家系伝記ヲ参考シ正誤ヲ要候

明治九年十二月ニ至リ支消スル所口ノ決算七万四千〇〇六円二六二四
ヲ除キ剩余式拾万二千五百三十八円五七六五ノ内、公債証書ニ換ルモ
ノ拾四万七千八百八十円一七一ニシテ再ヒ所剩五万五千三百五十八円四
五五ヲ正金トス。今会館学校經費ノ定額ヲ定メ出納ノ規則ヲ立テ收入
ノ利子并正金ヲ以テ増殖ヲ謀リ、而シテ永遠會館学校維持ノ基本ヲ立
ントス。夫レ事物ノ興廢存亡タルヤ一ニ理財ノ要ヲ得ルト否トニ関セ
サルモノ無シ。而法則ノ平行ヲ期スル亦其人ヲ得ルニ在リ。具視既ニ
重任ヲ本官ニ荷ヒ諸兼務ニ従事ス。其余暇ナキヲ以テ司計事務ノ如キ
ハ姑ラク二三ノ委員ニ托スト雖、日夜惕苦トシテ唯恐ル、失誤アリ上
特恩ヲ空シ下庇望ニ負カンコトヲ。頃日本省

⑭ 出納課委員十等出仕香渡晋ニ別紙甲号ノ通り之ヲ命シ、部長局司計及
学校賜金ヲ監督セシム。固テ更ニ乙号ノ通り本省ニ請フ、云ク出納課
長ヲ会館学校ニ時ニ派出シ私自ノ司計亦之ヲ監督セシメンコトヲト。
既ニ允許ヲ得テ同課大録麻見義脩ニ丙号ノ通り命セラレタリ課長ニ在ルヲ以テ
課長ニ在ルヲ以テ。何ノ幸力之ニ加ヘン。特ニ同族結社貯蓄金亦之ニ監督ヲ依頼セ
ントス。於是其定額分賦ノ規則及利子増殖ノ法方ヲ制定シ別紙丁号戊
号ニ詳記シ、以テ電覽ニ供ス。庶幾ハ上特賜ヲ空セス、下諸君ニ負カ
サランコトヲ。幸ニ諒察セラレヨ。

二月十日

督部長岩倉具視

⑫—3

出納課申付候事

宮内省十等出仕香渡晋

⑬ 部長局司計并學費賜金監督申付候事

右同人

右之通本日申付候条此段為心得申入候也

十年一月廿日

宮内大少丞

副督部長池田慶徳代理

部長五辻安仲殿

⑫—2

具視督部長ヲ奉命シ兼テ華族會館々々長ニ擢挙セラレ、内職員ヲ率外
華族ヲ統ヘ本局及會館学校公私之事務ヲ総理シ、以テ特別之叡旨ニ奉
酬セントス。其責任タル実ニ重且大ナリト謂フ可シ。惟フニ事ノ廢舉
隆替一々理財其要ヲ得ルト否トニ関ス。具視已ニ重任ヲ本官ニ荷ヒ傍
ヲ兼務ニ従事シテ寥寥ニ二三ノ職員ヲ以公私司計事務ヲ担当セシム。
常々失誤アランコトヲ慮慮ス。今ヤ御省出納役員ヲ派シ部長局司計并
學費賜金ヲ監督セシメラル。公事已ニ安慮スト雖トモ尚同族之義財式
拾余万円アリ。之ヲ公債証書ニ換ヘ其利子ヲ斂メ且増殖ヲ謀ル。及許
多之醱集金アリ、會館学校經費ニ支消ス。仰冀クハ其之ヲ監督セン為、
更ニ出納課長ヲ派シ其帳簿ヲ検査セシメラレンコトヲ。幸ニ司計過誤
ナク同族之委托ニ違負セサラン。此段願候也。

⑫—1

明治十年一月

督部長岩倉具視

宮内卿徳大寺実則殿

⑩—1

宮内大録麻見義脩

右従前保続金贏余四万千七百二十九円五ヲ以テ購求スル所ニシテ此一ヶ年収

⑪

督部長申立之趣モ有之、華族会館集金并学校費金計算検査トシテ同館エ出張申付候事。

但出張時限等ハ同所司計局へ打合スヘキ事。

右之通本日申付候条、此段為御心得申入候也。

十年一月二十日

宮内大少丞

副督部長池田慶徳代理

五辻安仲殿

⑨

入ノ利子四千円トス、以テ会館一ヶ年経費ニ充ツ

学校経費

三万円余

右賜金一万五千元、醸集金一万五千元余、合セテ三万円余トス。内

二万四千円ヲ学校、三千元ヲ西京勉学所一ヶ年定額トシ、剩スル所

三千元余ヲ以テ臨時費ニ充ツ。尚贏余アレハ保続資本ノ額内ニ加ス。

正金

五万五千三百五拾八円四〇五五

右奇附其他収入金円中ヨリ公債証書ヲ購求スルノ残余ニシテ現時存

在ノ分

内

四千元

会館一ヶ年

四千五百円

学校半ヶ年

千五百円

西京勉学所

右五万円利子并醸集金未タ収入セサルノ間、仮ニ其経費ニ充ツ。

⑧

剰余

四万五千三百五十八円四〇五五

右臨時費及学校本校其他諸建築費ニ充テ或ハ銀行定期預ケヲ為シ且

時宜ニ応シ学校資本額内ニ加フ。

⑩—2

学校保続資本

拾二万六千三百五拾円

右寄附并資本其他収入金ノ内拾万五千四百五十円六七一ヲ以テ購求

スル所ニシテ、此公債証書ヨリ収入ノ利子ヲ積ミ年々之ヲ公債証書

ニ換ルトキハ十五年ノ後其増加スル所ノ証書金高四拾五万八千八百

二十五円、是ヲ実価ニ直シ三十八万三千百十八円八七五トス。及其

証書ヨリ所得ノ利子一万八千三百五十三円ヲ合シ、総計四拾万四千

百七十一円八七二トス。此利子八朱ニシテ三万二千百十七円七五〇

〇トス。向來思賜金尽ノ後ト雖モ是ヲ以テ斯校保存ノ資本ニ充テ、

之ヲ末世不窮ニ伝シコトヲ欲ス。乃其法ヲ設クル左ノ表ノ如シ。

会館経費

五万円

右本年増殖ノ金高及決算表、年末ニ至テ広布スベシ。

⑦

凡例

明治十年二月ニ於テ学校ノ資本トナルヘキ秩禄公債証書高拾貳万六千三百五拾円テ以テ明治十六年迄其二収入スル処ノ利子ヲ以テ秩禄公債証書ヲ購求ス。

明治十六年十一月ニ至リ秩禄公債証書ノ消滅スルニ由リ更ニ新公債証書ヲ買入レ其ノ年ニ収入ノ利子ヲ以テ追年購求ス。

秩禄公債并新公債証書、毎年の籤ノ法アリト雖トモ預メ測ル不可ルモノニ付、先ツ的籤ニ上ラサルモノトス。若シ幸ヒシテの籤セハ本書計算ヨリ尚ヲ其富ヲ加スベシ。

明治十年

秩禄証書在高

拾貳万六千三百五拾円

此八朱之利壹万百八円

此買入証書壹万貳千百七拾五円

但シ百円ノ券八拾三元ノ割貯蓄部社条則ニ掲記ノモノニ依テ、以下之レニ同シ

正金残貳円七五、

同十一年

証書在高拾三万八千五百貳拾五円

此利壹万八千八拾四円七五 但シ前年正金貳円七五、加レリ

⑥

此買入証書壹万千百円

正金残拾五円廿五銭

但シ百円券八十四円五、ノ割

同十二年

証書在高拾四万九千六百廿五円

此利壹万九百七拾円

前年残金

合壹万九百八拾五円二五、

此買入証書壹万三千九百廿五円

正金錢九円七五、

同十三年

証書在高

拾六万三千五百五拾円

此利壹万三千八拾四円

前年残金

合壹万三千九拾三元七五、

此買入証書壹万四千九百五拾円 八拾七円五、ノ割

残金拾貳円五拾銭

同十四年

証書在高拾七万八千五百円

⑤

此利壹万四千貳百八拾円

前年残金合

壹万四千貳百九拾貳円五、

此買入証券壹万六千五百拾円

残金八円

但八十九円ノ割

同十五年

証券在高拾九万四千五百五拾円

此利子壹万五千五百六拾四円

前年残金合

金壹万五千五百七拾貳円

此買入証券壹万七千貳百円 九十円五三ノ割

残金六円

同十六年

証券在高貳拾壹万七千七百五拾円

此八ヶ月利八ヶ月ノ利壹万千貳百九拾三円廿四銭

本金受人ニ付利子并残金合

貳拾貳万三千四拾九円二四、

此買入証券但シ概算公債額減ノ期年付今年ヨリ更ニ
新公債額買入レ年四架ノ利子ナリ

三拾貳万九百廿五円

但シ六十九円五〇〇ノ割
以下年々壹円七五、宛止リ

残金六円三拾六銭五厘

④

明治十七年

新公債在高三拾貳万九百廿五円

此利子壹万貳千八百廿七円

前年残金合

壹万貳千八百四拾三円三六五

此買入証券壹万八千廿五円

残金五五二五

同十八年

証券在高三拾三万八千九百五拾円

此年四朱ノ利壹万三千五百三拾八円

前年残金合

壹万三千五百五拾八円五、貳五

此買入証券壹万八千五百五拾円

残金拾七円〇五二五

同十九年

証券在高三拾五万七千五百円

此利子壹万四千三百円

前年残金合

壹万四千三百拾七円〇五貳五

③

此買入証券壹万九千五百五拾円

残金貳円四貳七五

同廿年

証書在高三拾七万六千六百五拾円

此利子壹万五千六拾六円

前年残金合

壹万五千六拾八円四二七五

此買入証書壹万九千六百七拾五円

残金拾七円〇五式九

同廿壹年

証書在高三拾九万六千三百廿五円

此利子壹万五千八百五拾三円

前年残金合

壹万五千八百七拾円〇五二五

此買入証書貳万貳千七百七拾五円

残金四円八六五〇 但七十八円二五、

同廿二年

証書在高四拾壹万六千六百円

此利子壹万六千六百六拾四円

前年残金合

②

壹万六千六百六拾八円八六五〇

此買入証書貳万貳千五百五円

残金八円八六五

同廿三年

証書在高四拾三万七千四百貳拾五円

此利子壹万七千四百九拾七円

前年残金合

壹万七千五百五円八六五〇

此買入証券貳万四千四百円

残金拾壹円三六五〇

同貳拾四年

証書在高

四拾五万八千八百廿五円

此利子壹万八千三百五拾三円

前証書実価ニ直シ 百円ノ券実価八拾三円五、、トス

三拾八万三千百拾八円八七五〇

前ノ利子ト合シ

四拾万四千四百七拾壹円八七五〇

此八朱ノ利三万貳千百拾七円七五〇〇

(六朱ニスレハ) 貳万四千八拾八円三壹式五

〔注1〕 解題でも述べたように本史料は錯簡があるため、原文書を並べ替えた上で翻刻した。その際、原文書の丁数を丸付き数字で示し、各丁内での順序については①―②のように記した。①―②は第一丁内で二つめの内容のまとめりであることを示す。

【書類3】 (華族の負債対策について)

難ニ赴キ急ヲ救ヒ保護扶持、互相永遠ノ存立ヲ謀ルハ同族ノ義務ナリ。

而シテ同宗ノ責其多キニ居ル。今ヤ同族ノ負債ヲ合算スルニ東京ニ在ル者貳百万円ニ垂ントシ、西京ニ在ル者拾五万ニ下ラス。其額実ニ大ナリト云ヘシ。早ク之カ扶助ノ道ヲ立サレハ転覆ニ至ラサル者幾希ナリ。具視同族黨陶誘掖ノ任ニ負荷スルヲ以テ之ヲ傍看ニ附スルニ堪ヘス。乃衆ト共ニ支消ノ方法ヲ謀リ債主ニ説諭シ其元額及利子幾分ヲ減少セシメ或ハ年賦弁償ノ法ヲ立テ或ハ其宗族ニ説テ出金セシメ且宮内省ヘ恩借ノ事ヲ申請シ百万斤力粗其事ヲ終ヘタリ。然ト雖トモ若シ善後ノ策ヲ立テ以テ之カ取締ヲ為サ、レハ如此負債ヲ為セシ者、或ハ其寛裕ノ処分ニ慣レ怠惰自棄他日復タ負債ヲ生セサルヲ保スヘカラス。故ニ今日ノ結果ニシテ永ク水泡ニ属セシメス各自存立ヲ得セシメン事ヲ謀ルノ義務ハ、諸君豈ニ深ク注意ナカルヘケンヤ。茲ニ其要目ヲ掲載スル左ノ如シ。

一 負債多キ家ハ其債主ニ談判シ元額利子ヲ減少セシメ更ニ新債ヲ興シテ之ヲ償ヒ又年賦消却ノ法ヲ立テ、年々受領スル所ノ禄券利子及銀行株券益金幾分ヲ以テ其償却ニ宛テ、又其幾分ヲ以テ自家一歳ノ經費ニ充ル事ニ決セリ。然レトモ若シ一歳經費ノ全額一時ニ付与スル時ハ終歳ノ計ヲ為サス浪々消費スルノ恐れアリ。故ニ之ヲ其宗族長又ハ部長局ニ預リ置キ毎月ノ經費ヲ概算シ其月初末兩度ニ割合セ之ヲ付与スヘシ。右等ノ如キ家ハ其銀行株券モ亦宗族長或ハ部長局ニ預リ置ヘシ。

一 居常節儉ヲ守ルト雖トモ或ハ不慮災禍ノ為メ困難ニ及フナキニ保シカタキヲ以テ、各家禄券利子及銀行株券益金高二応シ其幾分ヲ積金トナシ、或ハ公債証書ヲ買取シ或ハ銀行ニ加入シ以テ不慮ノ備ト為スヘシ。

但客歳八月諭達書第五条ニ省冗守儉不慮ノ備ナカルヘカラス、故ニ

十分一以上三分一ヲ限リ儲蓄スヘシトアリ。而シテ今斯条ニ其幾分ヲ積金トスト云モノハ前後矛盾ニ似タリト雖トモ、聞クカ如クンハ前議十分一又ハ三分一ヲ積金ト為ス能ハサル者多シト。且下条宗族中扶助積金ノ事ナルヲ以テ故ニ之ヲ改メ、各家ノ便宜ニ任シ其幾分ト云ナリ。然レトモ宗族扶助金ノ外尚十分一以上三分一ヲ剩フヲ得ル者ハ固ヨリ斯条ニ拘泥セスシテ可ナリ。

一 華族ハ縦來ノ慣習ヲ以テ衆庶ニ比スレハ名望アル為カ、否サレハ時勢ニ迂闊ナルヲ以テ之ヲ奇貨トシ愚視スルカ、狡奸ノ徒アリ。巨額ノ金ヲ貸与シ高利ヲ貪リ又ハ手数料ト称シテ不相当ノ謝金ヲ要シ、且其還償ノ期至ルヲ待テ嚴ニ之ヲ督促シ遂ニ官ニ訴フルヲ以テ、同族中身代限ノ処分ヲ受ケシ者少ナカラス。元來各人貸借ノ自由ナルニ依リ如此後害ヲ來ス者ナレハ、今其預防ノ方法ヲ立ンニハ各宗族中ニ於テ平時積金ヲ為シ罹災窮困ノ者アルニ當テ之ニ貸与シ、若シ不足ナル時ハ銀行ニ要求シ決テ他ニ負債ヲ生セシメサルヘシ。故ニ又他ノ人民ヨリ何等ノ事故ヲ以テ依頼ヲ受ルモ占利ニ属スル諸工商業ノ結社ニ加入スヘカラス。但学校病院貧院等へ出金スルハ妨ナシトス。

一 負債日ニ積リ家財蕩尽シ頗ル困迫ヲ極メ其醜體復タ掩フヘカラスト雖トモ、家主無力或ハ幼稚ニシテ其事皆家令扶ノ処為ニ出ル者ハ其宗族ニ於テ輕重緩急ヲ量リ処分スヘシ。

一 居常懶惰唯飲酒ニ耽リ放蕩暴慢ナル者ハ改良校ニ入ラシメ平時漫リニ外出ヲ禁シ、厚ク之ヲ教誨誘導シ其自ラ悔悟謹慎シ且一ノ學事ヲ成業スルヲ待テ出校ヲ許スヘシ。

一 前条ノ如キ者改良校ニ入ラシムルモ尚改心ヲ期シ難キハ、三ヶ年間北海道ニ赴カシメ開墾又ハ鉞山等ニ従事シ艱苦ヲ実験セシメハ自

ラ天与ノ本性ヲ發出シ遂ニ良人タルヲ得ヘシ。且其學ヲ所ヲ以テ公事ニ竭スヘク自資ノ道モ亦立ツヲ得ヘキナリ。而シテ其費タル毎年纔百二十円許ニ過キササルヘシ。若シ如此ノ人アラハ將ニ開拓長官ニ依頼シテ処分スルアラントス。

一 居心狡点品行穢惡、屢体面ヲ汚シ遂ニ後年家名ヲ相統スルヲ得ヘカラスト認ムル者ハ、宗族親類協議ノ上戸主ヲ辭シ位記ヲ返上セシムヘシ。其養子タレハ其実家ニ復籍セシムルモ自家ノ都合タルヘシ。然トモ是レ其人終身ノ榮譽ニ關係スル事件ナレハ万不得止ノ外ハ為スヲ得ヘカラス。

一 右数条ニ係ル者、蓋シ皆無學ノ致ス所ナリ。其或ハ字ヲ知り書ヲ讀ム者アリト雖トモ之ヲ實用スルヲ知ラサルニ由ル。豈ニ哀シカラスヤ。今ヤ華族学校既ニ成ル。是諸君子弟ヲシテ勉焉學ニ就カシムヘキ好機アリ。然ルニ聞ク如クンハ、同族中或ハ斯校ニ入ルヲ好マサル者アリ、又之ヲ以テ同族結社ノ校ト看做サ、ル者ナキニ非スト。知ラス、果シテ真ナリヤ。固ヨリ既ニ他ノ学校ニ於テ勤學セル者ヲシテ必ス斯校ニ入ラシメントラ強ユルニ非スト雖トモ、処スルニ同族共立ノ学校タルカ為メニ又聊カ意ヲ加ヘサルヘカラス。若シ夫教師ノ良ナサラルト學則ノ善ナラサル等ノ事ハ具視其責ニ任セサルヲ得ス。諸君ノ忌憚ナク之ヲ告知セラレンコトヲ望ム。

以上ノ諸件ニ当ル者ハ部長局ニ於テ之ヲ処分シ善後ノ策ヲ立ントス。各族長其宗族中ニ就テ如此者ノ有否ヲ調査シ申陳可有之候也。

明治十年七月十五日

督部長岩倉具視

【書類4】各類宗族長及触頭等ヘ示談書

各類宗族長及触頭等ヘ示談書

一、方今銀行ノ事業緒ニ就キ学校ノ土功終ルニ垂ントシ同族ノ負債清償ノ目途ヲ定ム。是即チ一昨年聖駕親臨訓誥ヲ辱フシ一般會館ニ從事スルノ致ス処ト雖モ同族協同シ資金ヲ醜集スルニ倚レリ。自今類別録頒布ノ上意ヲ体シ各族弥敦睦、族長之ヲ誘導シ一層前途ノ目的ヲ確立シ各族氣脈ヲ通シ後凶ヲ鞏フスヘシ。故ニ此後各族長触頭毎月第二土曜日ヲ会同ノ定日トシ、午後一時ヨリ懇會ヲ開キ協議一致シテ着手セント欲ス。其所ハ會館ニ於テシ事宜ニ応シ菓子酒肴ヲ出スヘシ。

一、外国ノ風習ヲ見ルニ夫婦相待テ家事ヲ經營シ幼子女ヲ教誨スルノ任專ラ婦人ニ歸ス。素本邦婦人モ亦女教ヲ承ケ貞操端肅、其德美ナルアリ。然レトモ目下同族ノ婦女多クハ深閨ニ潛居シ交際稀少ナルヲ免レス。茲ヲ以テ今後各族ノ懇會勉テ妻ヲ携ヘ又會館ニ於テモ之ヲ誘導シ有志者ヲシテ私費相會シ、予シメ督部長ヨリ宮内省ヘ上申シ許可ヲ得置、芝離宮、浜御殿、吹上御苑等ニモ逍遙雅集シ、婦女交際ノ道ヲ開カントス。且皇太后皇后ノ貴キスラ内外人ニ謁見ヲ許シ、学校博覽會等ヘモ臨御アリ。況ンヤ同族ノ婦女ニシテ交際ヲ開カサルハ遺憾ナラスヤ。近々学校開業ノ典ヲ行ヘハ其日相携テ來校ヲ請ハントス。故ニ予シメ族中触下ヘ説得シ來者ノ多数ナランコトヲ欲ス。是ヲ以テ券屬婦女（職）（（重））老幼ニ論ナク、同道來校シ建築ノ成レルヲ縦觀シ祝宴ニ就カレンコトヲ欲ス。

一、昨年類別録發布已降、宗族長幹事触頭ヲ置キ事務ヲ弁理スト雖トモ職制區々未タ一定セス。茲ヲ以テ近々部長局ヨリ職制ノ概要ヲ揭ケ發布ノ後、弥事務ヲ拳ケ勉メテ人才ノ公選ヲ要セントス。且其職務ニ屬スル入費アルヘケレハ其費用若干ニシテ相当スルヤ賢考ヲ乞

フ。然ル後出金方法ヲ計ラントス。

一、華族学校既ニ授業ヲ始メシヲ以テ同族男女生徒二百名以上ニ及ヘリ。然レトモ尚生徒ヲ容ルヘキノ有余多ク且同族耳ニ限ラハ從テ其弊アルヲ免レサルヲ以テ、校長ニ委任シ漸次士民ノ就学ヲ許サントス。

一、学校銀行ノ創立セシモ其源特選幹事諸員ノ会館ヲ起セルニ基ヒシ且一昨年親臨ノ後同族一般從事セルニ依レリ。而シテ其前後条規ニ係ラス特別ニ書籍器械或ハ寄贈金ヲナス者陸續之レ有リ。又格外尽力セシ者アリ。其厚意タル專ラ同族ノ為メニ裨益スル者ニシテ感佩ニ余リアリ。故ニ之ヲ優遇接待セントス。仍テ其如何シテ可ナルヤノ賢考ヲ質ス。

【書類9】(公家華族ニ常職ヲ授クル議)

蓋シ聞ク、上ニ聖明ノ君在スト雖モ、下ニ忠良ノ臣無ケレハ国威ヲ宣揚シ国權ヲ振起シ天下ノ安寧ヲ保全スルコト能ハサル者トス。伏テ惟ニ、天祖降臨ノ時群神陪從シ神武即位ノ時群臣職ヲ奉ス。爾後崇神ノ肇国天智ノ中興、皆上ハ之ヲ率キ、下ハ之ニ從テ而後能ク鴻業ヲ成シ、以テ後者ノ緒クヘキヲ致セリ。維新中興ノ大業亦然リ。回顧スルニ大権武門ニ歸シ、皇室式微ナルコト六百餘歳、徳川氏天下ニ覇タリシヨリ二百有餘年ナリ。而シテ彼レ能ク赫々ノ威嚴ヲ以テ天下ヲ制馭シ、昌平ヲ保チタル所以ノモノハ他ナシ。智將權ヲ握リ、良臣之ヲ翼ケタルニ由ラスンハ非ス。然リ而シテ強弩ノ末カ魯縞ヲ穿ツコト能ハス。幕政萎靡シ、威望地ニ墜チ、一蹶シテ大政ヲ奉還シ、再転シテ藩土ヲ返上セサルヲ得サルノ機運ニ及ヒタルハ則チ上聖下良関東ニ在ラスシテ而シテ朝廷ニ存セルニ由ルニ非スヤ。抑維新ノ業タル、叡明ノ君上

ニ在スト雖モ忠良ノ臣、其所ヲ得ルニ非サレハ則チ容易ニ赫々ノ功ヲ奏ス可キニ非ス。蓋シ外藩草莽勤王敵愾ノ士ヲ輩出スト雖モ、忠良ノ公卿内ニ在テ内外氣脈相通スルニ非サレハ將タ何事ヲカ成シ。顧フニ當時幕威既ニ衰フト雖モ、暴吏蒼鷹尚ホ目ヲ内外ニ注キ威ヲ官武ノ間ニ逞フス。而シテ旧公卿ノ若キ既ニ実力ノ頼ム可キ者ナク亦威望ノ依ルヘキ者無シ。若シ能ク確然トシテ生命ヲ大義ト名分トニ擲ツノ志ヲ以テ中興ヲ翼賛スルニ非スンハ、則チ建武ノ業未タ成ラスシテ承久ノ禍、將ニ踵ヲ回サ、ラントス。時ナル哉、聖天子上ニ克復シ公卿下ニ鞠躬シ以テ薩長其他憂国敵愾ノ士ヲ噬嗑シテ遂ニ能ク維新ノ大業ヲ成セリ。然ハ則チ明治中興ノ業ニ於テハ公卿与テ力アリト謂フモ決シテ過言ニ非ルカ如シ。

今又茲ニ當時ノ幕政ヲ追想スルニ、公卿ニハ実力ヲ与ヘスシテ虚位ヲ崇フシ、諸侯ハ官職ヲ卑フシテ実力ヲ有セシム。是ヲ以テ表ニ尊崇謙遜ノ意ヲ飾テ内ニ実權ヲ把握ス。官武籠絡ノ策、其術ヲ得タリト謂フ可シ。維新以後治体一変シ、公卿諸侯皆混シテ華族トス。是レ則チ時勢ノ然ラシムル所ニシテ素ヨリ当然ノ処置ト謂フ可ク、且ツ一視同仁ノ政、固ヨリ然ラサルヲ得ス。然レトモ一視ハ内外ヲ一視シ、同仁ハ親疎ニ同仁ナルノ謂ニシテ、物ニ内外親疎ノ別無カラシムルノ謂ニ非ス。故ニ之ヲ処スルノ道、差等其宜ニ適シ始テ之ヲ一視同仁ト謂フ可キ耶。然而シテ目下両同族ノ情況ヲ看ルニ、疎ナル者或ハ親フシテ厚ク、内ナル者或ハ外ニシテ薄キカ如キノ情状無キニ非ス。今斯ノ若ク論シ来レハ婦人小子ノ言ニ近キノ嫌アリト雖モ、隆平ノ赤心決シテ然ルニ非ス。愚衷実ニ輔車唇齒ノ相依ルニ感アリ。諱忌ヲ避ルニ違アラサルヲ以テ敢テ其情景ノ概略ヲ陳述セントス。抑彼ノ譜代親藩ノ性質タル、素ヨリ徳川氏ノ股肱ニシテ決シテ朝廷ノ

藩^マ堀^マニ非ス。故ニ彼レ平素幕府アルヲ知テ復々朝廷アルヲ知ラサルモノ多シ。維新ノ際ト雖モ或ハ王師ニ抗シ大義名分ヲ弁セサルモノ尠カラス。故ニ今日朝恩ノ厚キニ浴スト雖モ一朝有事ニ臨テハ人心ノ變動亦測ルヘカラス。且彼輩ハ目下多ク旧領地ニ於テ士心ヲ撫テ財産ヲ殖ス。故ニ今其心ヲ收攬シテ政略上ノ用ヲ為サシムルハ必要ノ事ナリト雖モ是ヲ頼テ朝廷ノ股肱ト為ス可ラサルヤ明ケシ。而シテ公卿華族ニ至テハ則チ啻ニ維新創業ノ際ニ於テ鞠躬尽力セシノミナラス、多クハ天祖降臨以來帝室ト艱難盛衰ヲ同フシ、殊ニ保元平治ヨリ元弘正平ノ間ニ当テハ身ヲ鋒鏑ニ膏シ、親族流離シ、家祀滅絶スル者亦尠カラス。之ヲ要スルニ皆帝室ノ股肱干城タラサル者ナシ。然ルニ今我同族実力ナク実権ナク又旧領地ノ倚ルヘキ者ナシ。如此ノ形状ヲ以テ數年ヲ經過セハ、益々萎靡衰茶シ一朝事アルノ秋、復々國家ノ要ニ供スヘキノ人ヲ得ルコト難カルヘシ。若シ之ヲ等閑ニ付シテ其子孫ニ及ハ、終ニ上古以來帝室ノ藩屏タルノ本分ヲ失シ、甚シキ者ハ天恩ノ隆渥ナルヲ忘却スルニ至ルモ亦未タ知ル可ラス。目今ニ於テハ幸ニ大臣ノ公卿華族ニ出ルヲ以テ其光耀ニ依テ僅ニ体面ヲ失ハサルヲ得ルト雖モ、將來其位置若シ旧藩臣ニ遷ルコトアルニ及ハ、則チ同族ノ衰茶ニ歸スヘキハ勿論帝室ニ於テモ多少ノ尊榮威光ヲ損スヘキヤモ亦予知スヘキニ非ス。是レ實ニ隆平ノ憂慮シテ措ク能ハサル所ナリ。

今又重テ公卿華族ト旧藩華族ノ權衡ヲ異ニスルノ実況ヲ略陳スレハ、勅奏任官麝香問祇候及ヒ位階昇級叙勲授章ノ若キ率ネ彼ニ多クシテ是ニ少シ。外觀ヨリスレハ所謂親疎相反スルノ形アルヲ免レス。是レ蓋シ人員及才識ノ多少ニ因ルヘシト雖モ、要スルニ公卿ハ資力ノ以テ其面体ヲ高尚ニスル者ニ乏シキニ由レリ。且財産ノ若キ曩ニ祿券ノ制ヲ建ラル、ト雖モ、各家ノ負債ハ全ク各自ノ私債ニ歸セリ。然ルニ其負

債ナル者ハ純然タル私債ノ性質ニアラス。蓋シ當時諸公卿ノ爵位ハ皆虚空ニシテ実力有ルニ非スト雖モ、朝家凡百ノ儀式上ニ於テハ必ス古例ニ依テ各自ノ家格官爵ニ応スルノ調度準備ヲ要スルカ故ニ、已ムコトヲ得スシテ巨額ノ負債ヲ生スルノ家多シトス。是レ全ク公用ノ費額ニシテ公債中ニ屬スヘキノ性質タルコト明ナリ。而シテ旧藩華族ハ藩籍奉還ノ際ニ於テ公私ノ費用ヲ分別シ、斯ノ若キノ負債ハ悉ク公債ニ屬シテ政府其義務ヲ繼續スト云フ。

前条ニ縷述スルカ若キ実況ナルヲ以テ甲ハ益々榮フルモ乙ハ益々衰フ。彼ハ愈々尊キモ是ハ愈々卑シ。如斯ニシテ歲月ノ久ヲ過キハ啻ニ帝室ノ干城タルヲ得サルノミナラス、却テ貴族ノ体面ヲ失ヒ、帝室ヲ累ハスノ長物タルヲ免レサラントス。且ツ夫レ皇華士民ノ秩序ヲ正フシ、以テ社会ノ安寧ヲ維持スルハ立君國体ニ欠ク可ラサルノ要ニシテ、國會開設以前ニ於テ必須ノ政略ナリ。故ニ華族ニシテ到底廢物ニ付スヘケレハ則チ已マン。苟モ然ラサレハ則チ今日ニ於テ急ニ之ヲ扶助獎勵シテ華族タルノ名実ヲ相反セサラシメ、以テ他日ノ用ト為サ、ル可ラス。扶助トハ何ゾ。目下妄ニ賜金ヲ乞フニ非ス。先ツ授クルニ常職(常職ハ一般職ニ及ス)ヲ以テシ、之カ方向ヲ一途ニ定メシムルニ在リ。獎勵トハ何ゾ。之ニ相当ノ責務ヲ負ハシメ奮蹕淬勵シテ自ラ振作シ以テ世故治體ニ練達セシムルニ在リ。如斯ニシテ而後更ニ家計(家計ハ宮内省ニ於テ特旨ヲ以テトシテ)ヲ整理セシメ、内ニ顧ミル所無ク一向ニ力ヲ帝室ノ藩^マ堀^マ保障タルノ点ニ尽サシメハ、庶幾クハ、以テ歐洲各國ノ貴族ト對峙シテ恥ツル所ナク、且ツ天祖降臨以來皇室ニ對スル親密ノ關係ヲ墜スコト無カランカ。若シ夫レ家計整理ノ方法得失如何ニ至テハ容易ニ喙ヲ容ルヘキニ非スト雖モ、本議御採扱ノ上ハ別ニ鄙見ヲ呈シ、更ニ裁制ヲ仰カント欲ス。隆平時情ヲ憂ルノ切ナルヲ以テ諱忌ノ在ル所ヲ避ケス、敢

テ同族ノ現情ヲ縷陳シ伏テ進止ヲ煩ハス。
明治十六年八月

從四位 四條隆平

【書類12】華族會館規則改正意見

華族會館規則

總則

- 一、華族ハ勅諭ヲ遵奉シ協同一致シ皇室ヲ翼賛シ社会ノ安寧ヲ保チ其利益ヲ図ルヲ以テ目的トス。是以テ其履行ヲ正シ家声ヲ保チ貴号ヲ辱シメサルヲ要ス
 - 二、華族ハ皇室ノ制度儀禮等ニ付テ御諮詢アルトキハ之ニ奉答スル責任アルモノトス
 - 三、皇室ノ制度儀禮等ニ付テハ衆華族ニ意見アルトキハ其衆議ヲ以テ宮内卿ニ具申スルコトヲ得
 - 四、華族一般ノ利害ニ関シ法律ニ陟ラサル事件ハ特ニ其衆議ヲ以テ直チニ宮内卿ニ請願スルコトヲ得
 - 五、天皇陛下ノ詔勅ヲ賜ヒタル會館ニ従事シ愈同族ノ協力ヲ固クシ交際ヲ厚シ、以テ芸術ノ切磋、道德ノ奨励、貧困ノ救恤、知識ノ進歩ニ関シ利益アルヘキ事業ヲ作シ国家ノ大体ヲ明カニシ日進ノ世運ニ後レサル精神ヲ励精スヘシ
- 第一条 華族會館ハ總則ノ目的ヲ達シ其責任ヲ尽ス為メ天皇陛下ノ制可ヲ仰テ其規則ヲ定メ以テ同族ニ頒布ス
- 第二条 華族ノ戸主タル者ハ總テ華族會館ノ會員トシ而其權利責任ヲ有スルモノトス

但其子弟ト雖モ會館ニ出入スルヲ得ル權利アルモノトス

第三条 會員ハ此規則ニ從ヒ華族會館ノ財産及設置物件ヲ使用スル等皆同一ノ權利ヲ有ス

第四条 新ニ華族トナル者ハ拜命ノ日ヨリ二週間以内ニ本館ヘ必届ケ出ツヘシ。其届タル日ヨリ會員トス。家督相續シ戸主トナル者亦同シ

第五条 除族セラル、者ハ其除族ト同時ニ會員タル權利ヲ失フモノトス

第六条 會館ハ其名義ヲ以テ其財産ヲ占有シ裁判所ニ於テハ原告被告トナルコトヲ得ヘシ

第七条 會館ハ東京ニ之ヲ置キ或ハ西京ニ分局ヲ設ク

第八条 春秋二回親睦及事務報道ノ為メ會員ノ總會ヲ開クヘシ。但總會ノ外會員ノ若干部分學術討論演說等又ハ懇會等ノ為メ集會スルコトヲ得

第九条 春秋二回ノ總會ニ於テ公示シタル會館ノ會計、予算ノ議定及會計ノ決算事務ノ報告書ハ直チニ宮内卿ヲ經由シ天覽ニ供ス

第十条 會館職員左ノ如シ
但贊事以上華族トス書記ハ華族ニ限ラス

館長 一人
副館長 一人
幹事 十人

贊事 無定員
書記 無定員

第十一条 職員撰擧ノ法左ノ如シ

各宗族管中其公撰ヲ以テ其丁年以上ニシテ戸主タルモノ、

内ヨリ其惣代一人ヲ撰ハシメ之ヲ贊事ニ充ツ

惣代ノ贊事ハ即會館職員ノ撰挙人ニ充テ幹事ヲ投票公撰セシム。幹事十人ノ内五人ハ必五等爵ノ内ヨリ一人宛ツ、任スルモノトシ、其五人ハ一般ヨリ任スルモノトス。故撰挙人ハ此旨ヲ以テ被撰人ヲ投票スヘシ

館長副館長ハ幹事贊事ノ投票ヲ以テ各二名宛ヲ公撰シ宮内卿二具申シ仰上裁其認可セラル、者館長タルヘシ。書記ハ幹事ノ撰挙ヲ以テ館長之ヲ任ス

第十二条 館長副館長ハ任期滿二年、幹事前前、贊事書記ハ任期ヲ定メス

第十三条 贊事以上俸金ヲ給与セス。但年末慰勞トシテ金円ヲ給与スルコトアルヘシ

第十四条 職員ニ任セラル、者ハ同族一般へ対スル義務トシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第十五条 職員改撰ノトキ再撰挙スルモ妨ナシ。但再撰挙セラレタル者ハ不得止事情ニ依リテハ之ヲ辞スルコトヲ得

第十六条 職員贊事以上ニ撰挙セラル、者ハ必丁年以上ノ男子ニシテ戸主トナリ會員ニ列スルモノニ限ルヘシ

第十七条 正副館長ハ會館ヲ代表シ館務ヲ物提シ之ヲ執行ス

第十八条 幹事ハ館務ヲ議決シ事務ヲ分任シ議案ヲ提出ス

第十九条 贊事ハ緊要ノ場合ニ於テ館務ヲ議決シ又議案ヲ提出ス

第二十条 會館ノ事務其要領ヲ分別スル左ノ如シ

第一、幹事ノ決議ヲ以テ処スヘキモノ

第二、贊事ノ決議ヲ以テ処スヘキモノ

第三、館長ノ独裁ヲ以テ処スヘキモノ

第廿一条 幹事ノ決議ハ出席五人ヲ以テ其多数ニ決ス。贊事ノ決議ハ

全員ノ過半数出席ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス
第廿二条 平常ノ事務ハ幹事之ヲ決議ス。然レトモ左ノ事項ニ於テハ更ニ贊事ノ決議ヲ要ス

一、予算ヲ定ムルコト

一、予算外ノ費用ヲ出スコト

一、資本金ノ増殖方法ヲ變更スルコト

一、本館ノ財産ヲ処分スルコト

一、會館規則ヲ改正スルコト

一、新ニ事業ヲ起スコト

一、新タニ釀金ヲ賦課スルコト

第廿三条 館長独裁ノ事項左ノ如シ

一、會館ノ名ヲ以テ文書ヲ往復スルコト

一、幹事會贊事會ヲ開クコト

一、議案ヲ議題トナスコト

一、常例ノ釀金ヲ徵集スルコト

一、額内ノ金円ヲ支出スルコト

一、本館職員ヲ進退スルコト

一、事務ヲ分課シ職員ノ分任ヲ定ムルコト

第廿四条 宮内卿ハ會館ヲ監督ス。故ニ其事務ヲ禁止シ職員ヲ退ケ本

館規則ヲ改定セシムルコトヲ命令スルコトアルヘシ

第廿五条 大凡新タニ事業ヲ起シ又ハ新タニ金円ヲ釀集シ或ハ本館規

則ヲ改定スル等必宮内卿ニ具申シ認可得テ後執行ス

第廿六条 大凡此諸規則ニ違背セシ者ハ宮内卿之ヲ懲戒ス

附則

第一 本館ハ同華族中ニ起リタル争訟ヲ仲裁ス

第二 同族中不幸ニシテ破産ニ陥ルモノハハ無利息ニテ金円ヲ貸与ス

右両件ノ規則ハ本館改革ノ後其形況ノ實際ヲ觀テ細則ヲ定ム

【書類14】宗族仮条約写

宗族仮条約写

宗族仮条約写

諭旨ニ曰ク、同姓相親ミ同類相助ケ祖先ノ余列ヲ墜ス勿レト。是ヲ以テ我宗族弥交誼ヲ懇篤ニシ協同連結以テ家慶ヲ保存センコトヲ図リ、相与ニ議定スル条約左ニ序列ス

第一条

宗族協和皇室ヲ翼戴シ、華族会館ニ従事シテ勅諭ヲ永遠ニ服□ス

第二条

家道ヲ整へ履行ヲ正クシ學術ヲ研精シ、以テ永ク名声ヲ保ヘシ

第三条

家督隠居結婚離縁養子廃嫡等一家ノ重事ハ、必ス宗族協議ヲ遂ケ奉行スヘシ

第四条

大祖ノ祭祀及春秋ニ回宗族必ス集会シ順番ヲ以テ会主ヲ立テ事ヲ幹セシメ、各家政ノ得失ヲ相談シ、釐正スヘキ所アラハ協議改革スヘシ

第五条

当分時々宗族集会シ、時トシテ妻孥ヲ携ヘ懇会セシムヘシ

第六条

家督繼承ノ順序ハ、甲乙兩統更立スルノ慣習アル者ハ、自今強メテ其弊ヲ去ルニ着意シ、実子ナク養子セント欲スルモノハ、之ヲ宗族又ハ血縁ニ求ムヘシ

第七条

戸主未丁年ノモノ、為メニ後見人ヲ撰ヒ、痼疾不能力者等ニ相談人ヲ撰ムハ、宗族協議決定スヘシ

第八条

名誉ヲ毀損シ、或ハ家事不整ヲ見聞スルトキハ、宗族協議匡救扶持スヘシ

第九条

居常節儉ヲ守リ已ムヲ得サル事故アリテ歳入ノ半ニ踰ユル金額ヲ借用シ、或ハ大ニ商法ヲ起シ、或ハ他家負債ノ証人タラントスルトキハ必ス宗族ノ協議ヲ經テ挙行スヘシ

第十条

宗族中長ヲ置キ条約ヲ執行シ、或ハ幹事ヲ選ミ事務ヲ賛理ス

第十一条

一族ノ約結ノ事件ハ漫ニ他ニ漏泄スルヲ禁スヘシ

第十二条

祖宗遺伝貴重ノ什器ハ之ヲ保存シ売却スルヲ得ス

第十三条

此条約ヲ改定セントスルトキハ再議シテ之ヲ修正シ、若クハ附録ヲ作リ変通スヘシ

明治九年十月十三日

山内豊範

印

宗族戸主

四條隆平	印
鷺尾隆聚	印
関 長克	印
内藤頼直	印
内藤正誠	印
鍋島直彬	印
内藤政拳	印
内藤信美	印
山内豊誠	印
内藤政憲	印
内藤政共	印
田沼忠千代	印
正三位 山科言繩	
從三位 油小路隆晃	
正四位 鍋島直大	
正四位 四條隆訶	
正四位 鷺尾隆聚	
從四位 山内豊範	
從四位 西大路隆脩	
從五位 八條隆吉	
從五位 関 長克	
從五位 櫛笥隆義	
從五位 内藤頼直	

仙石政固 田沼忠千代〔注3〕

從五位 内藤正義〔注1〕
從五位 鍋島直彬
從五位 内藤経健〔注2〕
從五位 鍋島直虎
從五位 若王寺遠文
從五位 内藤信美
從五位 山内豊誠
從五位 内藤政憲
從五位 鍋島直柔
從五位 新庄直正
從五位 内藤政共
無位 河辺隆次
無位 杉溪言長
從四位 伊達宗徳
從四位 加藤泰秋
正五位 加藤明実
從五位 堀 之美
從五位 堀 直明

〔注1〕「義」を「誠」と朱字で訂正。

〔注2〕「政拳」を追記。

〔注3〕「仙石政固 田沼忠千代」は鉛筆書。ただし「仙石政固」の部
分は抹消される。

【書類15】宗族会議題案

宗族會議題案

第一條

族長幹事ノ任アツテ其費ヲ償ハサル、固リ闔族ノ欠トスル処ナリ。然ニ其額ノ定メ難キ、族長幹事々務担当ノ厚薄ニ依リ少差アレハナリ。故ニ左ノ等差ヲ以テ月々出金シ、之ヲ族長幹事ノ入費ニ充ツル如何。

歳入五千円以上 貳円

同五千円未満三千円以上 壹円

同三千円未満千円以上 五拾錢

同千円未満 二拾五錢

第二條

族長幹事ノ担任期限ヲ定ムル、左ノ通定規ニ加録スル如何。

族長担任期限 十八ヶ月

幹事担任期限 十二ヶ月

第三條

族長幹事ノ期限ニ至リ其任ヲ解クトキハ謝詞及其繁簡ト事故ノ難易ヲ酌量シ適宜ノ物品ヲ贈ルヘシトセハ如何。

但其時々族長ハ幹事会主トナリ幹事ハ族長会主ト為リ、案ヲ作り

一族衆員ニ協議評定スヘキコトトス。

第四條

妻妾姉妹ノ交際ハ一族ノ親睦ヲ助クルモノニテ已ニ定規ニ掲載アリ。然ルニ未タ實際行ハレサルモノハ方法ヲ議シ弊害ナカラシムルノ良法無ク、荏苒今日ニ至レリト雖モ、已ニ過ル十八日会館懇会ノ際三條公ノ演說モアル。実ニ忽セニスヘカラス。故ニ左ノ方法ヲ立テ、

ハ如何。

第一款

妻妾姉妹ノ事故病症等ニテ他出シ難キ者ヲ除クノ外、月中一回必ス会同スヘシ

第二款

妻妾姉妹中合議ノ上会集ノ事ヲ担当シ、幹事ノ許諾ヲ得テ会集場処及其入費醸集等ノ事ヲ弁ス

第三款

会集ハ族長幹事ノ内、或ハ一族中ノ男子妻女子ヲ提携セルモノ同席スヘシ

但其人員ヲ限ラス多寡適宜タリト雖モ、男子ノ妻ヲ伴ハサルモノト婦女子ノミ他ニ会同スルヲ許サス

第五條

当分一ヶ月間一回日曜日ノ中ヲト定シ懇話会ヲ開キ、宗族会同シ書画囲碁詩歌等ノ事其処得ノ技ヲ為スヘキ、此日午後一時ニ会シ日暮ニ散ス。会費老人ニ付五拾錢ト定メ、家族男子ハ論ヲ竣タスト雖モ、妻妾姉妹等ノ家族女子等提携スルモノ可ナリトス如何。

但此日ハ戸主ノ外ハ食前ニ散スル則トシ茶菓ニ止ルモノトス。

【書類19】演述覚書・外債償却鉄道建築銀行創立順序書・諸家各自計

算書

演述覚書

外債償却鉄道建築銀行創立順序書

諸家各自計算書

演述覚書

一華族銀行創立順序ノ大意別紙記載ノ通ニ有之。右事件宗族長ヨリ族中へ御協議之上同意人体御取調来廿五日迄ニ書取ヲ以テ宗族長ヨリ取纏メ部長へ御差出被下度。尤右事件ニ付改正修飾之意見或ハ全ク不同意之輩ハ其理趣ヲ詳記シ宗族長ニ於テ取纏メ、是亦部長へ御差出被下度事。

但シ京都華族其他各府県在住華族ハ、岩倉氏京都ニ於テ分局長ト商議シ示談ニ及候筈。且一類一家且宗族長幹事共無之類ハ部長ヨリ示談候事。

一銀行創立之最初諸事御相談着手候而ハ、時日遷延事機ヲ誤リ候儀ニ付、別紙大意御同意之上ハ、役員選挙及其俸給願書進達事宜、文章修飾等創業施為ノ事件都而岩倉氏へ御依托有之度事。
一前件同意ノ人体ハ左ノ雛形ニ照準シ書面御差出被下度事。

金禄

此何年分

金禄公債証書高……

右全額ヲ以テ追テ大蔵省ニ抵当トシテ預ケ、今般御談合ノ趣旨ニ同意シ銀行ヲ設立セシコトヲ約ス。仍テ創業ノ事宜岩倉氏ニ推委スヘキヲ欲ス。

明治九年月日

宗族長氏名殿

氏名印

銀行事件ニ付宗族中ヨリ差出候書面何通取纏メ差出候也。

明治九年月日 ……後宗族長

督部長氏名殿

氏名印

但宗族長ナキ者ハ直ニ督部長へ書面ヲ出シ、後見入アル者ハ進印シテ御差出被下度候事

一別紙順序書覽ノ後、猶文意若クハ計算上ニ付御了解ナサレ難キ儀有之節ハ、副督部長或ハ銀行創立事務取調掛へ当人若クハ各家令扶ヲ以テ御諮詢可被成事。
一願書差出前ニ大旨意ニ付改正ヲ要スルトキハ宗族長ヲ会同シ再議可致事。

但シ一類一家且宗族長幹事共無之類ハ部長ヨリ示談候事。
外債償却鉄道建築銀行創立順序書

今般家禄賞典禄改正之儀被仰出候。就テハ追々厚キ勅諭之旨モ有之。仍テ同族協心戮力シ、以テ報国保家ノ道ニ尽シ勸旨ノ万一二奉答セントス。抑同族一般所領ノ禄券之ヲ合計スル金額三千万円余ナリ。巨多ト云ハサルヘケンヤ。今政府賜与ノ法ヲ定メ五ヶ年据置、六ヶ年目ヨリ之ヲ抽籤シ漸次同族ニ收領セシム。厚待ト云ハサルヘケンヤ。然トモ各家之ヲ領シ一タヒ其運用ヲ誤ルトキハ従前稟給ヲ仰ク時ノ比ニアラス。家計崩壊遂ニ救フヘカラルニ至ル。上朝恩ヲ報スル能ハサルノミナラス、下各家祖先ノ祀ヲ絶ツ。然則何ヲ以テ報国保家ノ実効ヲ拳ケンヤ。因テ案スルニ上朝廷ノ用ヲ裨補シ、下人民ノ便ヲ図リ、随テ自家永続ノ策ヲ定ムヘシ。夫レ政府外国ノ負債ニ於ルヤ、素ヨリ償却ノ法確然タラン。然レトモ其額少シトセス、利子モ亦廉トセス。故ニ同族中更ニ所有ノ金ヲ以右償却ノ為メ幾分ノ利付ニテ政府へ御借り上願立ヘシ。然ル時ハ一ツハ政府へ対シ聊カ義務ヲ尽スニ当リ、一ツ

ハ元金ヲ消耗スルニ至ラス、且幾分ノ利子ヲ取得シ兩全ノ策ニアラスヤ、且又國益ヲ謀ルハ鐵道ヨリ大ナルハナシ。既ニ明治六年中蜂須賀茂韶ノ發意ヲ以テ徳川慶勝以下数名ヨリ鐵道築造ノ義、別紙一號ノ通建言有之。思フニ方今我國富強之基、則運輸ノ便ヲ開クヨリ先ナルハナシ。而シテ同族保家之計亦鐵道ヲ以テ不動産トナスヨリ優レルハナシ。夫レ鐵道ノ用タルヤ独物産ノ繁殖ヲ増スノミナラス、千鈞ノ重モ一毛ノ輕キカ如ク、万里ノ遠モ比隣ノ近キカ如シ。政府ノ命令朝ニ發シテ夕ニ迎陸ニ達ス。警戒東ニ起テ西ヨリ救応ス。未開ノ民以テ文明ノ域ニ進ミ、不毛ノ地以テ膏腴ノ域トナル。貨幣ノ流通物価ノ平均皆其効ニヨラサルハナシ。是歐米各國ノ富強ヲ致ス所以ナリ。仍而蜂須賀氏ノ前議ヲ採メ是亦金祿証書ノ籤ノ金額ヲ資本トシ鐵道築造ニ從事セハ以テ全國ノ鐵路ヲ布クニ足ル。然トモ祿券抽籤ノ法ニヨレハ三十年ノ久キヲ經ルニ非レハ外國負債鐵路建築其全資ヲ得ルニ由シナシ。是レ時機ヲ失フノミナラス、終ニ保家資本ヲ有スル能ハサルニ至ラン。於是今般政府ニ請ヒ特別ヲ以テ來明治十年御下渡シ可相成、祿券本年飯券ヲ以テ御下渡シヲ願ヒ新ニ銀行ヲ設立シ、則公債証書利子五朱、六朱、七朱三種ノ割合ニ応シ銀行紙幣ヲ交換スルハ大凡一千八百万円ニ至ルヘシ。内千五百万円ヲ大藏省ニ納附シ外國負債鐵路建築等ノ用ニ充テ築造工事ハ工部省ニ依托シ、残り三百万円ハ別紙第三号記載之通処分シ、來明治十年ヨリ着手センヲ欲ス。政府之ヲ特許セハ抽籤所得ノ金円年々之ヲ大藏省ニ上納シ廿五年ノ後ニ至レハ則紙幣交換全ク尽ク。而シテ所築ノ鐵道即チ同族ノ所有ニ歸ス。於是始テ外ハ外債ノ患ヲ除キ内ハ富強ノ基ヲ開キ、自家永遠ノ恒産ヲ得ルニ至ルヘシ。依テ別紙第貳号ノ通外債鐵道等之目的ヲ以テ銀行設立之儀政府ヘ内願致スヘク。右三件方法及諸家各自計算書ノ如キハ第三号、第四号、第五

号之通候。

此議御同意ニ候ハ、併テ政府ヘ可差出。因テ御協議ニ及候也。

第一号蜂須賀茂韶徳川慶勝以下十名建言

敬白臣等無能徒ニ陛下ノ鴻恩ニ浴シ、家祖ノ余業ニ籍リ、以テ猥ニ封祿ノ富ヲ忝フシ、列テ四民ノ上ニ專ラニス。臣等豈其独リ能ク之ニ報効スル所ノ者ヲ思ハサルヘケンヤ。苟モ徒ニ是ノ恩ニ浴シ、是ノ富ヲ有シ、飽暖遊逸一モ報効スル所ナクンハ、則チ陛下ノ仁能ク恕シテ之ヲ問ハサルモ、其レ何ヲ以テ臣等家祖ニ応シ、其何ヲ以テ天下蒼生ニ對センヤ。是故ニ臣日夜焦心苦慮以テ、上陛下鴻恩万分ニ報シ、天下蒼生ノ衆ニ利シ家祖ノ余聲ヲ辱シメサルモノヲ謀ラントシ、頃日窃ニ見ル所アリ。以テ左ニ陳シ將ニ陛下ノ聖載ヲ仰カントス。夫レ宇宙文明ノ運ニ方テ陛下神聖英武天下ノ賢ヲ網羅シ、四海ノ才ヲ登庸シ、諸官悉ク理リ、百事俱ニ舉ル。臣等其レ何ヲ以テ敢テ能ク其ノ万分ヲ議センヤ。然リト雖トモ臣等華士族家祿ノ如キ封建積習ノ未タ除カサルモノニシテ、而モ財ヲ耗スルノ尤ナル者ナリ。是必ス將ニ政府諸官其措置ヲ議シ、以テ速ニ其消尽ノ驗ヲ拳ケスンハアル可カラサル者トス。然ルニ今日ノ勢一旦之ヲ廢シテ給サレハ、則蒼生其産ヲ失シ、以テ窮途ニ狼狽セントスル者、各県各地ニ普ネカラントス。是亦慮ラスンハアル可カラサル者ナリ。然リト雖トモ是則政府百官ノ事耳。臣何ソ敢テ多言セン。唯臣等今日ノ務ハ自ラ理産ノ道ヲ弁シ、而シテ以テ政府一大元費ヲ消尽シ得ルノ効ヲ助ルニ在ルノミ。臣是ニ於テ自ラ其理産ノ道ヲ弁スル所以ノ方法ヲ尽シ、以テ復タ天下蒼生ノ洪福ヲ致スノ一端ヲ裨補セントス。臣頃日歐洲ノ実況ヲ歴見シ以テ各國隆盛ノ由ヲ觀スルニ、蓋シ鐵道ノ利以テ其富強ヲ致ス亦大ナリト謂フヘシ。今ヤ皇

国商買行旅運輸消息ヲ便ニシ富強ノ礎ヲ建ントスル。鉄道蒸氣車ノ設最其急タル、固ヨリ其費ヤス所巨万。而シテ其功始テ拳ル。臣窃ニ惟フニ今日政府ノ歳入猶未タ大ナラス。而シテ其費ス所百端多カラサルヲ得ス。是ノ如キノ巨万ノ費、徒ニ政府ノ力ヲ以テ鉄道蒸氣車ノ設ケ

従事セントス。豈其レ容易ナランヤ。是故ニ臣謂フ、願クハ臣等華族有志ノ者之ニ率先シ、以テ広ク士族等ノ有力者ニ募リ、其家祿家財等ノ余ス所ヲ合シ、以テ一団ノ会社ヲ結ビ、而シテ其会社ノ力ヲ以テ、或ハ東京ヨリ奥州青森ニ至リ、或ハ東京ヨリ越州新潟ニ至ル等ノ地ニ鐵路蒸氣車ノ設ケ、以テ上陛下文明ノ治政府巨万ノ功ヲ裨補シ、天下蒼生洪福ノ基ヲ開キ、而シテ臣等亦自ラ其理産ノ道ヲ弁スルヲ得ントス。而シテ十数年成功ノ後果シテ其会社ノ利ヲ以テ臣等生産ノ財本ヲ生シ得ルニ至リ、華士族等ノ祿拳テ之ヲ政府ニ還納セハ、則政府亦一大冗費ヲ省キ、以テ有用ノ費ニ供スルヲ得ントス。誠ニ如此ンハ臣等亦遊逸暖飽ノ誅ヲ免カレ、勞衣力食ノ道ヲ得、從テ家祖ニ報セントス。豈亦臣等ノ至幸ナラスヤ。臣幸ニ許可ヲ得ハ、即同志ヲ募リ以テ一社ヲ結立シ、即チ臣家祿家財等ヲ以テ此社ニ投セントス。臣海外ニ在リト雖トモ、其人ヲ得テ此拳ニ従事セシメン。仰キ願クハ聖明臣カ迂言ヲ棄テ速ニ允許アランコトヲ。

明治五年十月臣等叩リニ海岳ノ朝恩ヲ辱シ、而シテ空手徒食毫毛国家ニ報スル所無シ。實ニ恐悚ノ至ニ不堪。窃ニ惟ルニ欧米諸州今日文明強大ノ隆盛ヲ致ス所以ハ、皆人民合心協力結社自国ノ大業ヲ興セリ。臣等モ亦之ニ倣ヒ曩ニ英国龍動留学、蜂須賀茂韶及至願候鉄道汽車ノ儀相談申越候通り、共同會議シ会社ヲ結立シ鐵路汽車ヲ興スコトヲ希望ス。仰願クハ臣等ノ素志ヲ遂シメ前件興立ノ儀御允許ヲ蒙リ候ハ、臣等随テ広ク同志ヲ募リ共ニ此拳ニ従事セシメ皇国隆盛ヲ万分ノ裨補

センコトヲ奉懇願候也。誠恐謹言。

明治六年三月廿三日

池田從四位

細川從四位

山内從四位

龜井從三位

池田從三位

毛利從三位

伊達從二位

松平正二位

徳川從一位

太政大臣殿

第二号願書

先般祿制御発表ニ付ハ追々厚キ勅諭モ有之。同族一般上ハ国家之公益ヲ図リ、下ハ自家々計ノ日途相立、叡旨之万一二奉答致シ度同族協議仕候処、政府外国ニ於テ新旧之負債有之、其償却方法ハ素リ御確立ト雖トモ、右償却之為御借リ上金相願廉利ヲ御下付被下候ハ々聊御一助ニモ相成ヘキ乎ト奉存候。且又国ヲ富スハ運輸ヲ開キ国産ノ興スニアリテ、其元タルヤ鐵路ヲ開クヲ以第一トス。政府素リ全国ハ鐵路築造ノ御目的ト恐察仕候。同族共ニ於テモ又便宜ニ從ヒ漸次之ヲ築造シ、国家興立事業之万一一ヲ裨補シ度恐願ニ御座候。右二件之資金之ヲ要スルニ夥多ナルヲ以容易ニ見込方法モ不相立候処、今般御改制之際ニ臨ミ幸ヒニ右之目的相立度。就テハ此程御発行之国立銀行条例ニ準拠シ、

各自所有之金禄公債証書ヲ以大蔵省へ相納メ新ニ銀行ヲ設立シ、右二件ノ事ニ尽力仕度。然ルニ金禄公債証書之儀ハ明年ヨリ御施行可相成筈ニ付、即今右証書御下渡ニモ相成間敷、乍去前件ノ目的確定可致折柄、此機ヲ誤候テハ諸般着手モ難相成候間、此際特別之御詮議ヲ以テ明年御下渡可相成、公債証書之假証書本年御下渡被下、別紙方法ヲ以銀行創立御許可被成下候得ハ、右二件目的相立テ、外ハ国債ノ患ヲ除却シ、内ハ富強ノ基ヲ興立シ、随テ自家無窮ノ恒産ヲ保持シ、初テ素志ヲ達スルニ至ラン。因テ外債償却、鉄道築造、銀行設立共併セテ御許允被下度。尤其方法条約等ハ追テ伺之上決定仕度心得ニ御坐候。右至急何分之御指令被下度。此段奉願候也。

發起人総代

九年月日

督部長岩倉具視

大蔵卿大隈重信殿

第三号銀行創立ノ方法

国立銀行創立ノ手続ハ総テ条例ニ準拠スヘシト雖トモ、銀行紙幣ヲ不残大蔵省ニ預ルニ付、特別ヲ以テ左ノ簡条ノ許可ヲ仰ク

一 銀行資本金ハ壹千八百九十万円トナシ、大蔵省ヨリ実額壹千八百万

円ニ当ル金禄公債証書ノ假証書ノ付与ヲ受ク

付^{特別ヲ以テ仮}証書^{付与ヲ受ク}「付箋」
金禄公債証書發行以前ナレトモ急々銀行ノ創
立ヲ要シ、殊ニ銀行紙幣ヲ大蔵省ニ預ルニ創

一 右壹千八百万円ノ用途タルヤ、即チ華族ノ金禄公債証書ノ総高左ノ通

一 凡金三千拾六万九百貳円五拾五錢三厘

右華族ノ金禄公債証書総高ニシテ、此内利子ノ区別三種アリ、即チ

一ヶ年五朱六朱及ヒ七朱也、但シ利子五朱ノ分ハ証書高百円ニ付六

拾円、六朱ノ分ハ七拾円、七朱ノ分ハ八拾円ノ割合ヲ以テ銀行紙幣ト別換ノ積リ

内

一金三千二百四十六拾六円拾三錢三厘

右一ヶ年五朱ノ利子ヲ請取ヘキ証書ノ総高ニシテ、此銀行紙幣総

高左ノ如シ

一金千八百壹万貳千貳百七拾九円六拾七錢九厘八毛

一合拾三万八千四百四拾壹円貳拾八錢二厘

右一ヶ年六朱ノ利子ヲ請取ヘキ証書ノ総高ニシテ、此銀行紙幣ノ

総高左ノ如シ

一金九万六千九百壹円八拾九錢七厘四毛

一金三千五百拾三錢八厘

右壹ヶ年七朱ノ利子ヲ請取ヘキ証書ノ総高ニシテ、此銀行紙幣ノ

総高左ノ如シ

一金二千四百四拾壹錢四厘

三口総計

銀行紙幣 千八百拾壹万五千五百八拾九錢壹厘貳毛

一金禄假証書ヲ悉皆出納寮ヘ差出シ、出納頭ノ請取証書ヲ受取り、条

例ノ手続ニ從ツテ壹千八百万円ノ銀行紙幣ヲ紙幣寮ヨリ受取ルヘシ

但此假公債証書ノ相場ハ、年五朱利ハ百円ニ付六拾円、六朱利ハ

七拾円、七朱利ハ八拾円ノ割合ヲ以テ証書高ニ算出ス

一 右銀行紙幣凡壹千八百万円ノ代償ハ条例ノ通銀行ヨリ紙幣寮ニ納ム

ヘシ、凡此代価拾四万五千円ハ株主ヨリ銀行ヘ納ム筈ナレトモ繰合

七銀行初年益金ヨリ払出ヘシ

一 右紙幣寮ヨリ受取タル銀行紙幣千八百万円ノ内、千五百万円ハ大蔵

省ニ預ケ外國負債鐵道建築ノ費ニ充テ、残り三百万円ハ内務大藏兩

省ノ保証ヲ以テ諸省使府県へ貸附ル乎、既成鐵道ヲ買得ル乎、大藏省ニ於テ公債証書ヲ買入ル、等ノ外、堅固ノ抵当至當ノ利益アルモ、偏ニ危險ヲ避ケ他ノ方法ヲ以テ運轉スルコト社中嚴約シテ之ヲ禁ス

但シ大藏省へ預ケタル金額ノ内、六朱利ト四朱利トアリ、残り三百万円ハ其運轉ニヨリ利子ノ差異アルヘシト雖トモ、銀行紙幣千八百万円ノ利子平均五朱ト見做サハ不足スルコトナカルヘシ、但大藏省ヨリ利子ノ下渡期限ハ五月十一月ノ兩度タルヘシ

一大藏省へ預ケヘキ銀行紙幣千五百万円ハ來明治十年ヨリ五ヶ年据置、六ヶ年目ニ至リ金祿公債証書抽籤ノ初ヨリノ籤ノ金祿証書丈ケツ、銀行ノ株減少スルヲ以テ、其減少ノ數ニ當ル銀行紙幣ハ紙幣寮へ返上セサルヲ得ス、故ニ其返上スル丈ツ々銀行紙幣ヲ御返弁ニ成リテ直ニ同省へ御引揚ニ相成度、然ルトキハ廿五ヶ年目即來明治十年ヨリ都合三拾ヶ年目ニ至リ金祿証書ハ不殘の籤ニテ御下付相成、銀行紙幣ハ悉皆御引揚ト相成ヘシ

一国立銀行創立ノ手續等ハ條例ニ準拠スヘシト雖モ、資本ノ銀行紙幣多分大藏省ニ御用立ルニ付、特別ヲ以テ準備金ハ資本ノ百分ノ五即九拾万円ヲ積立別換ヲ為スヘシ、若右高ニテ引換金不足スルトキハ銀行紙幣ヲ大藏省へ収メ新紙幣ノ下ケ渡ヲ乞フ

一銀行規則ハ凡テ條例ニ準拠シ其方法等追テ確定スヘシ
一金千五百万円ハ都テ大藏省御借入内約出来ノ上發表出願ニ及フヘシ
一銀行紙幣ノ代価及銀行役員月給其他諸入費トシテ毎年利子ノ凡五分一ヲ越ヘサル高ヲ以テ之ニ充ツト雖トモ、其精算ハ社中へ明細ニ示スヘシ、其金ハ積金トス、殘四分ハ即社中純益利金トナシ分配スルコト左ノ如シ

一金九拾万円

是ハ大藏省へ預ケタル銀行紙幣凡千五百万円并ニ残り三百万円ノ利子ニシテ、壹ヶ年平均五朱ノ割合

内

一金拾八万円

是ハ紙幣寮へ上納スヘキ紙幣製造代価及銀行役員月給其他諸費ニ充テ、尚殘金ハ毎年社中積金トナス

一金七拾貳万円

是ハ全ク純益ニ付各株主へ配當ノ分此配當

銀行一株

百円ニ付 一ヶ年 金四百

同十株

千円ニ付 一ヶ年 金四拾円

同百株

壹万円ニ付 一ヶ年 金四百円

同千株

拾万円ニ付 一ヶ年 金四千円

同万株

百万円ニ付 一ヶ年 金四万円

一銀行準備トシテ各株主ヨリ通貨ヲ出金スヘキ割合左ノ如シ

一金九拾万円

但此金額差出シ難キ者ハ銀行利益配當金ヲ引當ニシテ六朱利付ヲ以テ余金アル者ヨリ借入、其儀モ出來難キ者ハ右ノ利付ヲ以テ他借ノ方法ヲ督部長ニ於テ施スヘシ

此割合

銀行紙幣

百円二付 金五百

同

千円二付 金五拾円

同

壹万円二付 金五百円

同

拾万円二付 金五千円

第四号外国負債償却並鉄道建築方法

一大蔵省へ御借上相成リタル銀行紙幣ヲ以テ外国負債償却ノ方法ヲ定メ其運轉ヲナスハ、都テ同省ノ見込ニ從フヘキ事

一 鉄道建築ノ方法ハ其建築スヘキ地方并ニ広狭ヲ協議スルノ外、土功經營処置ノ事務等一切工部省ニ委託シ、同省ニ於テ來明治十年ヨリ起工着手ノ積リ、尤其資金ニ至テハ大蔵省へ預ケタル銀行紙幣ノ内ヲ以テ同省并ニ工部省ニテ一切引受ノ積リ

一 華族一般金録証書合算三千万円有也、然レトモ此金円明治十五年ヨリ年々抽籤ノ法ヲ以テ廿五年間ニ全了スルニ付、右抽籤初年ヨリ終年ニ至ル迄請取ル所ノ金額年々一切大蔵省へ引受、年六朱ノ利子ニ運轉有之積リ

一 明治十年ヨリ同三十九年ニ至リ外国負債不殘償却シ鉄道建築全ク成功、則滿三十ヶ年後鉄道ハ華族一般所有ノ不動産トナルノ積リ
 一 三十ヶ年後華族一般所有トナリ其鉄道利益ハ費金三千万円有也ニ對シ六朱ノ利ニ当ルヲ以テ目的トス、若シ六朱以内ニ当ルトキハ政府ヨリ滿六朱計算ニ至リ候様補ナハル々ノ積リ

但六朱以上ノ利子ヲ得ルハ華族一般ノ幸福トスヘシ

第五号諸家各自計算書

此計算書ハ録券五ヶ年置据中利益金ノ表也

金録公債証書百万円ノ家	此利子五朱	一ヶ年 金五万円
証書額面百万円	右八年々大蔵省ヨリ五月十一月兩度受領相成ル分	
金録証券百万ノ六分	此利子五朱	一ヶ年 金三万円
銀行紙幣六拾万円	内一朱銀行創立諸費ニ充殘余八年々積金トス	
右ハ銀行營業上大蔵省へ預金ノ利子別途受領相成ル分	同ク四朱	一ヶ年 金貳万四千元
合計金七万四千元	所得	
内金五万円	官令録券ノ利子	
金貳万四千元	銀行創立ニ付別途所得	
此内		
準備金紙幣高百分ノ五即三万円トナル但 <small>此準備金紙幣ニテ出ス別年六朱ノ利子別途受領相成ル分ハ四百円ヲ出ス</small>		
金録公債証書五拾万円ノ家	此利子五朱	一ヶ年 金貳万五千元
証書額面五拾万円	右八年々大蔵省ヨリ五月十一月兩度ニ受領相成ル分	
金録証券五拾万円ノ六分	此利子五朱	一ヶ年 金壹万五千元
銀行紙幣三拾万円	内一朱銀行創立諸費ニ充殘余八年々積金トス	
右ハ銀行營業上大蔵省へ預金ノ利子別途受領相成ル分	同ク四朱	一ヶ年 金壹万貳千元

合計金三万七千円	所得
内金貳万五千元	官令禄券ノ利子
金壹万貳千元	銀行創立ニ付別途所得
此内	
準備金紙幣高百分ノ五即壹万五千元トナル但 <small>此準備金他借ニテ出又向八年六朱ノ利ヲ付金九百円ヲ別ニ出ス</small>	

金禄公債証書拾万円ノ家	此利子五朱	一ケ年	金五千元
証書額面拾万円			
右八年々大蔵省ヨリ五月十一月兩度ニ受領相成ル分			
金禄証券拾万円ノ六分	此利子五朱	一ケ年	金三千元
銀行紙幣六万円	内一朱銀行創立諸費ニ充残余八年々積金トス		
	同ク四朱	一ケ年	金二千四百円
右ハ銀行營業上大蔵省へ預金ノ利子別途受領相成ル分			
合計金七千四百円	所得		
内金五千元	官令禄券ノ利子		
金貳千四百円	銀行創立ニ付別途所得		
此内			
準備金紙幣高百分ノ五即三千円トナル但 <small>此準備金他借ニテ出又向八年六朱ノ利ヲ付金百八十円ヲ別ニ出ス</small>			

金禄公債証書五万円ノ家	此利子五朱	一ケ年	金貳千五百円
証書額面五万円			
右八年々大蔵省ヨリ五月十一月兩度ニ受領相成ル分			
金禄公債証券五万円ノ六分	此利子五朱	一ケ年	金千五百円
銀行紙幣三万円	内一朱銀行創立諸費ニ充残余八年々積金トス		
	同ク四朱	一ケ年	金千貳百円

右ハ銀行營業上大蔵省へ預金ノ利子別途受領相成ル分	所得
合計金三千七百円	官令禄券ノ利子
内金貳千五百円	銀行創立ニ付別途所得
金千貳百円	
此内	
準備金紙幣高百分ノ五即千五百円トナル但 <small>此準備金他借ニテ出又向八年六朱ノ利ヲ付金九十四円ヲ別ニ出ス</small>	

金禄公債証書三万円ノ家	此利子五朱	一ケ年	金千五百円
証書額面三万円			
右八年々大蔵省ヨリ五月十一月兩度ニ受領相成ル分			
金禄証券三万円ノ六分	此利子五朱	一ケ年	金九百円
銀行紙幣壹万八千円	内一朱銀行創立諸費ニ充残余八年々積金トス		
	同ク四朱	一ケ年	金七百二十円
右ハ銀行營業上大蔵省へ預金ノ利子別途受領相成ル分			
合計金貳千貳百貳拾円	所得		
内金千五百円	官令禄券ノ利子		
金七百貳拾円	銀行創立ニ付別途所得		
此内			
準備金紙幣高百分ノ五即九百円トナル但 <small>此準備金他借ニテ出又向八年六朱ノ利ヲ付金五拾四円ヲ別ニ出ス</small>			

金禄公債証書壹万円ノ家	此利子五朱	一ケ年	金五百円
証書額面壹万円			
右八年々大蔵省ヨリ五月十一月兩度ニ受領相成ル分			
金禄証券壹万円ノ六分	此利子五朱	一ケ年	金三百円
銀行紙幣六千円	内一朱銀行創立諸費ニ充残余八年々積金トス		

右ハ銀行營業上大蔵省へ預金ノ利子別途受領相成ル分	同ク四朱	一ケ年	金二百四拾円
合計金七百四拾円	所得		
内金五百円	官令禄券ノ利子		
金二百四拾円	銀行創立ニ付別途所得		
此内			
準備金紙幣高百分ノ五即三百円トナル但 <small>此準備金他借ニテ出ス向八年六朱 利子付金拾八円別出ス</small>			

金禄公債証書五千円ノ家	此利子六朱	一ケ年	金三百円
証書額面五千円	此利子五朱	一ケ年	金百七十五円
右八年々大蔵省ヨリ五月十一月兩度ニ受領相成ル分	内一朱銀行創立諸費ニ充残余八年々積金トス	同ク四朱	一ケ年 金百四十円
銀行紙幣三千五百円	右ハ銀行營業上大蔵省へ預金ノ利子別途受領相成ル分		
合計金四百四十円	所得		
内金三百円	官令禄券ノ利子		
金百四十円	銀行創立ニ付別途所得		
此内			
準備金紙幣高百分ノ五即百七十五円トナル但 <small>此準備金他借ニテ出ス向八年六朱 利子付金拾五円別出ス</small>			

金禄公債証書千円ノ家	此利子六朱	一ケ年	金六十円
証書額面千円	此利子五朱	一ケ年	金三十五円
右八年々大蔵省ヨリ五月十一月兩度ニ受領相成ル分			
金禄証券千円ノ七分			

銀行紙幣七百元	内一朱銀行創立諸費ニ充残余八年々積金トス	同ク四朱	一ケ年 金式拾八円
右ハ銀行營業上大蔵省へ預金ノ利子別途受領相成ル分	所得		
合計金八十八円	官令禄券ノ利子		
内金六十円	銀行創立ニ付別途所得		
金二十八円			
此内			
準備金紙幣高百分ノ五即チ三拾五円トナル但 <small>此準備金他借ニテ出ス向八年六朱 利子付金式四円十錢ヲ別出ス</small>			

〔付箋〕「資本金千八百九拾万円ノ内九拾万円ハ為準備積置モノナレハ千八百万円ヲ以利子ノ計算ヲ立ル」。

【書類20】第十五国立銀行定款同創立証書（草案）

第十五国立銀行定款同創立証書

第十五国立銀行定款

大日本政府ヨリ発行スル所ノ公債証書ヲ抵当トシテ銀行紙幣ヲ発行シ之ヲ通用シ之ヲ引換フル義ニ付、明治 年 月 日大日本政府ニ於テ制定施行シタル国立銀行条例ヲ遵奉シ当銀行ヲ創立スル為其株主等協議ノ上決定スル所ノ条々左ノ如シ

銀行名号ノ事

第一条 当銀行ノ名号ハ第十五国立銀行ト称スヘシ

本店設置事

第二条 当銀行ノ本店ハ東京府管下第一大区十小区木挽町七丁目六七八番地ニ於テ設置スヘシ

資本金ノ事

第三条 当銀行ノ資本金ハ千七百八拾二万六千百円ニシテ、百円ヲ以

テ一株トナシ総計十七万八千二百六十一株ト定ムヘシ

但シ国立銀行条例ノ規定ニ從ヒ株主等ハ其所持ノ株数ヲ増

減スルコトヲ得ヘシ〔注1〕

第四条 当銀行ノ規則ヲ奉シテ其株式ヲ譲受タルモノハ、都而當銀行

ノ株主タルヘシ〔注2〕

株式券状ノ事

第五条 當銀行ノ株主タルモノハ其所持ノ株数總高二付株式券状一通

宛ヲ領受スヘシ、其雛形則チ左ノ如シ

但シ此券状ヲ分割セントスル時ハ、當銀行申合規則ニ準シ

テ之ヲ分割スヘシ

自第何番至何千何百何十何番

大日本各地国立銀行株式券状

府管下第大区小区 村町番地何某殿儀大日本帝国政府ニ於テ制

定施行シタル国立銀行条例ヲ遵奉シ、且當銀行ノ定款ヲ確守シ年

号一年一月一日ヨリ我国立銀行株式ノ内何万円即チ何百株ノ株

主タルコト相違無キ証拠トシテ、此株式券状ニ當銀行ノ印象ヲ押

捺シ之ヲ付与スルモノ也

此株式券状ノ譲与セント欲セハ當銀行ヘ持參スヘシ、銀行ニ於テ

至當ノ検査ヲ遂ケ此券状裏面ノ枠内ヘ頭取、支配人記名調印ノ上

之ヲ差戻スヘシ

年号一年何月一日 国立銀行頭取

姓名印

之銀行

同 支配人

姓名印

第六条 當銀行ノ株式ハ、国立銀行条例成規ノ規定〔二〕從ヒ頭取々

締役ノ許可ヲ受ケ當銀行ノ簿冊ヲ引合セタル上ニテ之ヲ譲与

スルコトヲ得ヘシ〔注3〕。尤其株式券状ノ書替ヲナサ、ル

時ハ當銀行ヨリ割渡スヘキ利益金ハ新古ヲ論セス其株式券状

ノ名前入ヘ渡スヘシ

頭取々締役撰挙ノ事

第七条 當銀行ノ取締役ハ三百株以上ヲ所持スル株主ノ内ヨリ五人以

上ヲ撰挙スヘシ。而シテ其取締役ハ各株式券状ヲ當銀行ニ預

ケ其代リトシテ禁授受ノ三字ヲ附シタル保証預リ証書ヲ請取

リ置キ、取締役奉職中ハ決シテ之ヲ引出スコトヲ得サルヘシ

〔注4〕。

第八条 取締役ノ衆議ヲ以テ其中ヨリ一人ヲ撰ミ之ヲ頭取トナスヘシ。

此頭取及ヒ取締役ノ在職年限ハ一ケ年ヲ以テ限リトスヘシ。

尤頭取々締役タル者其任ニ堪ヘサルカ、或ハ取締役等ノ三分

一以上ノ協議ヲ以テ退任セシムルハ此例ニアラス

但シ頭取々締役ノ在職年限ハ本条掲ケタル所ノ如シト雖トモ

其満期ニ至リ衆議ヲ以テ重年上任スルコトアルヘシ。又副頭

取ヲ撰挙スルトキモ本条ニ準スヘシ。尤此副頭取ハ頭取欠席

スル時其事務ヲ代理スルマテニシテ平日ハ取締役ト同様タル

ヘシ

第九条 頭取々締役等ハ銀行ノ事務ヲ取扱フヘキ支配人并ニ書記方出

納方計算方簿記方等ノ諸役員ヲ撰任シ、又右ノ諸役員ノ給料

旅費等ヲ取定メ、銀行ノ得失ヲ考ヘ同僚ノ衆議ヲ經テ此役員等ヲ進退黜陟スルノ權アルヘシ

但シ頭取々締役ハ又銀行ノ支配人其他諸役員等ノ職制章程ヲ製シ其職掌ヲ分課シ、且其身元引受人ヲ納レ過怠金ヲ予定スルノ權アルヘシ。而シテ其雇期ハ総テ一ケ年ヲ以テ定限トス。然レトモ本人其職務ニ勉勵ナルト銀行ノ都合トニ因テハ雇繼ヲナスコトアルヘシ。尤本人其職務ニ堪ヘサルカ又ハ怠慢等ノコトアレハ期限内ト雖トモ直ニ其雇ヲ止ムヘシ

第十条 頭取々締役等ハ又向後ノ取締役撰挙ノ法ヲ定メ此撰挙ノ衆議ニ異論起ル時ハ之ヲ裁決スヘキ裁決役ヲ取定ムルノ權アルヘシ

第十一条 頭取々締役等ハ銀行条例成規ノ旨趣ヲ遵奉シ適任ノ職務ヲ執行スルノ權アルヘシ。尤条例成規ノ要旨ヲ遵奉シテ厚ク當銀行ノ便益ヲ謀リ万般ノ事務ヲ注意処分スヘシ
但シ頭取々締役等ノ失職ハ国立銀行条例中ノ罰令ニ從テ各其責ニ任スヘシ

第十二条 頭取々締役等ハ当銀行ノ所務ニ緊用ナル社中申合規則ヲ制定スルノ權アルヘシ

第十三条 第一次ノ總會ハ開業免状ヲ受ケシ日ヨリ後三ヶ月以内ニ取締役取極ムル所ノ時日場所ニ於テ之ヲ執行スヘシ

第十四条 第二次以後ノ總會ハ毎年第一月七日第七月七日ニ頭取々締役取極ムル所ノ場所ニ於テ之ヲ執行スヘシ
但シ取締役ノ撰挙ハ毎年第一月ノ總會ニ於テ之ヲ決定施行スヘシ

第十五条 右總會ハ都テ定式總會ト称シ、其他ノ總會ハ都テ臨時總會ト称スヘシ

第十六条 頭取々締役ハ何時ニテモ適當ナリト思考スルニ於テハ臨時總會ノ召集スルコトヲ得ヘシ。又人員十名ニ下ラス其所持ノ株数當銀行総株ノ五分一ニ下ラサル株主等ヨリ書面ヲ以テ臨時總會ノ請求アルニ於テハ何時ニテモ之ヲ召集セサルコトヲ得サルヘシ。

但シ右請求書ニハ此總會ヲ要スル事件目的ヲ記載、之ヲ本店ニ差出スヘシ

第十七条 取締役ハ右請求書ヲ受取レハ此總會ノ召集ニ取掛ルヘシ
但シ取締役右請求書ヲ受取リシ日ヨリ七日以内ニ總會召集ノ手續ニ取掛ラサル時ハ、其請求人等自身ニ之ヲ召集スルカ又ハ他ノ株主等ト相謀テ之ヲ召集スルコトヲ得ヘシ

第十八条 凡總會ニ於テ其事務ヲ評議所分スルニ當テハ、必ス株主ノ総員〔本人又ハ代人共〕十分ノ五以上之レニ出席スルニ非サレハ〔利益金分配ノ報告一件ヲ除ク外〕何事ヲモ着手スヘカラス

第十九条 若シ總會ノ刻限ヨリ一時間ヲ過キテ其定式ノ人員臨席セザリシトキハ、之ヲ此会日ヨリ七日目ニ延会シ此会ト同一ナル場所刻限ニ於テ之ヲ執行フヘシ

第二十条 定式臨時ノ別ナク總會ノ議長ハ頭取〔又ハ副頭取〕之ニ任スヘシ

第二十一条 若シ右ノ議長タルモノ事故アリ議席ニ臨マサル時ハ、出席取締役ノ衆議ヲ以テ同僚中ヨリ一名ヲ撰挙シテ議長トナスヘシ〔注5〕

第廿二条 凡總會ニ於テ事ヲ決定スルニハ可否又ハ同意不同意ナル發

言投票ノ数多キモノヲ以テスヘシ。而シテ決議済ミノ次第ヲ
銀行簿冊ニ登録シ議長之ニ記名調印シ以テ後日ノ參觀証拠ニ
備ヘ置クヘシ

第廿三条 凡總會ニ当リ發言投票ノ数相半スルトキハ議長ノ助説決票
ヲ以テ之ヲ裁決スヘシ

第廿四条 凡株主ノ總會又ハ取締役ノ衆議ニ於テ決議ノ件々ハ後日彼
是ト之ヲ誹議セサルハ勿論、其決議ヲ以テ己レノ説ト心得信
切ニ之ヲ処置スヘシ〔注6〕

株主ノ發言投票ノ事

第廿五条 各株主ハ其所持ノ株数十箇迄ハ一株毎ニ一箇宛ノ發言投票
ヲ為スヘシ。又十一株以上百株迄ハ五株毎ニ一箇宛ヲ増加シ、
百一株以上八十株毎ニ一箇宛ヲ増加スヘシ。

第廿六条 發言投票ハ本人又ハ〔本人幼弱又ハ狂癲其他ノ事故アレ
ハ〕代人ニテモ苦シカラス。尤モ代人ハ左ノ委任状ヲ以テ其
代人タラシムヘシ。

委任状ノ雛形

委任状ノ事

明治 年 月 日 第十五国立銀行ノ定式〔又ハ臨時〕總會及ヒ
其延會ニ於テ何某ヲ拙者代人トシテ發言投票為致候。仍テ委任状
如件。

明治 年 月 日 第十五国立銀行注主

姓名 印

第十五国立銀行

御中

第廿七条 第廿六条之趣旨ヲ以テ代人ヲ出ストキハ其代人ハ必ス当銀

行株主中ノモノニ限ルヘシ。若其代人ヲ差出サスシテ決議ノ
後如何ナル異論アルトモ一切之ヲ申立ルコトヲ得サルヘシ

〔注7〕

第廿八条 当銀行ノ役員タル者ハ他人ノ代人トナリテ發言投票スルノ
權利ヲ有スルコトヲ得ス。又株式券状ヲ当銀行ハ借財ノ為メ
質入シタル株主ハ、自身又ハ他人ヲ代人ニテモ一切發言投票
ノ權利勿カルヘシ

諸役員ノ事

第廿九条 当銀行ノ役員ト称スルモノハ左ノ如シ

取締役 五人

内

頭取 壹人

支配人 人

書記方 人

出納方 人

計算方 人

簿記方

但シ事務ノ繁閑ニ応シ便宜之ヲ増減スヘシ

第三十条 頭取々締役タル者ハ当銀行事業ノ全体ニ注意シ一切ノ事務

ヲ処分シ總會ノ其責ニ任スヘシ。然レトモ新ニ一事ヲ興シ及ヒ
社中申合規則外ノ出納等ヲ処スルカ如キハ株主總會ノ決議ヲ

經ルニ非レハ之ヲ施行スヲ得ス。

第卅一条 取締役ハ每一週ニ其集會ヲ為シ銀行ノ要件ヲ議定スヘシ

但シ其議定セシ要件ハ都テ要件録其他ノ書冊ニ登録シ各小印シテ後証ニ供スヘシ〔注8〕

第卅二条 支配人ハ頭取々取締役ノ差図ヲ受ケ各掛リ事務ヲ引請ケ、其担当ノ制限ニ依リ頭取々取締役ニ対シテ之ヲ調理スルノ責任スヘシ

第卅三条 取締役ハ三ヶ月毎ニ其内ヨリ一人ヲ撰挙シテ検査役タラシムヘシ。此検査役ハ当銀行ノ有高ヲ計算シ勘定ノ差引ヲ改メ

諸帳簿ノ締高等ノ正直ナルヤ否ヤヲ検査シ、又当銀行事業ノ實際儘ニ立行クヘキヤ否ヤヲ検査シ其顛末ヲ集會ノ節取締役一同ヘ報告スヘシ〔注9〕

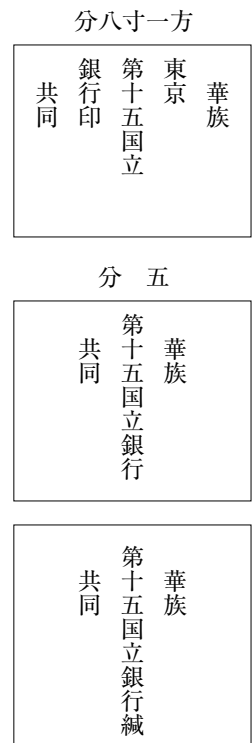
銀行ノ一般事務ノ事

第卅四条 当銀行ノ事務取扱時間ハ定式〔又ハ臨時〕休暇日ヲ除クノ外毎日午前九時ヨリ午後第三時迄タルヘシ

但シ事務ノ都合ニヨリテハ大藏卿ノ承認ヲ乞フテ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ〔注10〕

第卅五条 休業ハ日曜日及定式ノ祝日祭日ニ限ルヘシ

第卅六条 頭取々取締役ノ衆議ヲ以テ決定シ当銀行ニ於テ用フル所ノ印章ハ即チ左ノ如シ



押切印

利益金分配ノ事

第卅七条

当銀行ノ総勘定ハ毎年兩度^{至前}其正算ヲ為シ、全体ノ殖益金ヨリ一切ノ諸経費ヲ引去リ純益金ヲ現ハシ、其純益金ノ内ヨリ別段積金ヲ取除ケ残り金高ヲ以テ総株主ヘ割賦シ、一株ニ付一円未満ノ端數ハ之ヲ除去シテ後チ半季ノ繰込金トス。尤其精算ハ一月七月ノ總會ニ於テ明瞭ニ之ヲ報告スヘシ。其法方則左ノ如シ

一 金何百何十何万円

内

一金 万円

是ハ銀行創業人費并地所家作代年賦戻シ入ノ分

一金

是ハ銀行一切ノ諸経費并役員ノ俸給其他慰勞臨時賞与手

当等ノ分

一金 別段積金

是ハ株高ノ三割ニ抵ル迄ヲ目的トシテ積立ヲ為スヘシ

一 金 総株高へ配当

右計算ハ壹株ニ対シ何割何分ト定ムルヲ以テ、其以下ノ端数則チ壹円未満ノ分ハ後ノ半季へ繰込、後半季益金中へ加へ算スヘシ

一 金

是ハ壹株ニ付壹円未満ノ端数合高ニシテ、後半季ノ殖益金へ加へ算スヘシ

第卅八条 非常ノ変災等ニテ臨時ノ費用アレハ別段積立金ノ内ヲ以テ之ニ充ルコトアルヘシト雖トモ、通常家屋ヲ營繕又ハ一切器具ノ買入費ハ都テ銀行年々ノ諸経費トシテ之ヲ仕払ヒ此ノ積立金ヲ消費スヘカラス

第卅九条 銀行諸費中ニ記スル慰勞臨時賞与及手当ハ平素精勵能ク其事ヲ担員シ頗ル勉勵スル者アルニ際シ頭取々締役協議ノ上斟酌附与スルモノトス
諸計算ノ事

第四十条 当銀行ノ計算簿記方法ハ都テ大蔵省ニ於テ制定セラレタル洋式ニ從ヒテ詳明正確ニ之ヲ取扱フヘシ
株主へ報告ノ事

第四十一条 株主定式ノ總會臨時總會ヲ各株主へ報告スルハ其会日七日前ニ郵便其他ノ方法ヲ以テ通達スヘシ
但シ西京及ヒ散在ノ株主ハ兼テ東京在住ノ株主中へ委任状ヲ附致シ總會ノ代人タラシムヘシ

第四十二条 定式集会ニ於テ議長ヨリ報告シタル其毎季取扱ノ考課状勘定報告并当日決議ノ件ニハ、上木ノ上便宜ノ方法ヲ以テ各株主へ送附スヘシ

平穩鎮店ノ事

第四十三条 当銀行三分二以上株主等ノ協議ヲ經テ大蔵省ノ承認ヲ得ルニ於テハ、平穩ニ鎮店スルコトヲ得ヘシ。尤其鎮店ノ手續ハ總會テ国立銀行条例ヲ遵奉シテ之ヲ施行スヘシ

銀行定款更正ノ事

第四十四条 此定款ノ簡条ハ当銀行株主等ノ格段決議ヲ經テ大蔵郷ノ承認ヲ得ルニ於テハ、何時ニテモ之ヲ更正加除スルヲ得ヘシ。
右之条々株主等ノ衆議ヲ以テ相定候。其証拠トシテ私共一同姓名ヲ記シ調印致シ候也

明治 年 月 日 各株主連名印

第十五国立銀行創立証書

大日本政府ヨリ発行スル所ノ公債証書ヲ抵当トシテ銀行紙幣ヲ発行シ、之ヲ通用シ之ヲ引換フル儀ニ付、明治 年 月 日大日本政府ニ於テ制定施行シタル国立銀行条例ヲ遵奉シテ国立銀行ヲ創立シ其業ヲ經營セント謀リ、私共即チ此創立証書第五条連署シタルモノ、一致協力シテ当銀行ヲ創立シ、左ノ創立証書ヲ取極メ候也。

第一条 当銀行ノ名号ハ第十五国立銀行ト称スヘシ。

第二条 当銀行ノ本店ハ東京府管下第一大区十小区木挽町七丁目六七八番地ニ於テ設置スヘシ。

第三条 当銀行ノ資本金ハ壹千七百八拾貳万六千百円ニシテ、百円ヲ以テ一株トナシ總計拾七万八千貳百六拾壹株ト定ムヘシ。

第四条 当銀行ノ永続期限ハ開業免状ヲ受ケシ日ヨリ二十箇年間タルヘシ。

第五条 当銀行株主ノ姓名住所其他并ニ各株立ノ引請ケタル株式ハ

左ノ如シ。

第六條 此創立証書ハ国立銀行條例ヲ遵奉シテ取極メタルモノニシ

金額	引請株数	住所	株主ノ姓名属族
円	株 <small>一 番又ハ一 番ヨリ一 番ニ至ル 又或ハ何番一 番</small>	府管下 第大区 小区 <small>町 番地</small>	府 華士族平民 何某
総計—円	総計—株	総計—人	

テ、其証拠トシテ私共一同姓名ヲ記シ調印致シ候也。

明治十年五月

各株主連名印

〔注1〕「本書ノ但書ヲ削ル」との頭注（朱書）。

〔注2〕「本書何人タリトモ以下十六字削ル」との頭注（朱書）。

〔注3〕「売却ノ二字ヲ削ル」との頭注（朱書）。

〔注4〕「本書本条中其撰挙ノ初集云云ヲ但書ニ移シ本書ノ但書ヲ此条中ニ加フ」との頭注（朱書）。

〔注5〕「本書ハ總會ノ刻限ヨリ十五分時間ヲ過キ猶臨席云云」との頭注（朱書）。

〔注6〕「全章増加」の頭注（朱書）。

〔注7〕「全章増加、尤成規第四十六条ノ趣旨ニ拠ル」との頭注（朱書）。

〔注8〕「全章増加、尤成規第五十八条ノ趣旨ニ拠ル」との頭注（朱書）。

〔注9〕「全章増加」の頭注（朱書）。

〔注10〕「増加」の頭注（朱書）。

〔書類21〕宮内省差出定款

宮内省差出定款

華族ハ庶民ノ上ニ位シ巨額ノ俸ヲ受ケ朝廷特殊ノ寵過ヲ辱フシ、加之追々厚キ勅諭ヲ蒙ルヲ以テ各家自立ノ道ヲ興シ、而シテ国家ニ対スルノ義務ヲ尽サント欲スルヤ已ニ久シ。千茲明治九年八月政府一般ノ禄制ヲ改正シ禄券発行ノ令アリ。故ニ同族協議シ各家領受ノ金禄公債証券ヲ悉皆合集シテ一ノ国立銀行ヲ設立センコトヲ上請シ既ニ允裁ヲ得タリ。是レ屢回ノ勅諭奉答シ以テ同族ノ義務ヲ尽シ、而シテ永ク家名ヲ随サ、ランコトヲ欲スレハナリ。故ニ此銀行ノ性質タルヤ尋常一般ノ銀行ト異ナルヲ以テ、政府公布ノ国立銀行條例及ヒ成規ノ細目ヲ悉ク履行シ得ヘカラサル者アリ。如斯者ハ既ニ特殊ノ許可ヲ得テ定款ヲ編成シタリ。其他亦各家契約固守スヘキノ条件アルカ為メ、特ニ此約束書ヲ作り宮内省ヘ進呈シテ其承認ヲ受ク。他日若シ更正ヲ要スル件アラハ必ス宮内省ヘ認許ヲ得テ而後施行スヘシ。茲ニ其條款ヲ開到スル如左。

第一条

当銀行設立ノ本旨ハ強テ自利ノ榮利ヲノミ謀ルカ為メニ非ス。各其先祀ヲ久遠ニ保存シ永ク帝室ニ竭スアランコトヲ冀望スルニ在リ。故ニ斯事業ノ昌盛鞏固ナランコトヲ欲シ宮内省ヨリ特則ノ詔ヲ以テ当銀行事務監督トシテ一両員ノ派出ヲ請フ者トス

第二条

当銀行ハ華族一同協議設立ニ係ルヲ以テ同族ノ外ハ其株主タルヲ得サル者トス

第三条

当銀行ノ株式券状ハ各株主所持ノ株数ヲ総合シテ之ヲ一枚ニ書シ
額与スルノ成規トス。是レ祖先以来領受ク家祿ニ代ルヘキモノナ
ルヲ以テ之ヲ分割スルニ忍ヒサレハナリ。然レトモ若シ事故アリ
テ此株式券状ヲ分割ヲ要スル時ハ、宗族協議ヲ遂ケ其事由ヲ具シ
族長ノ調印ヲ以テ部長局ヘ出シ其承認ノ証ヲ得テ分割ノ義ヲ銀行
ヘ申出ツヘシ

但シ各家蓄財ヲ以テ加入セル株式ニ限り其株主ヘ所望ニ任セ之
ヲ分割スルコトヲ得ヘシ。而シテ株式券状ヲ分割スル時ハ総テ
相当ノ手数料ヲ銀行ヘ受取ヘシ

第四条

当銀行ノ株式券状ハ株主ヨリ其相続人ヘ譲与シ得ヘシト雖トモ、
之ヲ質入トナシ又ハ売却シ又ハ抵当トナシテ他ヨリ金銭ヲ借用ス
ルコトヲ禁スヘシ

但シ不得止ノ事故アルカ或ハ非常ノ災厄ニ罹リ借財ヲ要スル時
ハ第六条及ヒ第七条ニ照シテ当銀行ヨリ之ヲ貸付スルコトアル
ヘシ

第五条

当銀行ニ於テハ一般ノ營業ヲ尋務トセサルノ件ヲ大藏省ヨリ許可
セラル、ヲ以テ、大藏省ヘ貸上スル所ノ一千五百万円ノ外残余ノ
資金及ヒ積金其他収入金等ハ、諸官庁ヘ貸上シ又ハ既成鉄道買収
ノ資ニ充ノ又ハ公債証書ヲ買収スルノ外、仮令堅固ノ抵当ニシテ
充分ノ利益アルモ之他ニ運用流通スルヲ禁スヘシ

第六条

当銀行ノ有金ヲ以テ他ヘ運用流通ヲ禁スルコト前条掲載スルカ如

シト雖トモ、若シ各株主中事故アリテ家計上ノ差支ヲ生スルコト
アル時ハ、其事由ヲ詳記シ宗族又ハ親類ノ連印保証ヲ以テ借用ノ
義ヲ銀行ヘ請求スヘシ。銀行ハ該株主歳収ノ益金高ヲ計算シ一年
八朱ヨリ少ナカラサル利付ヲ以テ相当ノ金額ヲ貸付スヘシ

第七条

各株主非常ノ災厄ニ罹ルヲ以テ巨多ノ借財ヲ要スルコトアレハ、
其事由ヲ詳記シ及ヒ株券ヲ部長ニ預托スヘキ旨ヲ明記シ、宗族親
類ノ保証ヲ以テ其族長ヲ經テ部長局ヘ差出シ、其承認ヲ受ケ借用
ノ義ヲ銀行ヘ請求スヘシ。銀行ハ部長ノ保証ヲ以テ該株主所持ノ
株式金高二応シ一年八朱ヨリ少ナカラサル利付ヲ以テ相当ノ金額
ヲ貸付スヘシ

第八条

金銀及ヒ通貨等ノ出納ハ其額ノ多寡ヲ問ハス主務ノ課ニ於テ其事
由ヲ明記シ頭取及ヒ宮内省ヨリ派出セル監督ノ検印ヲ得ルニ非サ
レハ決シテ其事ニ従フヲ得サルモノトス

第九条

銀行紙幣ノ抵当トシテ大藏省ヘ納メタル金禄公債証書ノ内、明治
十五年以後抽籤支消法ニ因テ当籤ノ分ハ、其金額ヲ以テ他ノ公債
証書ヲ買収シ条例第十九条ニ準シテ之ヲ大藏省ヘ納メ以テ其当籤
ヲ欠ヲ補充シ、而シテ残額ハ悉皆大藏省ヘ貸進シ鉄道築造ノ費ニ
充用センコトヲ請フヘシ

第十条

外国債償却ハ既二千五百万円大藏省ニ貸進ニ決シタルニ依リ、同
省理財運融ノ都合ヲ斟酌シ自ラ此償却ニ充用シタルモノトスヘシ

第十一条

取締役ノ撰挙ハ成規第五十五条ニ準拠シ株主一同ノ投票ヲ以テ之ヲ撰挙スヘシト雖トモ、銀行創立ノ事業ハ總テ督部長兼華族會館長ニ委託スルヲ以テ、頭取々締役ヲ始メ諸役員ノ任撰モ亦其意見ニ任スヘシ

第十二条

定款第八条同第十四条但書ニ頭取々締役在職ノ年限及其撰挙ノ期月ヲ掲載スト雖トモ、第二次ノ撰挙ヲ来一月トナス時ハ在職ノ年限未タ滿タス、若其年限ノ滿ルヲ以テスレハ撰挙ノ期月ニ適セス。故ニ第二次ノ撰挙ハ明治十二年第一月ノ總會ニ之ヲ施行スヘシ。若シ前任ノ取締役再撰セラル、時ハ更ニ就任スルヲ得ヘシ

第十三条

頭取々締役欠員アルトキハ臨時總會ヲ開キ公撰スヘシト雖トモ、当銀行ニ於テハ当便宜ニ由リ取締役ノ協議ヲ以テ之ヲ撰挙スヘシ

第十四条

銀行ノ職役ハ銀行條例ニ照準シ頭取々締役支配人書記方出納方計算方簿記方等ヲ設クルト雖トモ、当銀行ノ如キハ其資金極メテ巨額ナルヲ以テ殊更ニ其業務ヲ鄭重ニシ失誤ナカラシメンカ為別ニ世話役ナルモノヲ置キ、当銀行ノ規定ニ準ヒ事務調理ノ方法ニ注意セシメ且取締役ノ集議ニ參座セシムヘシ

但定費ナシト雖トモ七名ヲ超過スヘカラス

第十五条

定式及臨時總會ノ節株主一同集合スヘキハ当然ナリト雖トモ、或ハ散在或ハ未丁年等ヲ總集ノ事實際行ハレ難ク且事ヲ議スルノ際其議員多キニ過ル時ハ、議論或ハ空論冗議ニ涉リ實際益ナキノミ

ナラス却テ障碍ノ生スルコトアリ。故ニ当銀行ノ總會ニハ各族长ヲ以テ其宗族ノ代議員ト定メ各自之ニ委任状ヲ附スヘシ。尤モ各株主會議ヲ傍聴セント欲スル時ハ、其傍聴席ニ着クヲ得ヘシ

但株主總會ノ規定ニ準シ族長総員十分ノ五以上出席スレハ其議事ヲ決スヘシ。若シ族長総員十分ノ五以上臨席セスシテ七日ノ延會再度ニ及フトキハ、其事項ハ頭取々締役ノ決議以テ之ヲ執行スヘシ。故ニ後日異議アルヲ得ヘカラス

右ノ条々ハ株主一同協議約定シタル申合規則ニシテ各自之ヲ確手スヘキモノトス。仍テ其証トシテ爰ニ連印致候也

明治十年五月 各株主連名 印

右ノ申合規則ハ正書ニ通ヲ製シ、一通ハ宮内省ヘ進呈シ、一通ハ當銀行ニ藏置シ株主一般之ヲ確守スル者ヲ表センカ為、爰ニ証印致候也

明治十年五月 頭取々締役連名印

【書類22-1】 總會演説

總會演説

總會演説

第一 當銀行定款ニ開業免状ヲ受ケシ日ヨリ三ヶ月間ニ於テ第一次ノ總會ヲ開クトアリ。而シテ此總會タルヤ成規第三十二条ニ準拠スル者ナリ。然ルニ該条中此總會ニ於テ議スヘキノ事件ヲ明書セス。蓋開業後ノ初會ニシテ単ニ株主一同ノ集合ニ止マル者ナラン。故ニ第一次ノ總會ヲ定式ノ今會ニ併セテ執行ス。則チ今回ノ總會ハ成規第三十四条ニ準拠スル者ナリ。依テ今會ヲ開クノ首メニ於テ其事由ヲ弁明ス。

第二 總會ノ議長トナルヘキ頭取若シ總會ノ制限ヲ過ルコト十五分時
間ニシテ猶臨席セサルトキハ、出席株主ノ中ヨリ一人ヲ公擧シ議長
トスルノ成規タリト雖モ、便宜ヲ以テ取締役ヲ議長ト爲シ其闕ヲ補
ラシム。

第三 斯總會ニハ議長時宜ニ応シ世話役ヲ以テ代人ト爲シ事由ニ演說
セシムルコトアルヘシ。

但此人ハ議長ニ代リ事由ヲ明説スルノミニ止リ、議事ヲ可否ス
ルノ權アルニ非サルナリ。

第四 銀行仮株券淨写捺印已ニ調整セシニヨリ之ヲ授与センコトヲ督
部長岩倉氏ニ稟議ス。然ルニ同氏所見アルヲ以テ暫時猶予スヘキヲ
命セリ。故ニ仮株券ハ猶當銀行ニ納藏シ未タ授与ニ及ハサルナリ。

第五 始メ華族一同ノ資産ヲ保存センカ爲メ協同シテ斯銀行ヲ設立ス
ルヤ、該事件細大トナク之ヲ岩倉氏ニ委任セリ。同氏爲メニ焦思苦
慮シテ此申合規則ヲ編纂シ宮内省ノ承認ヲ得、又同省ヨリ監督ヲ派
出シ銀行ノ事務ヲ監視セシメラル故ヲ以テ百事漸ク緒ニ就テ銀行ヲ
開業シ、以テ今日ノ會議ヲ開クニ至レリ。抑此申合規則ハ株主一同
ノ承認ヲ經タル者ナリト雖モ、開業以前ノ考按ニ係ルヲ以テ條款中
或ハ瑣小ノ瑕瑾アリ。實際履行ニ涉リ障碍ナキヲ保シカタシ。然ト
モ開業日猶淺ク實地ノ經驗未タ熟セサルヲ以テ遂ニ此申合規則ノ當
否ヲ議シ之ヲ改正セントスルモ、恐ラクハ論理懸空ニ涉リ着実ノ裨
益少キノミナラス却テ之カ爲メニ事務ノ渋滞ヲ生シ遂ニ岩倉氏等カ
積日ノ焦慮モ一朝ニ水泡ニ属センコトヲ。故ニ右申合規則ノ當否ヲ
討議スルハ多少ノ実験ヲ經歷シテ後次に總會ニ於テセンコトヲ欲ス。
且此申合規則ニ付實際ヲ視以テ意見ヲ具陳セントスルニ、若干ノ議
員其席ニ於テ一々其議ヲ發論演舌スル時ハ、却テ恐ル、其旨意ノ徹

底セサランコトヲ。故ニ之ヲ筆記シ第二次總會ヲ開クノ前月乃本年
十二月ニ議長ニ差出サレンコトヲ望ムナリ。

第六 申合規則中第十五條ニ株主總會ノ際一同集合スヘキハ当然ナリ
ト雖モ、其議員多キニ過タルトキハ議論或ハ空穴ニ涉リ實際無益有
害ナルカ故ニ各族長ヲ以テ其宗族ノ代議員ト定メ各株主之二委任状
ヲ附スヘシトアリ。而シテ銀行成規第四十六條中株主代人ハ其銀行
ノ株主中ノ者ニ限り之ニ委任状ヲ与ヘ以テ之ヲ指出スヘシ云々ノ明
文アリ。然ルニ各宗族中儘戸主ニ非スシテ族長タル者アルヲ以テ又
銀行ノ株主タルヲ得ス殊ニ成規ニ戻ルトス。故ニ今後申合規則中第
十五條ヲ改正シ各宗族中ニ於テ總會毎トニ投票ヲ以テ族中ノ株主一
名ヲ撰挙シ、十家ヲ過ル毎ニ一名ヲ増加シ及皇別別派十三家ヨリ二
名、神別二十一家ヨリ三名、外別四家ヨリ一名ヲ同ク撰挙シ代議員
トナスコトヲ得ヘシ。若シクハ議員事故アリ欠員ヲ補充スルカ爲メ予
メ一員ノ副議員ヲ撰定シ臨時ノ欠員ヲ補充スヘシ。然トモ又株主中
〔代議員ニ撰挙サレシ者ヲ除ク〕自ラ議場ニ出席センコトヲ請フモ
ノアラハ之ヲ許可スヘシ。故ニ會議五日以前之ヲ議長ニ申請スヘシ。
第七 本年五月十六日ヲ以テ奥平昌邁氏ハ一書ヲ當銀行ヘ寄セ、申合
規則第十五條ニ只族長ノミ總會ニ出席ストアレハ万一不安心ト思惟
スル事件ヲ決議實施スルモ、株主ニ於テハ黙シテ之ニ從ハサルヲ得
ストセハ聊カ安ンセサル所アリ。故ニ銀行定款中ニ於テ資金等ノ用
法ハ決シテ變更スヘカラス、若シ變更スルコトアラハ之ニ同意セサ
ル株主脱社ヲ望マハ其意ニ任スヘシトノ一條ヲ加ヘンコトヲ乞請セ
ラレタリ。然トモ前ニ演說セシカ如ク今後ノ總會ヨリハ申合規則第
十五條ヲ改正シテ株主ハ自身ニ議場ニ臨ミ議事ニ関涉スルコトヲ許
シタレハ、株主ニ於テハ不安心ト思惟スル事件モ黙シテ從フヘキノ

理由ナシトス、又脱社ナルモノハ銀行条例及ヒ成規中未タ曾テ有ラル所ニシテ又銀行ニ於テ実行スヘカラサルコトナレハ、不同意ノ株主脱社ヲ望マハ其意ニ任スヘシトノ議ニ從フコト能ハサルナリ。依テ今會ニ於テ此事理ヲ弁明スルナリ。

第八 今後總會ニ於テ告示スル所ノ總勘定並利益金ノ分配及ヒ平常処務ノ顛末ヲ記載シタル書類ニ就テ各議員ヨリ質問アルトモハ、主任ノ支配人ヲシテ之ヲ詳明ニ答弁セシヘシ。

第九 嚮ニ株主一同へ第一第二ノ報告ヲ為セシヨリ開業ニ至ルノ間ニ処置セシ事務ノ顛末ハ、第三報告ヲ以テ他日株主一同へ報告ス。

【書類22—2】（總會演說 第十）

ヘシ。

第十 第一季^{即ち当年銀行開業ヨリ当年十二月三十一日マデ}ノ純益金配當ヲ予算スルニ別紙計算書ノ如ク一株ニ付凡金五円也トス。明年一月總會ノ後之ヲ配當スルノ成規ナリト雖トモ終歲ノ計算ハ歲末ニ於テ之ヲ決スルハ一般ノ習慣ナレハ、歲暮ニ収入金ヲ要スル者ナシトス可ラス。因テ開業以來本年中収入シタル所ノ純益金配當ニ充ツヘキ金額ヲ内渡トスルコトヲ大藏省ニ願請シ其許可ヲ得テ当年十二月中之ヲ各株主ニ配當セントス。且嗣後之ヲ以テ例則トセント欲スルナリ。

此外今演舌スル所ノ別紙及其些少ノヶ条有之候ニ付尚支配人ヨリ演舌スヘシ。

【書類26】（国立銀行創立願關係書類）

第壹号

先般祿制御発表ニ付テハ厚キ勅諭モ有之、旧族一般、上ハ国家之公益

ヲ図リ、下ハ自家々計之日途相立叡旨之万一二奉答致度、同族有志ノ者協議仕候処、政府外国ニ於テ新旧之負債有之、其償却方法ハ素リ御確立ト雖トモ右償却之為御借上金相願廉利ヲ御下付被下候ハ々、聊御一助ニモ相成ヘキ乎ト奉存候。且又國ヲ富スハ運輸ヲ開キ國産ヲ興スニアリ、其元タルヤ鐵路ヲ開クヲ以第一トス。政府素リ全国工鐵路築造ノ御目的ト恐察仕候。同族共ニ於テモ亦便宜ニ從ヒ漸次之ヲ築造シ、国家興立事業之万一ヲ裨補シ度志願ニ御座候。右二件之資金之ヲ要スル夥多ナルヲ以容易ニ見込方法モ不相立候処、今般御改制之際ニ臨ミ幸ヒニ右之目的相立度。就テハ各自所有之金祿公債証書ヲ以大藏省ヘ相納メ新ニ銀行ヲ設立シ、右二件ノ事ニ尽力仕度。然ルニ金祿公債証書ノ儀ハ明年ヨリ御施行可相成筈ニテ至急右証書御下渡ニモ相成間敷。乍去前件之目的確定可致折柄、此機ヲ誤候テハ諸般着手モ難相成候間、此際特別之御詮議ヲ以テ御下渡可相成公債証書之假証書速ニ御下渡被下、銀行創立御許可被成下候得ハ右二件目的相立チ、外ハ國債ノ患ヲ除却シ、内ハ富強ノ基ヲ興立シ随テ自家無窮ノ恒産ヲ保持シ、初テ素志ヲ達スルニ至ラン。因テ外債償却、鉄道築造、銀行設立併セテ御許可被下度。尤其方法条約等ハ追々發起人ヨリ伺之上決定仕度心得ニ御座候。

右至急何分之御指令被下度、此段奉願候也。

華族總代

明治九年十二月三十一日

督部長岩倉具視

大藏卿大隈重信殿

願之趣金祿公債証書假証之儀ハ特別ノ詔ヲ以可下渡ニ付、銀行創立之儀ハ一般ノ手續ヲ以更ニ願出可受許可。外債償却之方へ借上金之儀ハ

右銀行創立経許可候節、何分之指令可及、鉄道建築之儀ハ工部大藏卿
卿宛ヲ以可願立候事。

明治十年二月三日

大藏卿大隈重信印

第貳号

国立銀行創立願

国立銀行創立願

今般華族一同協議ノ上国立銀行創立致度、尤東京府下第一大区十小区
木挽町七丁目六七八番地ニ於テ該店設置大約千八百万円ノ資本金ヲ以
テ開業仕度条至急御許可被成下候様奉願候也

發起人

東京府華族 第二大区十一小区
高輪南町廿六番地

毛利元徳

毛利元徳供奉留守中ニ付代印

同 第四大区一小区神田
淡路町二丁目四番地

吉川経健 印

同 第六大区六小区本所
長岡町六十九番地

徳川慶勝 印

同 第六大区六小区本所横
細町一丁目十五番地

藤堂高潔 印

同 第四大区三小区小石
川水道町二十七番地

松平茂昭 印

同 第四大区二小区西小
川町二丁目九番地

南部利恭 印

明治十年三月七日

大藏卿大隈重信殿

第三十八号

願之趣聞届候条創立証書并銀行定款共可差出事

但名号之儀ハ第十五国立銀行ト可相唱事

大藏卿大隈重信 印

明治十年三月廿一日

第三号

第拾五国立銀行發起人

東京府華族

毛利元徳

同

徳川慶勝

同

藤堂高潔

同

松平茂昭

同

南部利恭

華族協同其所給ノ金禄公債証書ヲ以テ国立銀行ヲ設立スルニ付、今茲
ニ其特許ノ条款及銀行紙幣貸借ノ条款ヲ掲示シ其銀行ニ附与シテ之ヲ
遵奉セシムル者ナリ。

第一条 今般国立銀行ヲ創立スルニ付、其銀行紙幣ヲ抵当トシテ大藏

省へ納ムヘキ金禄公債証書ハ未タ其發行前ニ屬スト雖モ、特殊ノ詮議ニヨリ此際仮証書ヲ付与シテ、以テ国立銀行ヲ設立セシムヘキ事

第二条 右国立銀行設立ノ上ハ其銀行發行紙幣内千五百万円ハ大藏省国債局ニ於テ其銀行ヨリ借り受クヘキ事

第三条 右千五百万円金額ハ大藏省国債局ノ所要次第、当年中ニ於テ悉皆之ヲ借受クヘキ事

第四条 右借受クル銀行紙幣千五百万円ノ利子ハ年五分即チ百分ノ五ヨリ其銀行へ払渡スヘキ事

第五条 右大藏省国債局ニ借受クタル銀行紙幣千五百万円ノ金額ハ其銀行營業中ハ依然借用可致置事

第六条 右大藏省国債局ニ於テ借受クタル千五百万円ノ金額ニ限り其準備金ハ特別之詮議ヲ以テ其百分ノ五即チ七拾五万円の割合ヲ

制定セシニヨリ、其金高ハ常通貨ヲ以テ其銀行ニ積置クヘキ事

第七条 右大藏省国債局ニ於テ借受クタル千五百万円ノ外他發行スル銀行紙幣ノ金高アルニ於テハ国立銀行条例第二十条ノ定規ニ随

ヒ其流通高四分一ノ準備ヲ通貨ヲ以テ其銀行ニ積置クヘキ事

凡七条 右条款之趣其銀行ニ於テ異議アルニ非レハ請書可差出、此旨相達候事

明治十年三月廿一日 大藏卿大隈重信

第四号 華族協同銀行創立ニ付初願差出候処、明治十年三月廿一日ニ至リ右願書へ附添御下ケ相成候命令書七ヶノ条款協議候二一同異議無之、依テ

御請申上候也

明治十年四月十三日

大藏卿大隈重信殿代理
大藏大輔松方正義殿

発起人総代

徳川慶勝印

第五号

第十五国立銀行創立ニ付願請条件

先般華族一同協議ノ上国立銀行ヲ創立シ其資本ヲ大藏省へ貸シ上、右金額ヲ以テ鉄道建築及外債支消ノ兩款ニ御費用相成度。就テハ追テ御下渡シ可相成公債証書ノ仮証書速ニ御下渡被下度段懇願仕候処、仮証ノ儀ハ特別ノ訳ヲ以テ可下渡ニ付、銀行創立ノ儀ハ一般ノ手続ヲ以テ更ニ願出可受許可、其他外債償却鉄道建築云々ト御指令相成奉拜承候。右ニ付一般ノ手続ヲ以テ銀行創立初願差出候処、願ノ趣聞届候間、創立証書并銀行定款可差出旨被仰渡奉敬承候。然ル処初願指令書ニ付シ御下ケ相成候御達書ニ掲載スル条款ノ趣、当銀行ニ於テ異議無之候ハ、請書可差出旨是亦敬承、右ハ至重ノ命令将来經營上尤關係ヲ有スル要件ト奉存候間、猶留心協議仕候処、一体当銀行設立ノ主旨ハ明治九年十二月三十一日付ヲ以テ督部長岩倉具視ヨリ致開申候通、今回華族一同へ下賜ノ公債証書ノ金員ヲ以テ之ヲ四百八拾有余人ニ分配シ各自適宜其家事ニ充テ専用セシムルトキハ恐クハ雲散霧消ノ憂ナキヲ保タス。況ンヤ国家經濟ノ一端ヲ裨補スルニ由ナシ。然ルトキハ則上王室奉護ノ実ヲ失ヒ、下一家保全ノ路ヲ絶ツニ至ル。故ニ下賜ノ公債証書ノ悉皆集合シテ資本トシ銀行ヲ創立シ、其通用紙幣ノ借上ヲ大藏省

二請ヒ、以テ聊皇恩ニ奉答シ、兼テ家産永久ノ策モ亦樹ツ所アラ
〔ン〕トスルノ素志タル儀ハ縷々御洞察被成下、今回御下付相成候御達書及銀行条例条款ノ内、左
哀情御洞察被成下、今回御下付相成候御達書及銀行条例条款ノ内、左
ニ記載致候条々特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被成下度。此段奉懇願候也。

第一条

明治十年三月廿一日御達書第六條ニ大藏省国債局ニ於テ借受タル千五
百万円ノ金額ニ限リ其準備金ハ特別ノ詮議ヲ以テ其百分ノ五、即チ七
拾五万円ノ割合ニ制定セシニヨリ云々御下命ノ趣難有敬承仕候。就テ
ハ銀行紙幣引換ニ際シ右七拾五万円ノ金額ニテ自然不足相立候砌ハ銀
行紙幣ヲ大藏省ニ差出シ、同額ノ通貨御下渡相成候様仕度候事

但本條御許可相成候上ハ大藏省へ貸上ノ千五百万円ニ対シ候テハ
銀行条例第六十壹條中準備金不足ノ節各株主等別ニ出金シテ一時
之ヲ弁償スルノ責任ハ之レ無キコトト相心得申度候事

第二条

同御達書第七條ニ大藏省国債局ニ於テ借受タル千五百万円ノ外、他ニ
發行スル銀行紙幣ノ金高アルニ於テハ、国立銀行条例第二十條ノ定規
ニ從ヒ其流通高四分一ノ準備ナルモノノ通貨ヲ以テ銀行ニ積置ヘキ旨御
下命ノ趣敬承仕候。然ルニ銀行紙幣引換ノ際ニ臨ミ大藏省へ貸上候紙
幣ノ引換タルヤ或ハ他ニ發行シタル紙幣ノ引換タルヤ、其區別難相立
候間、前條通貨御下ケ渡可相願割合ノ儀ハ譬ハ銀行紙幣發行高千六百
万円有之、若シ引換ニ際シ準備金不足致シ候節ハ其不足高十六分ノ壹
ハ当銀行ニ於テ通貨ト引換、残り十六分ノ十五ハ銀行紙幣ヲ大藏省へ
差出シ、同額ノ通貨御下渡相成候様仕度候事

第三条

銀行条例第十八條但書ニ公債証書市中売買ノ相場低下スルトキハ其不
足ハ尚他ノ公債証書ヲ納ムル云々。此儀ハ当銀行ニ於テハ其資本金ノ
内千五百万円大藏省へ貸上候儀ニテ他ノ銀行トハ自ら趣意相異リ候儀
モ有之候間、金祿公債証書価額ノ儀ハ五朱利付ハ百元ニ付五拾五円、
六朱利付ハ百元ニ付六拾三元、七朱利付ハ百元ニ付七拾壹円トシ向後
相場ノ高低有之候共、卒業迄此価格ヲ据置キ拔差不致様仕度候事

第四条

銀行条例第五十二條内銀行營業本務ノ件〔云〕々。此儀ハ当銀行ニ於
テハ其起因明治九年十二月三十一日附ヲ以テ督部長岩倉具視ヨリ致開
申候通ノ主趣ニテ其資本金ノ内千五百万円ヲ大藏省ニ貸上候儀ニ付、
一般ノ銀行ト同ク普通營業專務ニハ不仕積ニ候間、此段御聞置相願候
事

第五条

銀行条例第五十六條ニ拠リ候ヘハ一口ニ付資本金総額十分ノ一ヨリ多
數ハ貸出シ不相成ノ成規ニ候ヘ共、当銀行ニ於テハ其資本金ノ内千五
百万円大藏省へ御借上ノ御下命モ有之候儀ニ付、此箇条ハ履行セサル
モノト相心得申度候事

第六条

銀行条例第八十條ノ内純益金ノ内ヨリ少ナクトモ十分ノ一宛ヲ引分ケ
之ヲ積金トナシ以テ非常ノ予備ニ供スヘシ云々。此儀ハ当銀行ニ於テ
ハ其資本金ノ内千五百万円大藏省へ貸上致置候ニ付、別段懸念等モ無

之儀ト被存候間、右ハ毎年純益金ノ内二十分ノ一ヨリ少ナカラサル高
ヲ以テ積金ト相定候様仕度候事

以上

第十五国立銀行発起人惣代

明治十年四月 日

徳川慶勝 印

大藏卿大隈重信代理

大藏大輔松方正義殿

願之趣聞届候事

明治十年四月廿七日

大藏卿大隈重信代理

大藏大輔松方正義

大藏
大輔印

国立銀行創立順序第二報告

華族協同銀行創立順序書條款変更ニ依リ再報

勅諭ヲ欽奉シ其旨趣ニ依導シテ客歲十二月三十一日別冊第一号則チ外
債償却鉄道築造銀行設立ノ願書ヲ大藏卿ニ呈稟セシニ本年二月三日其
紙尾ニ朱書ノ如指令セラル。因テ銀行設立ノ調査ニ従事シ一般ノ手続
ヲ以テ三月七日第二号則銀行創立ノ願書ヲ大藏卿ニ呈セリ。爾後三月
廿一日ニ至リ其紙尾ニ朱批シテ之ヲ許可セラル。此日大藏卿ヨリ併セ
テ第三号則特許ノ條款及銀行紙幣貸借ノ條款ヲ指示シ、而シテ右條款
ノ趣異議アルニ非レハ其請書ヲ呈スヘキノ旨ヲ達セラル。因テ富心熟
考スルニ敢テ異議ナキヲ以テ四月廿五日第四号則右ノ請書ヲ差出セリ。

然シテ銀行創立ノ許可ヲ得ルヤ隨テ創立証書并銀行定款ヲ呈セサルヲ
得ス。之ヲ起草スルヤ必ス銀行條例ニ拠ラサルヲ得ス。是ニ於テ客歲
諸君ニ呈示スル順序書中ニ就テ多少ノ更正釐革アリ。因テ其釐革及客
歲ヨリ本月迄施行セシ順序等ヲ合セテ報知センカ為、今其概略ヲ掲載
スルコト左ノ如シ。

一、華族一同受領スル所ノ金祿公債証書ヲ合集シ一個ノ銀行ヲ設立セ
ンカ為、客歲其創立ノ順序書ヲ編成シ之ヲ諸君ニ報告セシニ具視諸
君ノ推薦ニ膺リ銀行創立ノ方法凡百營為ノ事務一切之ヲ担当スヘキ
ノ委托ヲ受ケタリ。仍テ華族總代ノ名義ヲ以テ第一号ノ願書ヲ大藏
卿ニ開申セ、已ニシテ其許可ノ命下ル。是ニ於テ一般ノ手続ヲ以テ
銀行設立ノ出願ヲ為スニ至レリ。然リト雖トモ具視官ニアルヲ以テ
銀行発起人トナリテ其願書等ニ調印スルヲ得ス。故ニ創立願書及大
藏省命令書ノ請書等ノ如キハ固ヨリ之ヲ担当調理スト雖トモ大藏卿
ニ開申等ノ事ハ、発起人ヲ置キ其氏名ヲ以テ之ヲ開申セシメタリ。
一、華族一同ニ賜ハル金祿公債証書ノ總額ヲ概算スルニ三千万円ニ下
ラス。此ヲ以テ客歲粗々大藏卿ニ稟議ノ上五朱〔利〕付八百円ニ付
六拾円、六朱利付八百円ニ付七拾円、七朱利付八百円ニ付八拾円ト
シテ、其実価ヲ予算スルニ總額凡ソ千八百拾八円余円ニ至レリ。然
ルニ愈銀行開設ノ期ニ臨ミ其実価ノ確定セサルニ於テハ隨テ確算シ
得ヘカラサルヲ以テ今年更ニ其價格ヲ大藏省ニ稟議セリ。然処同省
ノ省議ニ於テ公債証書ヲ預納スルハ素ヨリ銀行紙幣ノ抵当ナルヲ以
テ尋常至当ノ價格ヨリ尚幾分ヲ減少シテ之ヲ納ムヘキノ規矩ナリト。
然ルトモ当銀行ノ如キハ特別ノ詮議ヲ以テ尋常至当ノ價格ヨリ格別
ノ減少ヲ為サ、ルカ故ニ五朱利付八百円ニ付五拾五円、六朱利付八
百円ニ付六拾三元〔付箋一〕、七朱利付八百円ニ付七拾壹円ノ割ニ

預納セラル、ノ旨ナリ。之ヲ以テ計算スル時ハ実価総額ハ則千六百六拾六万余円ナル故ニ再三懇願シテ客歳ノ議ニ復センコトヲ大蔵省ニ請フト雖トモ、同省ノ規矩已ニ前述ノ如クナリヲ以テ増価ノ義行ナハレス。此ヲ以テ止ヲ得ス本年ノ議ニ決シ一般ノ計算ヲ為ス。則左ノ如シ。

開計

一、金三千二百七十九千五百円 華族一同受領ノ禄券総高

内訳

金三千拾壹万千貳百九拾五円 五朱利付ノ分

金拾六万三千七百三拾円 六朱利付ノ分

金三千九百八拾円 七朱利付ノ分

外二

金千四拾八円二拾貳錢五厘

是ハ明治九年太政官第百八号布告中第五条ニ掲クル所ノ成規ニ

拠リ、各家受領金禄高ノ内五円未満ニシテ現金渡ノ総計ナリ

右ノ禄券ヲ以テ銀行ニ加入スルニ方リ、先ツ其実価ヲ算出シ、該実価

丈ノ銀行紙幣ヲ大蔵省ヨリ銀行ニ受取ル者トス

客歳ノ稟議ヲ以テ予定ノ実価則銀行紙幣ノ総高

一金千八百拾八万四千五百七拾貳円

但シ禄券百円ニ付五朱利付ハ六拾円、六朱利付ハ七拾円、七

朱利付ハ八拾円ノ賦〔付箋2〕

本年再三稟議ノ上確定ノ実価則銀行紙幣ノ総高

一金千六百六拾六万七千八百七拾七円九拾五錢

但シ禄券百円ニ付五朱利付ハ五拾五円、六朱利付ハ六拾三

円、七朱利付ハ七拾壹円ノ賦

内

金千五百万円

大蔵省へ貸上

金百六拾六万千八百八拾七円九拾五錢 余金

右余金ノ処分ハ客歳諸君へ協議ノ如ク諸省使府県へ貸上スルカ、

又ハ京浜間鐵路ノ資金等ニ充ルノ見込ナリ

一、銀行紙幣引換ノ準備金ハ大蔵省へ貸上ノ千五百万円ニ対スル分ハ其百分ノ五、即チ七拾五万円トナスノ許可ヲ得ルト雖モ、右千百万円外ノ紙幣ニ対スル分ハ第三号大蔵卿ノ命令ニ照シ銀行条例第廿条ノ定規ニ從ヒ其流通高四分一（附録ハ六百円ニ）ノ通貨ヲ以テ準備トセサルヘカラス。然ル時ハ客歳諸君ニ報知シタル所ノ準備金高（即銀行紙幣ノ高百分ノ五）ノ外猶殆ント二拾六万円ノ金額ヲ聚合セサルヲ得スト雖モ、之ヲ各家株高二応シ猶出金ヲ求ムル時ハ計算ノ煩シキノミナラス、或ハ出金迷惑ノ向アランモ図リ難キニ由リ、具視別ニ工夫ヲ以テ之ヲ支出スルコトニ決シタリ。委細ハ他日面陳ニ讓ル。

一、客歳ノ協議ニハ各家準備金支出ノ金額ハ総テ銀行紙幣百円ニ付五円ノ計算ニテ千八百拾八万余円ニ対シテ八九十万余円ノ割合ナリシ故ニ銀行紙幣ノ數額減少スル時ハ随テ準備金支出ノ金額モ減少スヘキハ当然ノコトナリ。然ト雖モ已ニ前条記載スルカ如ク千五百万円外ノ分ハ其銀行紙幣高四分之一ノ通貨ヲ準備トセサルヲ得ス。是ヲ以テ客歳ノ協議ヨリ其高却テ増加リ、故ニ具視工夫ヲ以テ其不足ヲ補フ。因テ各家支出準備金額ハ銀行紙幣高ノ減少ニ拘ハラズ従前ノ額數通り支出セラシコトヲ要スルナリ。

一、客歳ノ協議ニハ具視ノ胸算同族一般ノ為別ニ拠ル所アリテ金禄公債証書ノ的籤ニ由テ除却スル所ノ証書額面ニ対スル丈ケノ銀行紙幣ヲ漸次減少スルモノトナスヲ以テ銀行存在ノ期限ヲ三十年ト仮定ス

ト雖モ、猶熟考スルニ的籤ノ金額ヲ悉皆大蔵省ニ貸上シ六朱ノ利子ヲ取得セシヨリ寧ロ七朱利付ノ公債証書ヲ買取シ、条例第十九条ニ照準シテ其的籤ニ由リ生スル所ノ欠額ヲ補足、其都度斯ノ如クシ、満期ニ至ルマテ資本金額ノ欠減スル無ラシムル時ハ公私共ニ其益少ナカラサルヲ以テ銀行存在ノ期限ヲ条例ニ準拠シテ二十年減縮セリ。然レトモ銀行營業ノ期ハ式拾年ノ満期ニ至リ猶營業繼續ヲ欲スル時ハ逐次何期タリ共之ヲ許可スルノ成規ナレハ前議ノ減縮ハ有益無害ノモノナリトス。

一、前条公債証書の籤ノ金額ヲ以テ他ノ七朱利ノ公債証書ヲ買取シ其減欠ヲ補ヒ、其残額ハ(實ハ六金庫公債証書百萬円ノ的籤ト看做シ、其内六十萬圓ヲ以テ他公債証書ヲ買取シ、殘額四十萬圓ヲ以テ之ヲ大蔵省ニ貸進スルノ類ヲ云フナリ)客歳ノ協議ノ如ク六朱ノ利子ヲ以テ悉皆之ヲ大蔵省ニ貸進シ、鐵道築造ノ費ニ充用セシムルヲ請フノ胸算ナリ。

一、客歳ノ協議ニハ諸省使府県ニ貸付セントスル金ハ内務、大蔵兩省ノ保証ニ依ラサレハ之ヲ為サ、ルノ方法ナリト雖モ、各省使府県モ亦皆同一ノ官庁タルヲ以テ右兩省ノ保証ヲ須タス、直ニ之ヲ貸進スル事ニ改議セリ。

一、客歳協議書ニハ大蔵卿ニ請願スル書ニ国立銀行条例ニ準拠シ云々ノ文ハ特別ノ命ヲ稟請スル為之ヲ削除シ其他改竄スル所アリ。又發起人總代ノ名義ハ革実適當ナラサルヲ以テ華族總代ト改正セリ。第一号ヲ見テ了知セラルヘシ。

一、取締役ハ金禄多寡ノ次第二抛リ、其首額ヨリ順次五名ヲ挙ルニ決シタリ。然ルニ其間事故アリテ固辞スル者、或ハ未下半年ニシテ其任ニ適セサル者、故ニ之ヲ除キ漸次ニ順及シテ以テ毛利元徳、徳川慶勝、山内豊範、黒田長知、池田章政ノ五名ヲ撰定セリ。此五名中更ニ首額ノ一名ヲ挙ケ以テ頭取ト為シタリ。然レトモ銀行創立ノ初ニ

当テハ發起人ノ称呼ニ非サレハ条例成規ニ適當セサルヲ以テ此五名ヲ發起人ト為シタリ。

一、銀行創立ノ緩急ニ由リ大ニ利害損失ニ關係アリ。故ニ其開業ヲ大蔵卿ニ稟請スルハ務テ迅速ナルヲ要スト雖トモ、予定スル所ノ發起人中、或ハ他行不在ノモノアルヲ以テ藤堂高潔、松平茂昭、南部利恭ノ三氏ニ協議シ、一時發起人中ニ列セシメ其欠員ヲ充リ。然レトモ此挙方タルモ亦金禄順次ノ例ニ依レリ。

一、銀行ノ職役ハ銀行条例ニ照準シ頭取々締役、支配人、書記方、出納方、計算方、簿記方等ヲ設クルト雖モ、当銀行ノ如キハ其資金極メテ巨大ナルヲ以テ故サラニ其業務ヲ鄭重ニシ失誤ナカラシメンカ為別ニ世話役数名ヲ置キテ事務調理ノ方法ニ注意セシム。而シテ其任撰及人員ノ如キハ他日之ヲ報知スヘシ。

一、客歳ヨリ銀行創立ノ事務所ヲ暫ク會館中ニ設クト雖モ、其諸業漸次ニ増加シ、調理逐次ニ繁劇ニ至リ會館中ニ於テ取扱ヒ難キヲ以テ本年二月仮ニ署局ヲ具槻邸内ニ移シ諸員ヲ撰定シテ事務ヲ調理弁治セシメタリ。

一、銀行署局ヲ建築セント要スルニ夥多ノ金額ヲ費シ、若干ノ日月ヲ曠フシ之カ為開業延緩シ其損失スル所僅少ナラサル、以テ府下第一大区十小区木挽町七丁目六七八番地元蓬萊社ノ石室及宅地ヲ併セテ代価金貳萬八千円ニ買取セント約シ、已ニ開手金トシテ内金千円ヲ交付シタリ。一株金(株券面額ニ準拠シ、金庫加ヘタル者)百円未滿ノ者ハ株券ノ都合ヲ量リ一種便方法ヲ設ケ、乃チ四拾九円以下ノ者ハ悉皆之ヲ切捨五拾円以上ノ者ハ之レニ増加シ百円トナシテ一株ノ高ヘ(實ハ六金庫資本金五拾株ト五拾五円トナシ、其株主ハ還付シテ五拾十ナク類ナリ)滿タシム。

一、明治九年太政官第百八号布告中第五条二掲クル所ノ成規ニ抛リ、

各家受領スル金禄高ノ内五円未満ノ端数ニシテ現金ヲ以テ下附セラ
ルヘキ分ハ各家銀行ヘ支出スヘキ準備金額ニ差継計算シテ各家ニ附
与セサル者トスヘシ。

一、今客歳以来銀行創立順序書ヲ摘載シテ諸君ニ報告セントスルニ当
リ、銀行ヨリ請願シタル特殊ノ条款ヲ四月廿七日ニ大蔵卿許可セラ
ル故ニ第五号ヲ見テ其趣意ヲ詳知セラルヘシ。

一、第一号、第二号、第三号、第四号、第五号ノ書類ヲ併送シテ客冬
以来ノ沿革等ヲ告知ス。猶詳細ノ計算ヲ知ラント要セハ各家従前金
禄一歳ノ収入ヨリ公債証書金額及利子実価高準備金支出高其他今後
収入スヘキ利益高等一切ノ計算ヲ纂集シ、以テ簿冊トナシテ具在セ
リ。故ニ何時ヲ問ハス親ク仮局ニ就キ展閲スルヲ可トス

明治十年四月

督部長岩倉具視

〔付箋1〕「至当ノ價格トハ一割利引ノ算法ニシテ大蔵省ノ規矩ナリ。
譬ハ秩禄公債証書ヲ一割利引ノ算法ニテ此実価ヲ算出スル時ハ百円ニ
付九十二円余ニ当ルヲ得ル。然レトモ銀行抵当ニ之ヲ預納スル時ハ百
円ニ付八十四円ヨリ以上ノ抵当ニ預納セサルノ類ナリ」

〔付箋2〕「客歳予定ノ実価ト本年確定ノ実価ト差引比較ノ差金百五拾
壹万七千三百八拾四円五銭」

【書類27】（第十五国立銀行開業関係書類写）

抑銀行創立ノ旨趣タル同族協和濟世ノ法ヲ求メ各家保存之道ヲ充全ナ
ラシムル為ニシテ、其基ヲ起スヤ実ニ閣下之カ首唱トナリ親シク提樹
スル所アリ。故ニ創業以来僅ニ半歳ヲ閱セスシテ速ニ開業ノ榮ヲ萃ル

ニ至レリ、之属僚其器ヲ得タルモノト雖モ一ニ閣下変理ノ効ニ非ルハ
ナシ。今ヤ開業ノ日ニ際シ頭取ヲ置キ取締役ヲ定ム。支配人以下尽ク
備ルト雖モ事ハ小成ニ易ク大成ニ難シ。幸ニ閣下創業ノ基ヲ立ラレ予
等之ヲ継クモ、私カニ恐ル将来保存ノ道ヲ誤ランコトヲ。如是キハ尚
閣下ノ余力ヲ仮リ以テ大成ノ効ヲ期スルヨリ他ナシ。故ニ銀行ノ事大
小トナク平素注意ヲ垂レ、決シ難キトモノハ一々閣下ノ裁決ヲ仰カン
トス。俯シテ請フ閣下此意ヲ承諾アランコトヲ、茲ニ衆ニ代テ依頼ス
謹言。

明治十年五月

池田章政 印

黒田長知 印

山内豊範 印

徳川慶勝 印

毛利元徳 印

岩倉具視殿

右御依頼之趣致承諾候事

但御検印本紙ハ申請置候事

岩倉具視

毛利元徳殿

徳川慶勝殿

山内豊範殿

黒田長知殿

池田章政殿

銀行創立順序書

同上第二報告書

右ハ御一同御一覽濟ニ候得共、若尚御覽被成度方ハ何時ニテ

モ銀行ニ於テ可供覽候事

創立証書

銀行定款

申合規則

右御一覽濟ニ候得共、不日活版ヲ以テ各家へ御回シ可申候事

但シ申合規則之義ニ付督部長ヨリ宮内省へ願書此分御一覽

ヲ被成度方ハ、何時ニテモ銀行ニ於テ可供覽候事

總會演舌書七月分

右ハ過日來族長及總會代人方へ銀行ヨリ及御廻達候事

衆華族ヨリ銀行創業之事ニ付督部長へ委任狀

右ハ各位ヨリ被差出候事ニ付、御承知之筈

頭取取締等ヨリ督部長へ依頼狀並請書

右ハ今日供御一覽、尚旨趣可申入候事

仮祿券下附願書

紙幣製造條約書

銀行紙幣大藏省へ貸進條約書

月給表並仮則書

役員姓名並月給書

各家計算書

右書類御一覽被成度方ハ何時ニテモ銀行ニ於テ可供覽候事

【書類28】(第十五国立銀行世話役増加の儀)

別紙之通岩倉具視殿ヨリ世話役増加之儀照会ニ相成候処、私共ニ於テ
異議無之ニ付御相談ニ及候間、否当月中御申出有之度。尤何等御申出
無之向ハ本議ニ御同意ト見据可申候也。

第十五国立銀行頭取

池田章政

明治十二年一月十八日

株主

御中

【書類29】第四十四類各家銀行計算表

第四十四類各家銀行計算表

株金三拾八万七千六百円 株数三千八百七十六株 但一株資本金百円	山内豊範
開計 株金三拾八万七千五百五拾三円拾銭 内訳 金三拾六万七千五百七円貳拾五銭 禄券実価定 金貳万四拾五円八拾五銭 引換準備金 小計如高 外 金四拾六円九拾銭 満百円詰ニ付増高 改株金三拾八万七千六百円 内 金四円五拾四銭五厘 現金渡準備ニ差継 差引 金貳万八拾八円貳拾銭五厘 準備金全ク出高	禄券額面金六拾六万八千九拾五円 但現金渡ヲ引タルモノ 五銭 但五朱利百円ニ付五十五円ノ賦

株金三拾五万百円 株数三千五百壹株 但一株資本金百円	鍋島直大
開計 株金三拾五万八拾五円拾銭 内訳 金三拾三万九百七拾七円貳拾五銭 禄券実価定 金壹万八千七百八拾五銭 引換準備金 小計如高 内 金拾四円九拾銭 満百円詰ニ付増高 改株金三拾五万百円 内 金貳円五拾三銭 現金渡準備ニ差継 差引 金壹万八千貳拾円貳拾貳銭 準備金全ク出高	禄券額面金六拾万三千五百九拾五円 但現金渡ヲ引キタルモノ 廿五銭 但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦

株金四万七千貳百円 株数四百七拾貳株 但一株資本金百円	株金四万七千貳百円 株数四百七拾貳株 但一株資本金百円
開計 株金四万七千貳百貳拾九円四拾錢 内訳 金四万四千七百八拾六円五拾錢 金貳千四百四拾貳円九拾錢 小計如高 内 金貳拾九円四拾錢 改株金四万七千貳百円	開計 株金四万七千貳百貳拾九円四拾錢 内訳 金四万四千七百八拾六円五拾錢 金貳千四百四拾貳円九拾錢 小計如高 内 金貳拾九円四拾錢 改株金四万七千貳百円
但現金渡ヲ引キタルモノ 拾錢 但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦	但現金渡ヲ引キタルモノ 拾錢 但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦
禄券額面金八万四千四百三拾円	禄券額面金八万四千四百三拾円
禄券実価金四万四千七百八拾六円五	禄券実価金四万四千七百八拾六円五
満百円詰ニ付減高	満百円詰ニ付減高
現金渡準備ニ差繼	現金渡準備ニ差繼
準備金全ク出高	準備金全ク出高
差引 金四円五錢四厘	差引 金四円五錢四厘
金貳千四百九円四拾四錢六厘	金貳千四百九円四拾四錢六厘

株金四万四千円 株数四百四拾株 但一株資本金百円	株金四万四千円 株数四百四拾株 但一株資本金百円
開計 株金四万四千拾六円貳拾錢 内訳 金四万七千七百三拾九円五拾錢 金貳千貳百七拾六円七拾錢 小計如高 内 金拾六円貳拾錢 改株金四万四千円	開計 株金四万四千拾六円貳拾錢 内訳 金四万七千七百三拾九円五拾錢 金貳千貳百七拾六円七拾錢 小計如高 内 金拾六円貳拾錢 改株金四万四千円
但現金渡ヲ引キタルモノ 錢 但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦	但現金渡ヲ引キタルモノ 錢 但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦
禄券額面金七万五千八百九拾円	禄券額面金七万五千八百九拾円
禄券実価金四万七千七百三拾六円五拾	禄券実価金四万七千七百三拾六円五拾
満百円詰ニ付減高	満百円詰ニ付減高
現金渡準備ニ差繼	現金渡準備ニ差繼
準備金全ク出高	準備金全ク出高
差引 金三円六拾壹錢	差引 金三円六拾壹錢
金貳千貳百五拾六円八拾九錢	金貳千貳百五拾六円八拾九錢

株金三万六千六百円 株数三百六拾六株 但一株資本金百円	株金三万六千六百円 株数三百六拾六株 但一株資本金百円	鍋島直柔
株券額面金六万三千百弍拾円 但現金渡ヲ引キタルモノ	株券額面金六万三千百弍拾円 但現金渡ヲ引キタルモノ	但五朱(利)百円ニ付五拾五円ノ賦
開計 株金三万六千六百九拾六錢 内訳 金三万四千七百拾六円 金千八百九拾三円六拾錢 小計如高 内 金九円六拾錢 改株金三万六千六百円	開計 株金三万五千九百七拾壹円六拾錢 内訳 金三万四千百拾壹円 金千八百六拾六圓六拾錢 小計如高 外 金貳拾八円四拾錢 改株金三万六千円	満百円詰ニ付減高
差引 金千八百八拾円六拾四錢六厘	差引 金千八百八拾八円拾九錢八厘	準備金全ク出高
現金渡準備ニ差繼	現金渡準備ニ差繼	

株金三万六千六百円 株数三百六十株 但一株資本金百円	株金三万六千六百円 株数三百六十株 但一株資本金百円	内藤信美
株券額面金六万弍千弍拾拾円 但現金渡ヲ引キタルモノ	株券額面金六万弍千弍拾拾円 但現金渡ヲ引キタルモノ	但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦
開計 株金三万四千七百拾六円 金三万四千百拾壹円 金千八百九拾三円六拾錢 小計如高 内 金九円六拾錢 改株金三万六千六百円	開計 株金三万五千九百七拾壹円六拾錢 内訳 金三万四千百拾壹円 金千八百六拾六圓六拾錢 小計如高 外 金貳拾八円四拾錢 改株金三万六千円	満百円詰ニ付増高
差引 金千八百八拾円六拾四錢六厘	差引 金千八百八拾八円拾九錢八厘	準備金全ク出高
現金渡準備ニ差繼	現金渡準備ニ差繼	

株金貳万五千七百円 株数貳百五拾七株 但一株資本金百円	内藤頼直
緑券額面金四万四千貳百四拾円 但現金渡ヲ引キタルモノ	緑券実価金貳万四千三百三拾貳 円 但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦
開計 株金貳万五千六百五拾九円廿銭 内訳 金貳万四千三百三拾貳円 金千三百廿七円廿銭 小計如高 外 金四拾円八拾銭 改株金貳万五千七百円 内 金貳円七拾三銭 差引 金千三百六拾五円貳拾七銭	準備金全ク出高

株金壹万九千百円 株数百九拾壹株 但一株資本金百円	鍋島直彬
緑券額面金三万貳千八百五拾円 但現金渡ヲ引キタルモノ	緑券実価金壹万八千六拾七円五 拾銭 但五朱利百円ニ付五拾五銭ノ賦
開計 株金壹万九千五拾三元 内訳 金壹万八千六拾七円五拾銭 金九百八拾五円五拾銭 小計如高 外 金四拾七円 改株金壹万九千百円 内 金四円貳拾壹銭六厘 差引 金千貳拾八円廿八銭四厘	準備金全ク出高

株金壹万五千五百円 株数百五拾五株 但一株資本金百円	増山正同
<p>開計</p> <p>株金壹万五千四百八拾八円九拾銭</p> <p>内訳</p> <p>金壹万四千六百八拾七円七拾五銭 禄券実価定</p> <p>金八百壹円拾銭 引換準備金</p> <p>小計如高</p> <p>外</p> <p>金拾壹円拾銭 満百円詰ニ付増高</p> <p>改株金壹万五千五百円</p> <p>内</p> <p>金三拾八銭貳厘 現金渡準備ニ差繼</p> <p>差引</p> <p>金八百拾壹円八拾六銭八厘 準備金全ク出高</p>	<p>禄券額面金貳万六千七百五円</p> <p>但現金渡ヲ引キタルモノ</p> <p>円七拾五銭</p> <p>但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦</p>

株金壹万五千元 株数百五拾株 但一株資本金百円	内藤政共
<p>開計</p> <p>株金壹万四千九百九十五円九十銭</p> <p>内訳</p> <p>金壹万四千貳百貳拾円廿五銭 禄券実価定</p> <p>金七百七十五円六拾五銭 引換準備金</p> <p>小計如高</p> <p>外</p> <p>金四円拾銭 満百円結ニ付増高</p> <p>改株金壹万五千元</p> <p>内</p> <p>金三円八拾銭七厘 現金渡準備ニ差繼</p> <p>差引</p> <p>金七百七十五円九十四銭三厘 準備金全ク出高</p>	<p>円</p> <p>禄券額面金貳万五千八百五拾五</p> <p>但現金渡ヲ引キタルモノ</p> <p>廿五銭</p> <p>但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦</p>

株金壹万三千円 株数百三拾株 但一株資本金百円	関錠
株券額面金貳万貳千五百四拾円 但現金渡ヲ引キタル	株券実価金壹万貳千二百八拾七 円 但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦
開計 株金壹万二千九百五拾七円廿銭 内訳 金壹万二千二百八十七円 金六百七拾円二拾銭 小計如高 外 金四拾二円八拾銭 改株金壹万三千円 内 金壹円六拾四銭四厘 差引 金七百拾壹円三拾八銭六厘	満百円詰ニ付増高 引換準備金 株券実価定 準備金全ク出高
	現金渡準備ニ差繼

株金壹万貳千円 株数百貳拾株 但一株資本金百円	山内豊誠
株券額面金貳万六百六拾五円 但現金渡ヲ引キタルモノ	株券実価金壹万三千三百六拾五円 七拾五銭 但五朱利百円ニ付五拾五円ノ賦
開計 株金壹万九千九百八拾五円七拾銭 内訳 金壹万三千三百六拾五円七拾五銭 金六百拾九円九十五銭 小計如高 外 金拾四円三拾銭 改株金壹万貳千円 内 金四円貳拾九銭三厘 差引 金六百廿九円九十五銭七厘	満百円詰ニ付増高 引換準備金 株券実価定 準備金全ク出高
	現金渡準備ニ差繼

株金九千三百円 株数九十三株 但一株資本金百円	四條隆譚
<p>開計</p> <p>株金九千三百九円</p> <p>内訳</p> <p>金八千八百貳拾七円五拾錢</p> <p>金四百八拾壹円五拾錢</p> <p>小計如高</p> <p>内</p> <p>金九円</p> <p>改株金九千三百円</p> <p>内</p> <p>金拾壹錢三厘</p> <p>差引</p> <p>金四百七拾貳円三拾八錢七厘</p>	<p>但現金渡ヲ引キタルモノ</p> <p>拾錢</p> <p>但五朱利百円二付五拾五錢ノ賦</p> <p>禄券実価金八千八百貳拾七円五</p> <p>但五朱利百円二付五拾五錢ノ賦</p> <p>満百円詰ニ付減高</p> <p>現金渡準備ニ差繼</p> <p>準備金全ク出高</p>

株金八千七百円 株数八拾七株 但一株資本金百円	内藤正誠
<p>開計</p> <p>株金八千六百七拾九円七拾錢</p> <p>内訳</p> <p>金八千貳百三拾円七拾五錢</p> <p>金四百四拾八円九拾五錢</p> <p>小計如高</p> <p>外</p> <p>金貳拾円三拾錢</p> <p>改株金八千七百円</p> <p>内</p> <p>金貳円六錢八厘</p> <p>差引</p> <p>金四百六拾七円拾八錢貳厘</p>	<p>但現金渡ヲ引キタルモノ</p> <p>五錢</p> <p>但五朱利百円二付五拾五円ノ賦</p> <p>禄券実価金八千貳百三拾円七拾</p> <p>満百円詰ニ付增高</p> <p>現金渡準備ニ差繼</p> <p>準備金全ク出高</p>

株金四千八百円 株数四拾八株 但一株資本金百円	内藤政憲
禄券額面金八千二百四拾五円 但現金渡ヲ引キタルモノ 拾五銭	禄券実価金四千五百三拾四円七 但シ五朱利百円ニ付五拾五円ノ 賦
開計 株金四千七百八拾貳円拾銭 内訳 金四千五百三拾四円七拾五銭 禄券実価定 金貳百四拾七円三拾五銭 引換準備金 小計如高 外 金拾七円九拾銭 満百円詰ニ付増高 改株金四千八百円 内 金貳円四拾七銭五厘 現金渡準備ニ差 繼 差引 金貳百六拾貳円七拾七銭七厘 準備金全出高	

四條男爵家文書(二) 目録

1 華族制度関係

親番	子番	標題	年月日	作成者	形態	備考
1		(華族関係勅諭等書取)	明治4～9年		仮綴	傍点あり。(岩) 58-2
2		華族会館司計概算書写	(明治10年5月)		仮綴	(岩) 78-1
3		(華族の負債対策について)	明治10年7月15日	督部長岩倉具規	仮綴	同文2通あり
4		各類宗族長及触頭等へ示談書	(明治10年9月27日)		仮綴	山内家野紙。(岩) 84-2
5		一歳経費預算書式	(明治11年)		仮綴	覽野紙。(岩) 64-4
6		内藤新宿植物御免拝借願	明治13年11月27日		仮綴	活版。一部に朱筆による修正あり。(岩) 106-12
7		公家華族二常職ヲ授クル議	明治16年	四條隆平	仮綴	元老院野紙。【8】の草稿。
8		(公家華族二常職ヲ授クル議)	(明治16年)	四條隆平	仮綴	太政大臣三條実美・右大臣有栖川熾仁宛。宮内省野紙。【9】の草稿。
9		(公家華族二常職ヲ授クル議)	明治16年8月	四條隆平	仮綴	
10		手続書	明治16年		仮綴	綴じ目に「まさたか」の印あり。内藤政季が所有する第十五銀行株券のことに関する内容
11		修正委員宛板倉勝達報告書	9月25日	板倉勝達	仮綴	金曜会決議ノケ条について。「有爵華族トアルヲ戸主華族…」とある。
12		華族会館規則改正意見			仮綴	
13		新年拝賀次第			仮綴	
14		宗族仮条約写		山内豊範、四條隆平、鷺尾隆聚ほか	綴	四條家野紙。
15		宗族会議題案			仮綴	
16		(欧州貴族関係文獻目録)			仮綴	宮内省野紙。朱筆による線引、加筆あり。

2 十五銀行関係

親番	子番	標題	年月日	作成者	形態	備考
17		(金禄公債証書利子受取高比較表)	(明治9年)		仮綴	四條家野紙。
18		(金禄公債抵当預入状)	明治9年12月24日	四條隆平	状	四條家野紙。宛先は宗族長山内豊範。金禄公債を銀行設立のために大蔵省に抵当として預けるとしたもので、

【四條隆英履歴】

年 月 日	叙任等		給与賞与		四條隆英の肩書
	内容	発令者等	内容	発令者等	
明治35年 9月30日	叙従五位	宮内大臣従二位 勲一等子爵田中 光顕宣			なし
明治37年 7月12日	任山林局書記兼山林局属	農商務省	五級俸下賜		従五位
7月12日	山林局勤務ヲ命ス	農商務省			山林局書記兼山林局属
7月12日	主計課勤務ヲ命ス	山林局			山林局書記
7月12日	調査課勤務ヲ命ス	山林局			山林局属
11月22日	第四六号 合格証書 文官高等試験各科目ノ考試ヲ経テ及第シタリ 仍テ茲ニ其ノ合格ヲ証ス	文官高等試験委員長従四位勲四等法学博士一木喜徳郎			東京府華族
明治38年 4月 1日	任農商務属兼山林局属如故	農商務省	五級俸下賜		山林局書記兼山林局属
4月 1日	山林局勤務ヲ命ス	農商務省			農商務属兼山林局属
4月 1日	主計課勤務ヲ命ス	山林局			農商務属
6月21日	大臣官房秘書課兼務ヲ命ス	農商務省			農商務属
7月 7日	林政課勤務ヲ命ス	山林局			農商務属
8月16日	任山林局監督官、叙高等官七等	内閣総理大臣従二位勲一等功三級伯爵桂太郎宣			農商務属従五位
8月16日			八級俸下賜		山林局監督官
11月 1日	審査課勤務ヲ命ス	山林局			山林局監督官
12月13日	関稅調査委員ヲ命ス	農商務省			山林局監督官
12月22日		農商務省	事務格別勲劬ニ付金六拾匁賞与ス		山林局監督官
明治39年 4月 1日	任山林事務官兼農商務書記官、叙高等官七等	内閣総理大臣正二位勲一等侯爵西園寺公望宣			従五位
4月 1日	山林局勤務ヲ命ス	農商務省			山林事務官兼農商務書記官

4月1日	監督課審査課兼勤ヲ命ス	農商務省山林局		八級俸下賜	農商務省	山林事務官
4月1日					農商務省	山林事務官
4月1日	山林局庶務課長ヲ命ス	農商務省		七級俸下賜	農商務省	山林事務官
7月3日				六級俸下賜	農商務省	山林事務官
12月20日				事務格別勲賜ニ付金貳百四拾円賞与ス	農商務省	山林事務官
12月22日					農商務省	山林事務官
明治40年 3月5日	文官普通試験委員ヲ命ス	農商務省			農商務省書記官	農商務省書記官
3月5日	文官普通懲戒委員ヲ命ス	農商務省			農商務省	農商務書記官
4月1日	陸軍高等官六等	内閣總理大臣正二位勲一等侯爵西園寺公望宣				山林事務官兼農商務書記官從五位
4月1日				五級俸下賜	農商務省	山林事務官
10月5日	山林局保管物取扱主任ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
10月5日	山林局歳入歳出外現金出納官吏ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
10月5日	山林局物品会計官吏ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
10月5日	山林局収入官吏ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
10月5日	宮内山林局經理課長不在中代理ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
12月17日				四級俸下賜	農商務省	山林事務官
12月23日				事務格別勲賜ニ付金參百五拾円賞与ス	農商務省	山林事務官
明治41年 4月11日	御用有之欧米各国へ被差遣	内閣			農商務省	山林事務官
4月29日	山林局物品会計官吏ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
4月29日	山林局保管物取扱主任ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
4月29日	山林局歳入歳出外現金出納官吏ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
4月29日	山林局収入官吏ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
4月29日	臨時現金前渡ヲ受クル官吏ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
12月28日	山林局庶務課長ヲ命ス	農商務省			農商務省	山林事務官
12月28日	庶務課勤務ヲ命ス	山林局			農商務省	山林事務官

明治42年 4月 2日	陞叙高等官五等		内閣總理大臣從二位大勳位功三級侯爵桂太郎宣			山林事務官兼農商務書記官從五位
4月 2日			内閣總理大臣從二位大勳位功三級侯爵桂太郎宣	三級俸下賜	農商務省	山林事務官
5月10日	任釧山監督署事務官、叙高等官五等		内閣總理大臣從二位大勳位功三級侯爵桂太郎宣			山林事務官兼農商務書記官從五位
5月10日	文官普通懲戒委員ヲ免ス		農商務省			農商務書記官
5月10日			農商務省	三級俸下賜	農商務省	釧山監督署事務官
5月10日	東京釧山監督署在勤ヲ命ス		農商務省			釧山監督署事務官
5月10日	文官普通試験委員ヲ免ス		農商務省			農商務書記官
8月23日	地方森林会規則第三條第二項第三号ニ依リ長野地方森林会議員ヲ命ス		農商務省			釧山監督署事務官
12月24日				事務格別勳劔ニ付金百參拾円賞与ス	農商務省	釧山監督署事務官
明治43年 6月30日			農商務省			釧山監督署事務官
	地方森林会規則第三條第二項第三号ニ依リ千葉地方森林会議員ヲ命ス		内閣總理大臣正二位大勳位功三級侯爵桂太郎宣			釧山監督署事務官從五位
11月30日	任農商務書記官兼農商務省參事官、叙高等官五等		内閣總理大臣正二位大勳位功三級侯爵桂太郎宣			釧山監督署事務官從五位
11月30日			農商務省	五級俸下賜	農商務省	農商務書記官
11月30日	釧山局敏政課長ヲ命ス		農商務省			農商務書記官
12月26日				四級俸下賜	農商務省	農商務書記官
12月26日				在職中事務格別勳劔ニ付金百四拾円賞与ス	農商務省	元釧山監督署事務官
明治44年 8月 1日	農爵被仰付		宮内省			故男爵四條隆平家督相続人從五位
10月 4日	陞叙高等官四等		内閣總理大臣正二位勳一等侯爵西園寺公望宣			農商務書記官兼農商務省參事官從五位男爵
10月 4日				三級俸下賜	農商務省	農商務書記官男爵
10月18日	豊多摩郡千駄ヶ谷町千駄ヶ谷尋常・高等小学校建築費金五拾円寄附候段奇特ニ付為其實木杯壹個下賜候事		東京府知事從三位勳二等阿部浩			從五位男爵

12月25日								農商務書記官男爵
明治45年 3月 1日	叙正五位	宮内大臣従二位 勲一等伯爵渡辺 千秋宣						従五位男爵
大正元年12月23日	兼任農商務大臣秘書官、叙高等官四等	内閣総理大臣正 二位大勲位功三 級公爵桂太郎宣						農商務書記官兼農商務省参 事官正五位男爵
12月23日				二級降下賜		農商務省		農商務書記官男爵
12月23日	大臣官房秘書課長ヲ命ス	農商務省						農商務大臣秘書官男爵
12月25日				事務格別勲賜ニ付金七拾五円賞与ス		農商務省		農商務書記官男爵
12月30日	鉱山局勤務ヲ命ス	農商務省						農商務書記官男爵
12月30日	鉱山局鉱政課長ヲ免ス	農商務省						農商務書記官男爵
大正2年 1月10日	文官普通試験委員ヲ命ス	農商務省						農商務大臣秘書官男爵
1月10日	文官普通懲戒委員ヲ命ス	農商務省						農商務大臣秘書官男爵
6月13日	免兼農商務大臣秘書官	内閣総理大臣伯 爵山本権兵衛宣						農商務書記官兼農商務省参 事官農商務大臣秘書官男爵
6月13日	商工局工務課長ヲ命ス	農商務省						農商務書記官男爵
6月24日	文官普通懲戒委員ヲ免ス	農商務省						農商務書記官男爵
6月24日	文官普通試験委員ヲ免ス	農商務省						農商務書記官男爵
9月26日	大正二年度産業組合長期講習会講師ヲ囑託ス	産業組合中央会 会頭法字博士子 爵平田東助						男爵
12月20日				事務格別勲賜ニ付金参百円賞与ス		農商務省		農商務書記官男爵
大正3年 4月15日	東京大正博覧会審査官ヲ命ス	農商務省						農商務書記官男爵
5月16日	兼任臨時博覧会事務官、叙高等官四等	内閣総理大臣正 二位勲一等伯爵 大隈重信宣						農商務書記官兼農商務省参 事官正五位男爵
5月16日	商工局工務課長ヲ免ス	農商務省						農商務書記官男爵
5月16日	商工局勤務ヲ命ス	農商務省						農商務書記官男爵
5月16日	臨時博覧会事務局出品課長ヲ命ス	農商務省						臨時博覧会事務官男爵

6月30日	陸叙高等官三等	内閣總理大臣正 二位勲一等伯爵 大隈重信宣				農商務書記官兼農商務省參事官臨時博覽會事務官正五位男爵
6月30日			一級棒下賜		農商務省	農商務書記官男爵
10月3日	米國へ出張被仰付	内閣				臨時博覽會事務官男爵
11月25日	免兼農商務省參事官	内閣總理大臣伯爵 大隈重信宣				農商務書記官兼農商務省參事官臨時博覽會事務官男爵
12月21日			手当トシテ金六百円給与ス		農商務省	臨時博覽會事務官男爵
大正4年3月5日			事務格別勲劬ニ付手当トシテ金參百五拾弗ヲ給与ス		臨時博覽會事務局	事務官男爵
3月23日			事務格別勲劬ニ付手当トシテ金貳百五拾弗ヲ給与ス		臨時博覽會事務局	事務官男爵
6月18日			事務格別勲劬ニ付手当トシテ金參百弗ヲ給与ス		臨時博覽會事務局	事務官男爵
10月21日	商工局工場課長ヲ命ス	農商務省				農商務書記官男爵
12月24日			手当トシテ金六百円給与ス		農商務省	臨時博覽會事務官男爵
大正5年1月26日	工場法施行ニ関スル講習ノ講師ヲ命ス	農商務省				農商務書記官男爵
3月27日			手当トシテ金千貳百円給与ス		農商務省	臨時博覽會事務官男爵
4月1日	元臨時博覽會事務局殘務取扱ヲ命ス	農商務省				元臨時博覽會事務官男爵
4月7日	工場法施行ニ関スル講習講師ヲ免ス	農商務省				農商務書記官
5月25日	大正四年臨時博覽會ニ付尽力尠カラズ依テ勲六等單光旭日章ヲ授ケ賜フ	實業局總裁從二位勲三等伯爵正親町実正				農商務書記官正五位男爵
12月23日			手当トシテ金貳百五拾円給与ス		農商務省	元臨時博覽會事務局殘務取扱男爵
12月23日			事務格別勲劬ニ付金貳百五拾円貴与ス		農商務省	農商務書記官男爵
大正6年3月20日	叙從四位	宮内大臣從二位勲一等男爵波多野敬直奉				正五位勲六等男爵
3月31日	元臨時博覽會事務局殘務取扱ヲ免ス	農商務省				元臨時博覽會事務官男爵

9月25日	兼任農商務省参事官、叙高等官三等	内閣總理大臣從二位勲一等功一級伯爵寺内正毅宣				農商務省書記官從四位勲六等男爵
10月8日	簡易生命保険審査会委員被仰付	内閣				農商務省参事官男爵
12月21日				事務格別勲劬ニ付金七百五十拾円賞与ス	農商務省	農商務書記官男爵
大正7年12月15日				金百円 右囑託事務格別勲劬ニ付賞与 信託業法調査会委員トシテ尽力ニ付金百円給与	逓信省 大藏省	囑託員 農商務省参事官男爵
12月30日				事務格別勲劬ニ付金千円賞与ス	農商務省	農商務書記官男爵
12月20日						農商務書記官兼農商務省参事官從四位勲六等男爵
大正8年5月17日	任農商務省工務局長、叙高等官二等	内閣總理大臣正三位勲一等原敬奉				農商務省工務局長男爵
5月17日	臨時産業調査局第三部長ヲ命ス	農商務省				農商務省工務局長男爵
5月21日	臨時国民經濟調査会幹事被仰付	内閣				農商務省工務局長男爵
6月17日	中央衛生会委員被仰付	内閣				農商務省工務局長男爵
6月24日	講和条約二関スル事務ヲ囑託ス	外務省				農商務省工務局長男爵
6月25日	度量衡及工業品規格統一調査会委員被仰付	内閣				農商務省工務局長男爵
7月15日	国有林野現業員共済組合審査会委員ヲ命ス	農商務省				農商務省工務局長男爵
8月9日				金百五十拾円 事務勲劬ニ付手当トシテ頭書ノ通給与ス	内閣	元臨時国民經濟調査会幹事男爵
10月7日	臨時条約改正調査委員会委員被仰付	内閣				農商務省工務局長男爵
11月15日	救済事業調査会委員被仰付	内閣				農商務省工務局長男爵
12月10日				手当トシテ金千八百円給与ス	農商務省	臨時産業調査局第三部長男爵
12月10日				事務格別勲劬ニ付金貳百円賞与ス	農商務省	農商務省工務局長男爵
12月17日				手当トシテ金貳拾円給与	内務省	中央衛生会委員
12月24日	農商務省所管事務政府委員被仰付	内閣				農商務省工務局長男爵

12月27日	東京高等工業学校商議委員ヲ囑託ス	文部省			農商務省工務局長男爵
大正9年2月23日	臨時産業調査会幹事被仰付	内閣			従四位勲四等男爵
3月31日			手当トシテ金六百五拾円給与ス	農商務省	臨時産業調査会第三部長男爵
3月31日			手当トシテ金百貳拾円給与ス	農商務省	度量衡及工業品規格統一調査会委員男爵
3月31日			金參百円 右手当トシテ給与ス	内閣	臨時産業調査会幹事男爵
6月30日	農商務省所管事務政府委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
9月27日			手当トシテ金壹百円支給	外務省	臨時条約改正調査委員会委員男爵
11月1日	大正四年乃至九年事件ノ功ニ依リ旭日小綬章及金千貳百円ヲ授ケ賜フ	賞勲局總裁正四位勲二等伯爵尾玉秀雄			農商務省工務局長従四位勲四等男爵
12月4日	賠償物件処理委員会委員ヲ囑託ス	大藏省			農商務省工務局長男爵
12月11日			事務格別勲劬ニ付金千五百円賞与ス	農商務省	農商務省工務局長男爵
12月11日			手当トシテ金六百円給与ス	農商務省	農商務省工務局長男爵
12月14日			金五百円 右手当トシテ給与ス	内閣	臨時産業調査会幹事男爵
12月15日			金貳百円 右職務格別勲劬ニ付賞与	逓信省	簡易生命保険審査会委員
12月25日	農商務省所管事務政府委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
12月25日			賠償物件処理委員会委員手当トシテ金百円給与	大藏省	農商務省工務局長男爵
大正10年1月13日	社会事業調査会委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
1月18日	林野現業員共済組合審査会委員ヲ命ス	農商務省			農商務省工務局長男爵
3月24日	不当廉売審査委員会委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
3月31日			手当トシテ金四拾円給与	内務省	社会事業調査会委員
8月3日	臨時財政経済調査会幹事被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
9月13日	工業品規格統一調査会委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
12月6日	特許権存続期間延長審査委員ヲ命ス	農商務省			農商務省工務局長男爵
12月10日	労働保険調査会委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵

12月12日			金四百円 右手当トシテ給与ス	内閣	臨時産業調査会幹事男爵
12月15日			金貳百円 右職務格別勲劬ニ付賞与	通信省	なし
12月17日			手当トシテ金参百円給与ス	農商務省	労働保険調査会委員男爵
12月17日			手当トシテ金五百円給与ス	農商務省	農商務省工務局長男爵
12月17日			事務格別勲劬ニ付金千貳百円賞与ス	農商務省	農商務省工務局長男爵
12月19日			手当トシテ金参拾円給与	内務省	中央衛生会委員
12月20日			賠償物件処理委員会委員手当トシテ金参百円給与	大藏省	農商務省工務局長男爵
12月22日			金参百円 右手当トシテ給与ス	内閣	臨時財政経済調査会幹事男爵
12月24日	農商務省所管事務政府委員被仰付	内閣		農商務省	農商務省工務局長男爵
大正11年2月8日	特許権存続期間延長審査委員ヲ命ス	農商務省			農商務省工務局長男爵
3月24日			金貳百円 右手当トシテ給与ス	内閣	臨時財政経済調査会幹事男爵
3月25日			手当トシテ金参百円給与ス	農商務省	不当廉売審査委員会委員男爵
3月30日	叙正四位	宮内大臣従二位 勲一等子爵牧野 伸顕奉			従四位勲四等男爵
3月31日			国有林野特別経営事業二関シ尽力勲 カラス依テ金参百円給与ス	農商務省	農商務省工務局長男爵
5月31日	陞叙高等官一等	内閣総理大臣従 三位勲一等子爵 高橋是清奉			農商務省工務局長正四位勲 四等男爵
9月18日			金五百円 右臨時産業調査会ノ事務 格別勲劬ニ付手当トシテ給与ス	内閣	男爵
12月5日	中央衛生会委員被免	内閣			農商務省工務局長男爵
12月9日			手当トシテ金千五百円給与ス	農商務省	農商務省工務局長男爵
12月9日			事務格別勲劬ニ付金五百円賞与ス	農商務省	農商務省工務局長男爵
12月13日			金八百円 右手当トシテ給与ス	内閣	臨時財政経済調査会幹事男 爵

12月15日			金式百円 右職務格別勲劬ニ付賞与 賠償物件処理委員会委員手当トシテ 金参百円給与	通信省	簡易生命保険審査会委員
12月20日				大藏省	農商務省工務局長男爵
12月25日	農商務省所管事務政府委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
12月26日	航空評議会評議員被仰付	内閣			正四位勲三等男爵
大正12年 1月31日	社会局参与被仰付。	内閣			農商務省工務局長男爵
3月20日			金式百円 右手当トシテ給与ス	内閣	臨時財政経済調査会幹事男爵
3月21日			手当トシテ金参百円給与ス	農商務省	不当廉売審査委員会委員男爵
9月3日	臨時震災救護事務局委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
11月30日	臨時震災救護事務局参与被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
12月10日	農商務省所管事務政府委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
12月20日			手当トシテ金五百円給与ス	農商務省	不当廉売審査委員会委員男爵
12月20日			事務格別勲劬ニ付金式百五十拾円賞与 ス	農商務省	農商務省工務局長男爵
12月20日			手当トシテ金十円給与ス	農商務省	工業品規格統一調査会委員男爵
12月22日			金四百円 右手当トシテ給与ス	内閣	臨時財政経済調査会幹事男爵
12月22日			金百円 右手当トシテ給与ス	内閣	農商務省工務局長男爵
12月22日			金参百円 右委員トシテ尽力ニ付給与	大藏省	賠償物件処理委員会委員
12月25日	農商務省所管事務政府委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
大正13年 2月21日	中央職業紹介委員会委員被仰付	内閣			正四位勲三等男爵
3月29日			手当トシテ金参百給与ス	農商務省	不当廉売審査委員会委員男爵
4月2日	帝國經濟會議幹事被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
4月2日	帝國經濟會議官制第十二条ニ依リ指名ス	内閣達			農商務省工務局長男爵

5月31日	金杯芝組ヲ賜フ	實勲局總裁從三位勲三等子爵仙石政敬			正四位勲三等男爵
6月27日	農商務省所管事務政府委員被仰付	内閣			農商務省工務局長男爵
9月4日	關稅率改正準備委員會幹事ヲ囑託ス	大藏省			農商務省工務局長男爵
11月22日			金四百円 右帝國經濟會議官制第十二條ニ依ル關係官及幹事トシテ格別勲助ニ付手当トシテ給与ス	内閣	農商務省工務局長男爵
12月1日	任農商務次官、叙高等官一等	内閣總理大臣從二位勲一等子爵加藤高明奉			農商務省工務局長正四位勲三等男爵
12月1日	普通試験委員長ヲ命ス	農商務省			農商務次官男爵
12月1日	文官普通懲戒委員長ヲ命ス	農商務省			農商務次官男爵
12月2日	文政審議會委員被仰付	内閣			農商務次官男爵
12月4日	賠償物件處理委員會委員囑託ヲ解ク	大藏省			農商務次官男爵
12月10日	国有財産調査會委員被仰付	内閣			農商務次官男爵
12月10日	復興貯蓄債權收入金運用協議會會員ヲ囑託ス	大藏省			農商務次官男爵
12月10日			手当トシテ金壹千円給与ス		農商務次官男爵
12月10日			手当トシテ金五百円給与ス		農商務次官男爵
12月10日			手当トシテ金壹千円給与ス		農商務省工務局長男爵
12月20日	特許權存続期間延長審査委員長ヲ命ス	農商務省			農商務次官男爵
12月20日	工業所有權專用免許調査委員長ヲ命ス	農商務省			農商務次官男爵
12月24日			金百円 右委員トシテ尽力ニ付賞与	大藏省	国有財産調査會委員男爵
12月24日			金式百円 右手当トシテ賞与	大藏省	賠償物件處理委員會委員男爵
12月26日			金百五拾円 右手当トシテ給与ス	内閣	文政審議會委員男爵
12月27日	中央統計委員會委員被仰付	内閣			農商務次官男爵
大正14年1月9日	工業品規格統一調査會副會長被仰付	内閣			農商務次官男爵
1月17日	特別都市計画委員會委員被仰付	内閣			農商務次官男爵

2月14日	中央職業紹介委員会委員被免	内閣				正四位勲三等男爵
2月27日	不当廉売審査委員会委員被仰付	内閣				農商務次官男爵
3月30日				手当トシテ金貳百五十拾円給与ス	農商務省	不当廉売審査委員会委員男爵
4月1日	任商工次官、叙高等官一等	内閣總理大臣從二位勲一等子爵加藤高明奉				正四位勲三等男爵
4月1日	文官普通懲戒委員長ヲ命ス	商工省				商工次官男爵
4月1日	普通試験委員長ヲ命ス	商工省				商工次官男爵
4月10日	中央統計委員会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
4月17日	特許権存続期間延長審査委員長ヲ命ス	商工省				商工次官男爵
4月17日	工業所有権専用免許調査委員長ヲ命ス	商工省				商工次官男爵
4月23日	特別都市計画委員会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
4月29日	工業品規格統一調査会副会長被仰付	内閣				商工次官男爵
5月5日	行政調査会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
5月13日	国有財産調査会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
7月10日	都市計画中央委員会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
7月11日	文官高等懲戒予備委員被仰付	内閣				商工次官男爵
10月23日	中央諸官衙建築準備委員会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
12月3日	文政審議会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
12月12日				手当トシテ金貳百円給与ス	商工省	工業審査委員会委員長男爵
12月12日				手当トシテ金貳百五十拾円給与ス	商工省	商工次官男爵
12月12日				事務格別勲劬ニ付金七百円賞与ス	商工省	商工次官男爵
12月16日	鉄道會議議員被仰付	内閣				商工次官男爵
12月23日				金貳百五十拾円 右手当トシテ給与ス	内閣	行政調査会委員男爵
12月23日				金貳百五十拾円 右手当トシテ給与ス	内閣	中央統計委員会委員男爵
12月24日				金百円 右手当トシテ給与ス	内閣	文政審議会委員男爵
12月25日				金貳百円 右手当トシテ給与	大藏省	国有財産調査会委員男爵

12月28日	瓦斯事業委員会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
大正15年 3月30日						中央諸官衙建築準備委員会委員商工次官男爵
5月4日	補償審査会審査員被仰付	内閣	金貳百五十拾円	右手当トシテ給与	大藏省	商工次官男爵
5月17日	関稅調査委員会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
5月29日	損害保險制度調査委員会委員ヲ命ス	商工省				商工次官男爵
6月10日	不当廉売審査委員会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
6月11日	国産振興委員会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
7月1日	文官高等懲戒予備委員被仰付	内閣				商工次官男爵
7月12日	金杯壹組ヲ賜フ	賞勲局總裁三位勲二等字佐美勝夫				正四位勲三等男爵
7月19日	簡易生命保險積立金運用委員会委員被仰付	内閣				商工次官男爵
8月27日	補償審査会審査員被免	内閣				商工次官男爵
9月1日	燃料調査委員会委員長ヲ命ス	商工省				商工次官男爵
9月28日	金融制度調査会委員ヲ囑託ス	大藏省				商工次官男爵
12月13日			手当トシテ金貳百円給与ス		商工省	国産振興委員会委員男爵
12月13日			手当トシテ金百五十拾円給与ス		商工省	損害保險制度調査委員会委員男爵
12月13日			事務格別勲勉ニ付金參百円費与ス		商工省	商工次官男爵
12月13日			手当トシテ金貳百円給与ス		商工省	商工次官男爵
12月13日	九州製鋼株式会社工場買取評価師委員ヲ命ス	商工省				商工次官男爵
12月13日			手当トシテ金貳百円給与ス		商工省	工業審査委員会委員長男爵
12月20日			金百円	右手当トシテ給与ス	内閣	中央統計委員会委員男爵
12月20日			金貳百円	右手当トシテ給与ス	内閣	行政調査会委員男爵
12月20日			金百五十拾円	右手当トシテ給与ス	内閣	文政審議会委員男爵
12月22日			金參百五十拾円	右手当トシテ給与	大藏省	中央諸官衙建築準備委員会委員男爵
12月23日			金貳百五十拾円	右手当トシテ給与	大藏省	国有財産調査会委員男爵

12月19日			金四百円 右手当トシテ給与	大蔵省	金融制度調査会委員男爵
12月24日			金貳百五十拾円 右手当トシテ給与ス	内閣	人口食糧問題調査会委員男爵
12月24日			金百五十拾円 右手当トシテ給与ス	内閣	文政審議委員会委員男爵
12月26日			金貳百五十拾円 右手当トシテ給与	大蔵省	国有財産調査会委員男爵
12月26日			金參百円 右手当トシテ給与	大蔵省	中央諸官衙建築準備委員会委員男爵
12月30日		内閣			商工次官男爵
昭和3年3月31日			手当トシテ金貳百五十拾円給与ス	商工省	瓦斯事業委員会委員男爵
6月12日		内閣			商工次官男爵
10月29日		内閣			大札使参与官男爵
12月3日			手当トシテ金貳百円給与ス	農林省	肥料調査委員会委員男爵
12月10日			手当トシテ金參百円給与ス	商工省	商工次官男爵
12月10日			事務格別勲ニ付金貳百円費与ス	商工省	商工次官男爵
12月10日			手当トシテ金參百五十拾円給与ス	商工省	商工審議委員会委員男爵
12月10日			手当トシテ金貳百五十拾円給与ス	商工省	工藝審査委員会委員男爵
12月10日			手当トシテ金貳百五十拾円給与ス	商工省	国産振興委員会委員男爵
12月10日			手当トシテ金百円給与ス	商工省	損害保険制度調査委員会委員男爵
12月10日			手当トシテ金參百円給与ス	商工省	工業品規格統一調査会副会長男爵
12月10日			手当トシテ金參百円給与ス	商工省	計理士試験委員長男爵
12月15日			金五百円 右職務格別勲ニ付費与	逓信省	簡易生命保険積立運用委員会委員
12月17日			金百參拾五円 右手当トシテ給与ス	内閣	文官高等懲戒委員男爵
12月18日			金四百円 右手当トシテ給与	大蔵省	預金部資金運用委員会委員男爵
12月18日			金貳百五十拾円 右手当トシテ給与	大蔵省	関稅調査委員会委員男爵
12月20日			金參百円 右手当トシテ給与ス	内閣	中央統計委員会委員男爵

12月20日			金参百円 右手当トシテ給与ス	内閣	人口食糧問題調査会委員男爵
12月20日			金貳百円 右手当トシテ給与ス	内閣	資源審議会委員男爵
12月20日			金百円 右手当トシテ給与ス	内閣	文政審議会委員男爵
12月26日			金八百円 大礼事務格別勲劬ニ付賞賜ス	大礼使	大礼使参与官男爵
12月26日			金参百円 右手当トシテ給与	大藏省	中央諸官衙建築準備委員会委員男爵
12月26日			金貳百円 右手当トシテ給与	大藏省	国有財産調査会委員男爵
12月28日	金杯管組ヲ賜フ	賞勲局総裁正四位勲二等天岡直嘉			大礼使参与官商工次官従三位勲三等男爵
昭和4年1月17日	臨時電気事業調査会臨時委員被仰付	内閣			商工次官男爵
3月28日			手当トシテ金貳百五拾円給与ス	商工省	瓦斯事業委員会委員男爵
3月30日			手当トシテ金貳百五拾円給与ス	農林省	蚕糸委員会委員男爵
4月10日	依願免本官	内閣総理大臣男爵田中義一奉			商工次官男爵
4月16日			金参百円 右職務格別勲劬ニ付賞与	逓信省	元簡易生命保険積立運用委員会委員男爵
4月18日			金五拾円 右手当トシテ給与ス	内閣	元文官高等懲戒委員男爵
4月22日	航空評議会評議員被免	内閣			従三位勲三等男爵
4月22日			手当トシテ金貳百円給与ス	商工省	元計理士試験委員長男爵
4月22日			手当トシテ金貳百円給与ス	商工省	元工業審査委員会委員男爵
4月22日			手当トシテ金貳百円給与ス	商工省	元国産振興委員会委員男爵
4月22日			手当トシテ金貳百円給与ス	商工省	元工業品規格統一調査会副会長男爵
4月22日			手当トシテ金参百円給与ス	商工省	元商工審議会委員男爵
4月22日			手当トシテ金七千円給与ス	商工省	元商工次官男爵
4月22日			手当トシテ金九百円給与ス	商工省	元商工次官男爵

4月22日							元商工次官男爵
5月2日	特旨ヲ以テ位一級被進	宮内省		事務格別 勲賜ニ付金五百円費与ス	商工省		従三位勲三等男爵
5月2日	叙正二位	宮内大臣従二位 勲一等一木喜徳 郎奉					従三位勲三等男爵
12月14日				金百円 右手当トシテ給与ス	内閣		元資源審議会委員男爵
12月14日				金式百円 右手当トシテ給与ス	内閣		元人口食糧問題調査会委員男爵
12月14日				金式百円 右手当トシテ給与ス	内閣		元中央統計委員会委員男爵
12月18日				金百円 右手当トシテ給与	大蔵省		元関税調査委員会委員男爵
12月24日				手当トシテ金百円給与	通信省		元臨時電気事業調査会臨時委員
12月24日				金百円 右手当トシテ給与	大蔵省		元中央諸官衛建築準備委員会委員男爵
12月24日				金百円 右手当トシテ給与	大蔵省		元国有財産調査会委員男爵
昭和9年4月29日	昭和六年乃至九年事變ニ於ケル功ニ依リ旭日中綬章ヲ授ケ賜フ	實勲局總裁従三位勲一等下條康磨					貴族院議員正三位勲三等男爵
11月5日	製鉄事業評価審査委員会委員被仰付	内閣					貴族院議員男爵
昭和10年7月4日	司法制度調査委員ヲ囑託ス	司法省					貴族院議員男爵
昭和10年10月1日	紀元二千六百年祝典準備委員会委員被仰付	内閣					貴族院議員男爵
昭和11年1月2日	仮記 叙勲二等授也旭日重光章	實勲局					正三位勲三等男爵